

1	秋E	日市の	概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	秋日	日市の	都市	請十	·画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	土均	划用	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		■都市 ■区域 ■地域	区分	•	•	•																					•		•	•	5
4	都下	画信司	施設	Ն •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
		■交通 ■公共 ■処理																•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0 2 3
5	市街	5地開	発事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
6	地区	三計画	等•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
7		5づく																													9
		■景観 ■屋外 ■まち ■都市	づく	(1)	ル	_	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 2 2 2	2
<u>参考</u>	<u> </u>	第7	次秒	<u>√</u> ⊞	市	総	合	都	市	<u>=</u> +	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
<u>参考</u>	<u> </u>	秋田	市立	7地	適	正	化	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8

秋田市の概要

≌沿革

秋田市の開発は、天平5年(733年)、時の政府が北辺の政治や交易の拠点として高清水の丘に出羽柵、後の秋田城を設置したことにさかのぼります。

中世には、安東氏が現在の土崎地区に湊城を構え、土崎湊は、全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄しました。

その後、慶長7年(1602年)、佐竹氏が常陸から秋田へ国替えとなり、現在の千秋公園の地に新たに久保田城を築城するとともに、今日の中心市街地の原型となる城下町を建設しました。

明治以降は、県庁所在地として引き続き拠点都市としての機能を担い、明治22年(1889年)に市制施行により面積6.9 km。人口約29,300人、世帯数約6,600世帯の秋田市となり、その後は周辺町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、秋田新幹線をはじめとする交通運輸機関の整備などにより、市勢はめざましい発展を遂げました。

このような歴史により、北日本、日本海沿岸地域の要となる都市としての機能を培ってきた秋田市は、平成9年(1997年)に中核市に移行、17年(2005年)には旧河辺町・旧雄和町と合併し面積905.67k㎡、人口336,395人、世帯数133,141世帯の新市となり、今日に至っています。



(令和3年4月1日現在:秋田市情報統計課)

--- 各地域の概況

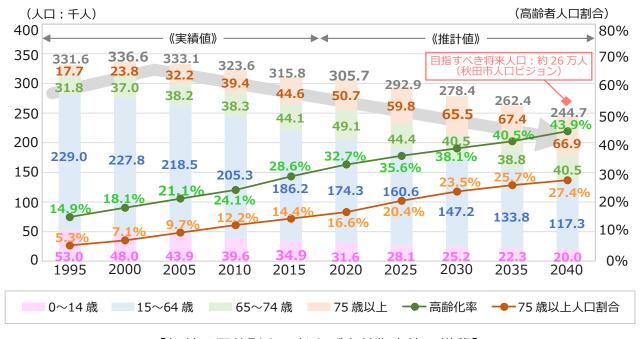
中央地域	中央地域は、秋田駅周辺から官公庁団地までの都心を有し、行政、経済、産業など 各種機能が集積し、本市都市機能の中枢をなす地域です。 地域の人口:69,534人〔約23.0%〕、面積:約18.1k㎡〔約2.0%〕
東部地域	東部地域は、土地区画整理や大規模開発による基盤の整った住宅地が広がるほか、 高等教育機関が複数立地した地域です。 地域の人口:61,686人〔約20.4%〕、面積:約179.3k㎡〔約19.8%〕
西部地域	西部地域は、良好な住宅地とこれに隣接した商業地や工業団地を抱え、山林や海をはじめとする豊かな自然を有した地域です。 地域の人口:33,509人〔約11.1%〕、面積:約82.4k㎡〔約9.1%〕
南部地域	南部地域は、秋田新都市の整備や仁井田地区などでの宅地造成が進み、7地域の中で最も年少人口割合が高く、老年人口割合が低い地域です。 地域の人口:48,499人〔約16.1%〕、面積:約41.7km ² 〔約4.6%〕
北部地域	北部地域は、重要港湾秋田港、史跡や良質な住宅地、田畑、山林などの自然環境を有し、多様な特性をもつ地域です。 地域の人口:75,474人〔約25.0%〕、面積:約138.6k㎡〔約15.3%〕
河辺地域	河辺地域は、太平山の豊かな緑や清らかなせせらぎといった自然資源や旧羽州街道 沿いの街並みや茅葺民家など地域の歴史を伝える資源に恵まれた地域です。 地域の人口:7,655人〔約2.5%〕、面積:約301.1km²〔約33.2%〕
雄和地域	雄和地域は、秋田空港や空港インターチェンジなどの広域交通環境を有するととも に、観光施設や学術・研究施設など、様々な機能をもつ地域です。

(令和3年4月1日現在:秋田市情報統計課)

■ 人口および高齢化率の推移

本市の人口は、平成17年に河辺町・雄和町と合併し、33万人になりましたが、その後は減少傾 向にあります。年齢階層人口とその割合については、年少人口(O~14歳の人口)と生産年齢人口 (15~64歳人口)が減少傾向にある一方で、老年人口(65歳以上の人口)は増加していくことが 見込まれています。

地域の人口:5,648人〔約1.9%〕、面積:約144.5km⁽〔約16.0%〕



【年齢4区分別人口および高齢化率等の推移】

出典:各年国勢調査(1995~2015年)、国立社会保障人口問題研究所(2020年~) 2005年1月以前のデータは、旧河辺町、旧雄和町を含む 2015年までの総人口は、年齢不詳人口を含む



秋田市の都市計画

都市計画とは __毎日の暮らしを豊かにするみんなの大切な約束-

都市計画は、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するために、都市の将来の姿を予 測しながら土地の合理的な利用(土地利用計画)、都市の根幹となる施設(都市施設)、秩序ある 市街地の整備(市街地開発事業)を総合的に計画し、効果的に実現するための制度です。

■都市計画の体系

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

秋田都市計画

第14次秋田市総合計画 県都 『あきた』 創生プラン

第7次 秋田市総合都市計画 市町村都市計画マスタープラン

土地利用に関する計画

用途地域制度により、住居、商業、工 業といった土地利用を設定し、それぞ れに応じた環境の確保を図る計画です。

都市施設に関する計画

快適な生活に欠かせない道路、公園、 下水道など、都市の骨組みを形づくっ ている都市施設を、計画的に配置する ものです。

市街地開発事業に関する計画 公共施設や宅地などを、一定の広がり を持つ区域で整備する事業です。

地区計画等

比較的小規模の地区を対 象に、それぞれ地区の特 徴を十分に生かしたきめ 細かなまちづくりを進め、 美しい家・街並みを造り 出すことなどを定める計

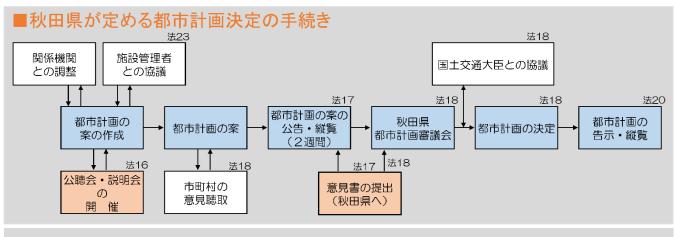
■ 都市計画の内容

-都市計画法による都市計画一覧表-都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発方針等 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 用途地域 _種中高層住居専用地域| 特別用途地区 特定用途制限地域 特例容積率適用地区 第一種住居地域 高層住居誘導地区 高度地区 高度利用地区 特定街区 第二種住居地域 都市再生特別地区 居住調整地域 居住環境向上用途誘導地区 準住居地域 特定用途誘導地区 防火地域 準防火地域 田園住居地域 地域地区-特定防災街区整備地区 | 景観地区 | 風致地区 | 駐車場整備地区 近隣商業地域 (土地利用)-臨港地区 歷史的風土特別保存地区 商業地域 第一種歷史的風土保存地区 第二種歷史的風土保存地区 準工業地域 緑地保全地域 特別緑地保全地区 緑化地域 流通業務地区 工業地域 生産緑地地区 伝統的建築物群保存地区 工業専用地域 航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区 市街地再開発促進区域 土地区画整理促進区域 促進区域 [住宅街区整備促進区域] [拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域] |遊休土地転換利用促進地区| | 被災市街地復興推進地区| |道路| 都市高速鉄道 | 駐車場 | 自動車ターミナル | 空港 | その他の交通施設! 公園 緑地 広場 墓園 その他の公共空地 |水道||電気供給施設||ガス供給施設||下水道||汚物処理場||ごみ焼却場||その他の供給・処理施設| 河川 運河 その他の水路 学校 図書館 研究施設 その他の教育文化施設 病院 保育所 その他の医療・社会福祉施設 都市施設-市場 と畜場 火葬場 -団地の住宅施設 一団地の官公庁施設 一団地の都市安全確保拠点施設 流通業務団地 --団地の津波防災拠点市街地形成施設||--団地の復興再生拠点市街地形成施設| 一団地の復興拠点市街地形成施設 電気通信事業の用に供する施設 防風、防火、防水、防雪、防砂および防潮施設 「<mark>土地区画整理事業</mark> 新住宅市街地開発事業 工業団地造成事業 市街地 **「市街地再開発事業** 新都市基盤整備事業 住宅街区整備事業 防災街区整備事業 開発事業 市街地開発「新住宅市街地開発事業の予定区域 工業団地造成事業の予定区域 新都市基盤整備事業の予定区域 面積20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域 予定区域 【一団地の官公庁施設の予定区域 流通業務団地の予定区域 地区計画 防災街区整備地区計画 |※着色は、秋田市において決定している都市計画 □ 市が決定するもの 地区計画等一歴史的風致維持向上地区計画 ! 条件によっては市が決定するもの |沿道地区計画| 集落地区計画

都市計画決定手続き

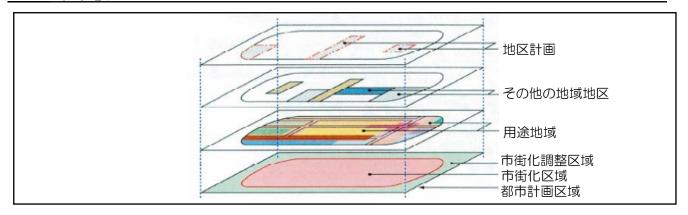
都市計画は、原則として都道府県または市町村が定めることとされており、その内容を決定する ためには、一定の手続きが必要になります。手続きには、住民の意見が反映されるよう、案の縦覧 や意見書の提出の制度が設けられています。

また、必要に応じて説明会や公聴会の開催など手続き上の配慮もされています。

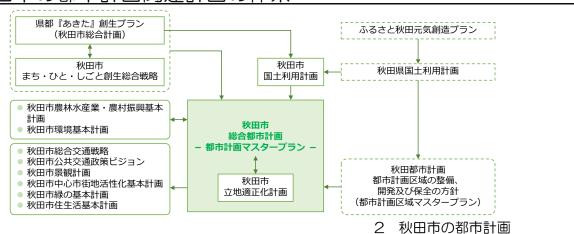


■秋田市が定める都市計画決定の手続き 関係機関 施設管理者 秋田県知事との協議 との調整 との協議 法19 法1<mark>9</mark> 法20 都市計画の案の 都市計画の 秋田市 都市計画の 公告・縦覧 都市計画の決定 案の作成 都市計画審議会 告示 • 縦覧 (2週間) 法17 法19 法16 公聴会・説明会 意見書の提出 \mathcal{O} (秋田市へ) 開 催

都市計画のイメージ



₩ 秋田市の都市計画関連計画の体系





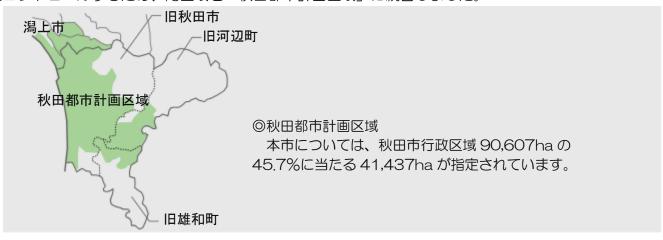
土地利用

都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画の基本理念である健康で文化的な生活と機能的な活動の確保を目的とした、都市計画法およびその他の法令の規制を受けるべき土地の範囲です。

昭和2年3月、都市計画法施行都市の指定を受けた本市の都市計画区域は、昭和5年から昭和40年の第3次決定まで、市域の拡大とともに逐次変更してきました。昭和43年6月、新都市計画法の制定に伴い、一体の都市計画として広域的に整備、開発又は保全する必要のある区域を都市計画区域とするものとし、昭和46年3月に秋田市、天王町、昭和町、飯田川町(3町とも現潟上市)の1市3町からなる「秋田都市計画区域」が定められました。

平成17年1月には、河辺町・雄和町との合併により「河辺都市計画区域」が市域に加わり、本市は 二つの都市計画区域を有することとなりましたが、平成26年7月に同一の土地利用規制のもとで開発 をコントロールするため、同区域を「秋田都市計画区域」に統合しました。



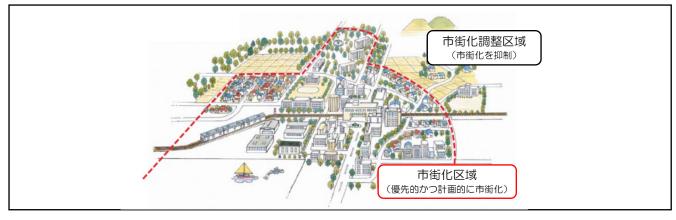
区域区分

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分できるとされており、この区分を「区域区分」といいます。

秋田市では、秋田都市計画区域が定められた昭和46年3月に、「市街化区域」および「市街化調整区域」を定めています。

市街化区域 • 市街化調整区域

- ◎市街化区域・・・・すでに市街化を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のことです。
- ◎市街化調整区域・・市街化を抑制する区域のことで、無秩序な市街化を防止するために定められています。



地域地区

地域地区とは、都市における土地利用の動向を勘案して、快適で機能的な都市環境を形成・保全するために、都市計画区域内の土地をその土地利用計画によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、地域・地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を図るためのものです。

用途地域

用途地域は、将来のあるべき土地利用の姿を実現するための手段であり、都市の中を住居系、商業系、工業系に大別し、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途と形態(容積率・建蔽率など)を定めるものです。

具体的な建築制限は建築基準法等と連動して行われます。

■用途地域のイメージ

■■■■■■■■■■■■■■■ 住居系 ■■■■■■■■■■■■■■■

第一種低層住居専用地域



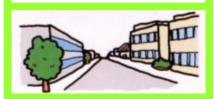
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や 事務所をかねた住宅や小中学校 などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150 ㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守る ための地域です。病院、大学、 500 ㎡までの一定のお店など が建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を 守るための地域です。病院、大 学などのほか、1,500 ㎡までの 一定のお店や事務所などが建て られます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000 ㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域(※)



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



近隣の住民が日用品の買い物を する店舗等の業務の利便の増進 を図る地域です。住宅や店舗の ほかに小規模の工場も建てられ ます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店、 事務所などの商業等の業務の 利便の増進を図る地域です。住 宅や小規模の工場も建てられ ます。

_____工業系

準工業地域



主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の増 進を図る地域で、どんな工場で も建てられます。住宅やお店は 建てられますが、学校、病院、 ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を 図る地域です。どんな工場でも 建てられますが、住宅、お店、学 校、病院、ホテルなどは建てられ ません。

都市計画図を見てみよう!



■秋田市の建蔽率・容積率

用途地域	建蔽率/容積率(%)
第一種低層住居専用地域	30/50, 40/60
第一種吃管任 占 等用地域	50/80, 50/100
第二種低層住居専用地域	50/80
第一種中高層住居専用地域	50/100, 60/150
第一性中间信任后专用地域	60/200
第二種中高層住居専用地域	60/200
第一種住居地域	60/200
第二種住居地域	60/200
準住居地域	60/200
近隣商業地域	80/200, 80/300
商業地域	80/200, 80/400
[一	80/500, 80/600
準工業地域	60/200
工業地域	60/200
工業専用地域	60/200
市街化調整区域	70/200

■ 用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

		卫企业 师	-		— 種	第二種	第一					商	準コ		
		卫企业 师	-	二種	— 種	=	第一					商	準コ		
		五 冷判师	種			二種	_	=		Œ	D**				
		五次 判阳	建			悝		_							
		T 全 4 1 阳		低	中	中			住	園	附		ェ	э	
	〇 建てられ	用途地域内の建築物の用途制限				高	種	種				業	弟	ŧ	
		れる用途	住	層住		層	住	住		住	冏		業	卓	備考
	建てら;	れない用途	居	居		住	ч	т		居	丵		未	月	****
	①,②,③,④,▲,● 面積、		専	専		居	居			/	*	地	坩	b "	
	①,②,③, ④ ,▲,●		-	用		専用	Lik.	116	地	地	抽		地	封	h
				地	地	地	地	地		-0					
				域		域	域	域	域	域	域	域	域域	t t	艾
住宅、	共同住宅、寄宿舎、下宿		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0)	
兼用住	宅で、非住宅部分が、50㎡以下かつ発	建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		非住宅部分の用途制限あり
Л	店舗等の床面積が 150㎡ 以	下のもの		1	2	3	0	0	0	1	0	0	0		①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建
ı		招え、500㎡ 以下のもの			2	3	0	0	0		0	_	0) (4	具等のサービス業 2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損
÷ =	店舗等の床面積が 500㎡ を起					_									/D// 四点 4/2 4 十二 古地 本版 1 1 #
舗						3			0		0	-+	0 0		等のサービス業用店舗のみ
等	店舗等の床面積が 1,500㎡ を起	当え、3,000m以下のもの					0	0	0		-+	-	0 (32階以下
Л	店舗等の床面積が 3,000㎡ を起	迢え、10,000㎡ 以下のもの						0	0		0	0	0		① ④物品販売店舗、飲食店を除く ■ ▲農産物直売所、農家レストラン等のみ。
J	店舗等の床面積が10,000㎡を超	えるもの									0	0	•		2階以下。
3		のもの				lack	0	0	0		_		0 0) (
事	事務所の床面積が 150㎡を超	-				_			-		0		0 0	_	
務	事務所の床面積が 500㎡を超					<u> </u>	0		0		0			_	<u>2</u> ▲2階以下
I РЛ 🛏	事務所の床面積が 1,500㎡を起						0		0		0		0 0		
₹ _	事務所の床面積が 3,000㎡を起)	0	0		_	_	0 0	_	
	事物がの水面質が 3,000mを起 レ、旅館						1	0	0			_	0	+	
遊	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴ	ルフ練習場、バッティング練習場等					1	0	0		_	-	0 0)	①3,000㎡以下
施力	カラオケボックス等						·	2	2			0			② ②10,000㎡以下
設	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬							2	2			0	• (2		<u> </u>
風								٧	<u>∠</u>		_	_		<u> </u>	▲客席200㎡未満
100	製物、吹画品、演芸場、観覧場 キャバレー、個室付浴場等												<u> </u>	Ŧ	▲個室付浴場等を除く
4	分别国 小学技 古学技 古学学技		0	0	0	0	0	0	0	0		-	0	+	■ 個主的 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
- 12	A)	0								0	+	
1.1			0	0	_	0				0		_	0 0)	
	四百品刊 巡査派出所、一定規模以下の垂	R.伊局等	0	_	-	0					0	_	0 0	_	
· *	神社、寺院、教会等	12.13.13		0							0		0 0		
抦	病院)	0	0					0		0	1	
196	公衆浴場、診療所、保育所等		0	0	_	0				0	0		0 0) (
	老人ホーム、福祉ホーム等		0		0								0 0		
校	老人福祉センター、児童厚生施		<u> </u>	<u> </u>	0	0			0		0				○ ▲600㎡以下
生 -	自動車教習所				Ť			0			_	_			○ ▲3,000㎡以下
	<u>ロ </u>				A	A			0						○ ▲300㎡以下 2階以下
-	建築物附属自動車車庫		1	1	<u>_</u>					1			0 0		① 1600㎡以下 1階以下
		部分を除いた建築物の延べ面積	1	1	_	2					0			7	→②3,000㎡以下 2階以下
_	以内かつ備考欄に記載の制限			>	※ —	団地	也の見	敗地	内に	こつし	ハて制	制限	あり		③2階以下
1	倉庫業倉庫								0		0	0	0 0		
														T	①2階以下かつ1,500㎡以下
F	自家用倉庫					(1)	(2)	0	0	\blacktriangle	0	0	0		②3,000㎡以下 ▲ 舞
							,								▲農産物及び農業の生産資材を貯蔵する ものに限る
Ę	 畜舎(15㎡を超えるもの)						A	0	0		0	0	0		3,000㎡以下
T ,	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、	洋服店、 畳屋、 建具屋、												T	
+ + =	自転車店等で作業場の床面積が				•	•	0	0	0		0	0	0		○ 原動機の制限あり ▲2階以下
倉倉							(1)	1	1	\blacktriangle	2	(2)	0 0		原動機・作業内容の制限あり
<u></u>)				2	-	0 0	-	── 作業場の床面積 ○ (①50㎡以下 ②150㎡以下)
等											(2)	(2)		_	▲農産物を生産 集荷 処理及び貯蔵する
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												0 0		ものに限る。	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場															
白利市校理工程							1)	1	2		3	(3)			作業場の床面積 ①50㎡以下
自動車修理工場															②150m以下 ③300m以下
E		量が非常に少ない施設				1	2	0	0		0	-	0 0	_	-
											_	_	010	11	1 1 FOOme NIT OF BUILT
,		量が少ない施設									0				<u></u> ①1,500㎡以下 2階以下
,		量が少ない施設 量がやや多い施設									0				2 (1)1,500m以下 2階以下 2 (2)3,000m以下
,	危険物の貯蔵・処理の量										O		0 (②3,000㎡以下

- 注)本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
- ●)秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例により、床面積 10,000 ㎡超の大規模集客施設の立地を制限

₩ 特別用途地区

用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

秋田市では、平成20年7月1日に当時の秋田・河辺の両都市計画区域の準工業地域を大規模集客施設制限地区に指定し、準工業地域における床面積10,000㎡超の大規模集客施設(店舗、飲食店、遊技場等)の立地を制限しています。

高度利用地区

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高限度および最低限度、建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区です。

秋田市では、秋田駅前地区、中通一丁目地区を指定しています。



➡ 防火地域•準防火地域

市街地を火災の危険性から防ぐために、建築物を耐火建築物や準耐火建築物に、また一部分を防火構造にするなど、構造や材料の面から防火上の規制を定める地域です。

秋田市では、防火地域を商業業務施設が集中している秋田駅前の商業地域に、準防火地域をその他の商業地域・近隣商業地域・その他の一部の地域に指定しています。

国致地区

風致地区は市街地近郊の自然景勝地・史跡・水辺・丘陵の緑地・緑の多い住宅地等を対象とし、自然の景観などを保護するために定める地区です。

地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為が、条例で規制されていますが、これにより良好な自然環境が保全され、秩序ある都市環境の形成が図られることとなります。

秋田市では、城跡・金照寺山・高清水・手形山・勝平山・焼山・浜ナシ山・大森山・金足の9つの地区を指定しています。



臨港地区

港湾の管理運営のために定める地区であり、地区内に分区を指定し、各分区の目的を阻害する建築物の建築は禁止されています。

秋田市では、県の「臨港地区内の分区の 指定及び分区における構築物の規制に関する条例」で商港区・工業港区・保安港区・ マリーナ港区・修景厚生港区の5つの分区 が指定されています。



都市計画施設

交通施設

道 路

都市計画道路

道路は、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を支える根幹的役割を担う施設です。また、都市内のオープンスペースを確保し、良好な市街地の環境をつくりだす空間としての植樹帯の設置、災害時の避難や火災時の遮断機能としての都市防災空間、またライフライン(電気、ガス、水道等)を収容する空間としての役割も果たしています。

秋田市の都市計画道路は、昭和8年に広小路(現秋田駅八橋線)他6路線、総延長約8,462mを都市計画決定して以来、市街地の拡大や交通機能の多様化に伴い、令和3年3月31日現在では88路線、総延長約276kmを決定しており、整備率は77.3%(82.5%: 概成済含む)になっています。

■都市計画道路の種類

自動車専用道路

自動車のみの通行に制限されている道路で、都市高速道路、都市間高速道路、 一般自動車道などが、これにあたります。

幹線街路

都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通や、都市内の住宅地、 工業地、業務地等の相互交通を連絡する道路です。

区画街路

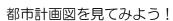
路 │近隣地区等の地区における宅地の利用のためにもうけられる道路です。

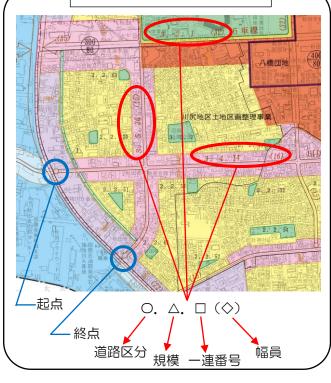
特殊街路

歩行者や自転車の交通のためにもうけられる道路で、沿道サイクリングロードなどがこれにあたります。









■街路番号の内容

I) 道路区分

1:自動車専用道路

3: 幹線街路

7:区画街路

8:特殊街路アに相当する歩行者専用道等

9:特殊街路イに相当する都市モノレール専用道等

10:特殊街路ウに相当する路面電車道

ア もっぱら歩行者、自転車又は自転車および歩行者の それぞれの交通の用に供する道路

イ もっぱら都市モノレール等の交通の用に供する道路

ウ 主として路面電車の交通の用に供する道路

Ⅱ)規 模

1:幅員 40m以上のもの

2:幅員 30m以上 40m未満のもの

3:幅員 22m以上 30m未満のもの

4: 幅員 16m以上 22m未満のもの

5: 幅員 12m以上 16m未満のもの

6:幅員 8m以上 12m未満のもの

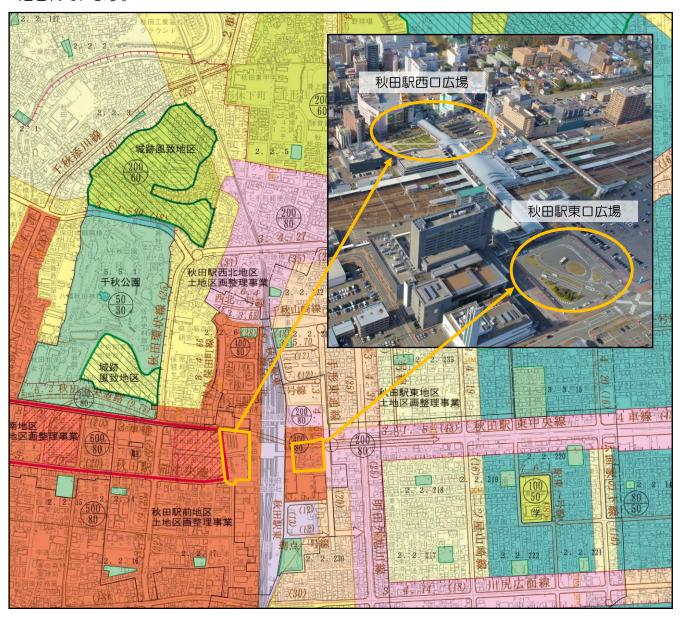
7:幅員 8m未満のもの

Ⅱ) 一連番号

■ 交通広場

道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる広場で、主として、歩行者、バス、タクシーなどの交通を適切に処理するためのもので、都市計画では道路の一部として計画決定されています。 鉄道の駅に接続するものを一般に駅前広場と呼び、鉄道と他の交通機関との交通結節点として、 交通機関相互の乗り継ぎなどの交通を処理する重要な都市交通施設です。また、都市の顔というべき駅前のオープンスペースとして都市景観上も重要な役割を担っています。

秋田市では、追分駅前、土崎駅前、秋田駅西口・東口、牛島駅前、新屋駅前広場の6つが計画決定されています。



駐車場〔自転車駐車場〕

通勤・通学および買い物のための自転車利用の増大と駐輪場の不足により、(都)秋田駅八橋線(通称:広小路)から(都)秋田駅前中央線(通称:中央通り)までの中央街区およびその周辺の道路上に大量の自転車が放置されていたことや、平成元年11月18日に開館した秋田総合生活文化会館・美術館(愛称:アトリオン)への自転車利用者が多く見込まれたことから、中通二丁目広場の地下に当該都市施設の計画決定を行いました。

なお、位置選定にあたっては、都心商業地に新たな用地確保するには、多大な用地費が必要になることから、自転車駐車場の適正配置と公共用地の有効利用を図るうえで、都市計画広場の下に計画しました。

公共空地

₩ 公園・緑地

自然観察・レクリエーションなどを行う 市民の憩いの場として、また市街地における緑のオープンスペースとして、潤いのあ る生活をもたらすとともに、災害時の避難 場所、公害の緩衝地帯として重要な役割を 果たしています。

秋田市では、令和3年3月31日現在、 263カ所約2,122ha(墓園・広場を含む) を都市計画決定し、そのうち185カ所約 607haを開設しています。

太平山リゾート公園(花公園エントランス広場)

広 場

主として市街地の中心部において、休息 又は鑑賞の用に供することを目的とした ものであり、都市景観の向上において、重 要な役割を担っています。

秋田市では中通二丁目広場の1カ所を計画決定しており、秋田総合生活文化会館・美術館(アトリオン)に隣接し、歩行者に安らぎと語らいの空間を提供しています。

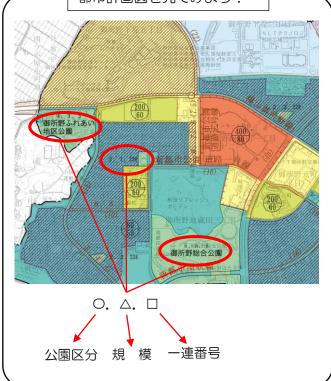


三河 川

河川は、市民にとっての水瓶、雨水の安全な排水路、農業用水、工業用水、発電水等の水資源、 魚釣りや散歩などのレクリエーションの場といった様々な機能を持ち合わせています。また、美し い景観を提供するという厚生的な役割も兼ね備えております。

秋田市では、雄物川のより一層良好な自然環境保全の基盤整備を行うため、都市計画河川として 決定して、河川緑地事業の推進に努めています。

都市計画図を見てみよう!



■公園番号の内容

- I) 公園区分
 - 2:街区公園
 - 3: 近隣公園
 - 4:地区公園
 - 5:総合公園
 - 6:運動公園
 - 7:特殊公園ア)に該当するもの
 - 8:特殊公園イ)に該当するもの

ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園

- イ)動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的 とする公園
- 9:広域公園

Ⅱ)規模

- 2:面積 1ha 未満のもの
- 3:面積 1ha 以上 4ha 未満のもの
- 4:面積 4ha 以上 10ha 未満のもの
- 5:面積 10ha 以上 50ha 未満のもの
- 6:面積 50ha 以上 300ha 未満のもの
- 7:面積 300ha 以上のもの
- Ⅲ) 一連番号

処理施設・教育施設・その他施設

下 水 道

下水道は、都市内における雨水や汚水の 処理、浸水の防除等、生活環境の改善を図 り、健康で文化的な生活を営むための施設 です。

秋田市では、令和3年3月31日現在、排水区域(処理区域)7,851haのうち、約81.0%にあたる6,362haが整備され、総人口に対する下水道処理人口普及率については約94.1%となっています。



活物処理場

汚物処理場は、下水道で処理されないし 尿等を衛生的に処理する施設で、秋田市で は、向浜に設置しています。



₩ごみ処理場

秋田市では、秋田市東部ごみ処理場(秋田市総合環境センター)があり、リサイクル、破砕、焼却、埋立を一体的に行っています。

溶融施設は、多様なごみを受け入れ資源 化し、ごみを処理した時の熱を回収して発 電を行い、自家消費および売電をしていま す。



学校

都市計画法に基づき総合的な土地利用 の基本構想により、適切な位置に学校用地 を確保するため、都市施設として計画決定 します。

都市計画決定された小学校4校、中学校1校および大学1校については、すべて開校しています。



計 市 場

生鮮食料品の安定的確保や、卸売業者の再編成による経営基盤の強化と流通機構の整備、さらに都市環境の維持のため、昭和50年3月に本県の中枢拠点市場として、中央卸売市場の営業を開始しました。

その後、施設区域の拡大に伴い計画変更を行い、現在は区域面積が14.6ha、供給能力は青果物・水産物・花きとなっています。

₩ 火 葬 場

秋田市では、外旭川に秋田市斎場を、昭和30年5月に計画決定しています。

昭和31年8月に、面積約4,870㎡で開設し、需要の増加や施設の増改築のため、数度の区域変更を行い、現在の計画面積は14,300㎡となっています。





■と 畜 場

と畜場は、食肉の安定供給を図るための 施設です。

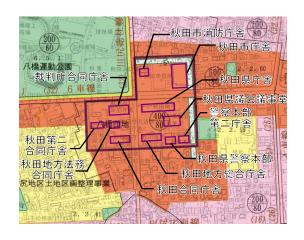
秋田県食肉流通公社では、全県で生産された肉用牛の約50%、肉豚の約40%が搬入され、それらを肉畜解体処理・冷蔵・部分肉処理し、各地へ出荷しています。



■一団地の官公庁施設

官公庁の建築物を一定地区に集中的に配置し、これを利用する公衆の利便、公務能率の増進、建築物の不燃化促進、土地の高度利用を図るための施設です。

昭和34年12月に県庁舎、昭和39年10月に市庁舎が完成しました。平成28年4月には秋田市新 庁舎が完成し、現在は、官公庁団地の必要な施設のほとんどが建設されています。







市街地開発事業

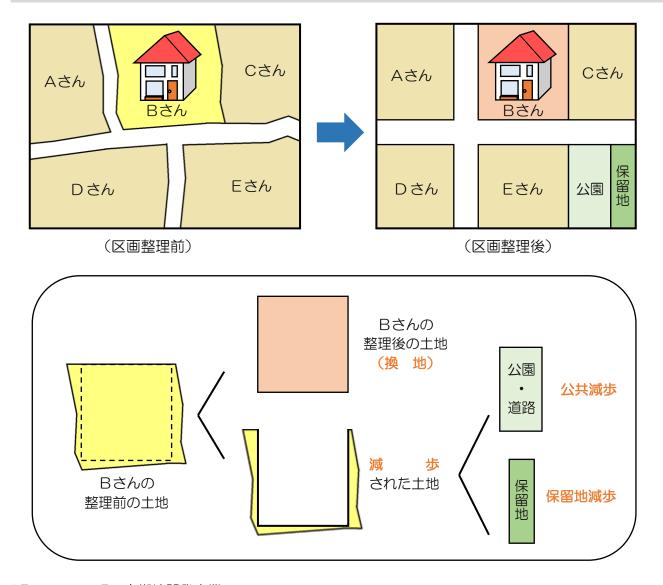
市街地開発事業とは、都市計画で定められた土地利用計画に基づいて、秩序ある市街地を形成するため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うものです。また、都市施設の整備は点と線であるのに対し、市街地開発事業は面的な整備をするものです。

秋田市では、都市計画法上の市街地開発事業7種のうち、土地区画整理事業と市街地再開発事業の2つを行っております。

土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るため、事業施行地区内の全ての土地所有者が、公平に土地を出し合って、新しい道路、公園、水路等の公共施設と、事業費の一部を生み出すための保留地を創出することを定めます。

- ■換 地・・・区画整理を施行する前の土地(従前の土地)に見合った新しい土地を地権者に渡すことを換地といいます。
- ■減 歩・・・地権者が、土地を少しずつ出し合うことを減歩といいます。そのうち公園、道路 等の公共用地に充てるための減歩を公共減歩といい、保留地に充てるための減歩 を保留地減歩といいます。
- ■保留地・・・換地をしないで、売却することによって事業の財源の一部に充てるための土地を 保留地といいます。



■土地区画整理事業の施行者

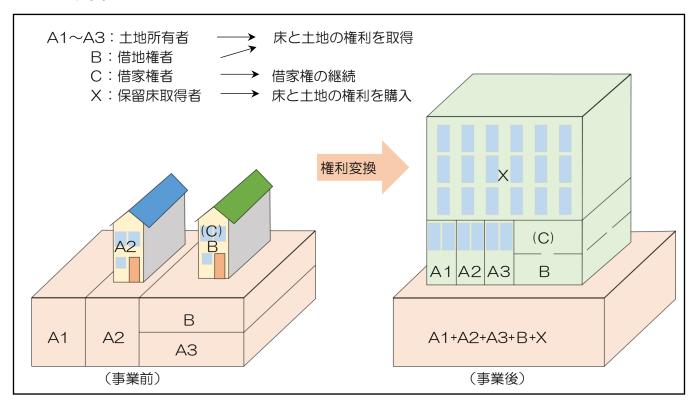
- ■個人施行・・・・・土地所有者又は借地権者が1名又は共同で市長の許可を受けて行うもの
- ■組合施行・・・・・土地の所有者又は借地権者が7人以上集まって組合を結成し、事業を実施 するもの
- ■公共団体施行・・・県や市が、都市計画として区画整理事業を行うことを決定した地区について実施するもの

市街地再開発事業

低層の木造建築物が密集し、土地の利用状況が著しく不健全で、災害の危険性もある地区について、細分化された土地を統合し、不燃化中高層化した共同建築物を建築し、あわせて道路、公園などの公共施設を整備するものです。

施行地区内の権利者の権利の変換方式の違いによって、第一種市街地再開発事業(権利変換方式)と第二種市街地再開発事業(用地買収方式)とに区分されます。

秋田市では、秋田駅前地区と中通一丁目地区の2地区を第一種市街地再開発事業として計画決定しています。



■市街地再開発事業(中通一丁目地区)





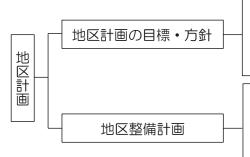


地区計画等

地区計画は、人々の暮らしの基礎的な「地区」を単位として、道路、公園などの地区施設の配置や 建築物の形態・用途・敷地などについて、きめ細かなルールを定め、地区の特性を生かしたまちづく りの計画です。その実現のためには、地区住民等の合意形成を図ることが必要です。

当計画は、地区の目標や将来像を定める「地区計画の目標・方針」と、その目標や将来像を実現するための具体的なルールを定める「地区整備計画」の2つで構成されています。

■地区計画の構成



地区計画の目標、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、 建築物等の整備の方針、その他当該区域の整備・開発およ び保全に関する方針を定めます。

地区計画の区域の全部又は一部の区域について地区計画の目標・方針に従って、地区施設に関する事項、建築物等に関する事項、その他の土地利用の制限に関する事項を定めます。

■地区計画が定められる区域

地区計画が定められる区域

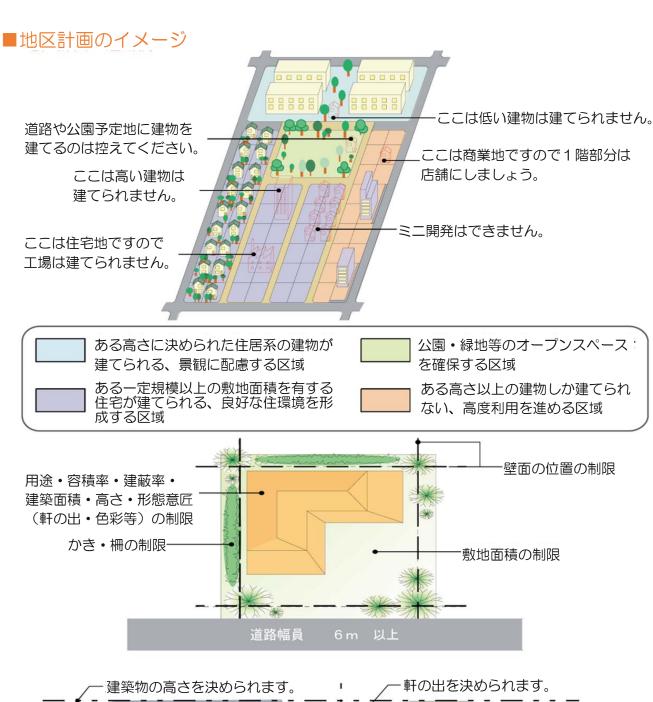
(都市計画法第12条の5)

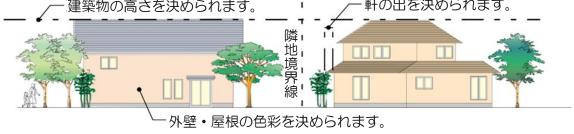
- ●用途地域が定められている土地の区域
- ●用途地域が定められていない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの
- ・住宅市街地の開発その他の建築物若しくはその敷地の整備に 関する事業が行われる、又は行われた土地の区域
- ・建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの
- ・健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区 の環境が形成されている土地の区域

■地区整備計画で定めることができる事項

種類	定めることができる事項 (都市計画法第 12 条の 5)
地区施設に	・地区施設(街区内の居住者の用に供する道路、公園、緑地、広場、そ
関する事項	の他公共空地)の配置・規模
建築物等に	• 建築物等の用途の制限
関する事項	• 容積率の最高限度又は最低限度(※)
	• 建蔽率の最高限度
	• 建築物の敷地面積の最低限度
	• 建築物の建築面積の最低限度(※)
	• 壁面の位置の制限
	• 建築物等の高さの最高限度又は最低限度(※)
	• 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
	かき又はさくの構造制限 ほか
その他の土地利用の	・現に存する樹林地、草地、水辺地等又は樹林や生垣の多く存する良好
制限に関する事項	な住宅地等を、一体的に保全するために必要な事項

(※) 市街化調整区域内では、建築物の容積率・建築面積・高さの 最低限度は定められません。

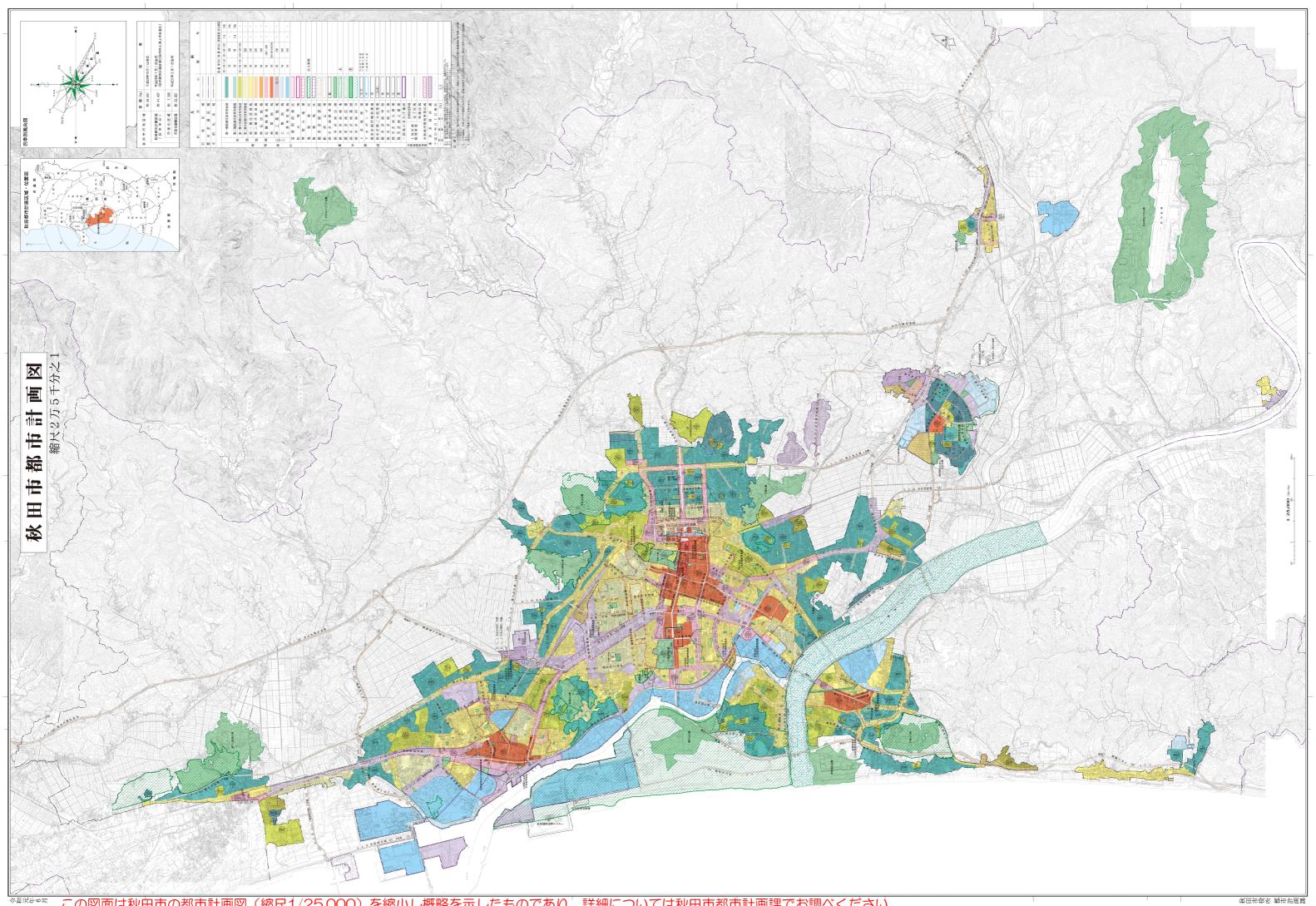




■良好な住宅地の例









まちづくり制度

景観

優れた景観は、市民の生活に潤いを与え、まちに対する愛着と誇りを持たせてくれます。さらに、 地域ごとの魅力が加わり、地域の活性化の源になっています。そして、都市の将来を担う子供たちの 豊かな感性を育ててくれます。

私たちの共有財産である優れた景観は、市民一人ひとりの手によってつくり育てていくことが大切です。

このため、平成21年10月に改正した秋田市景観条例では、市民の主体的な取組を支援していくための制度や必要な取組などについて定めています。

景観形成の基本原則

景観形成は、市、市民および事業者がそれぞれの担うべき役割を認識し、相互に協力し、連携するとともに、景観形成の主体である市民や事業者の取組を市が支援することにより、推進されなければなりません。

景観形成のための制度

■秋田市景観計画

景観法に基づき、秋田市の景観づくりの方針や、 市民協働による景観まちづくりの推進等について、 平成21年3月に定めています。

■景観を著しく阻害する要因に対する措置

建築物・広告物等が景観を著しく阻害するとき (阻害するおそれがあるときを含む)、あるいは景 観計画に適合しないときは、所有者・原因者に改善 などの協力を要請します。

■景観まちづくり団体等の登録

景観まちづくりを自主的に行う団体等を登録し、 活動費の助成や活動内容のPRによる活動支援を行い ます。

■大規模行為の届出

景観計画区域(秋田市全域)内において、一定の 規模を超える建築等(大規模行為)について、景観 法に基づく届出が必要です。また、助言・指導等に よる緩やかな規制・誘導を行い、良好な景観づくり を図ります。

■景観重要建築物・景観重要樹木の指定

公共空間から容易に見ることができ、景観形成上 重要と認められる建築物または樹木を指定し、保全 を図ります。

■表彰と支援

「市民が選ぶ都市景観賞」等で、景観形成に貢献する人・団体を表彰し、公表します。また、景観形成に寄与する活動への技術的支援などを行います。



景観形成に関する主な施策

■秋田市景観まちづくり活動支援助成金

自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動を行う団体に対する助成金です。

この助成金は市民協働による景観づくりを推進し、地域の特性を活かした景観の向上を図ることを 目的としています。

業都象域

- 秋田市内において一定の地域を対象として行われるものであること
- 地域の景観ルール導入のため、または地域の景観向上のために行うものであること

■対象団体

- ・秋田市景観条例第16条第1項の規定により登録を受けた団体
- ・地域の景観まちづくり活動を行う団体で、市長が認める団体

■助成金の額・回数等

活動の種別	助成額	活動例				
会議の開催		合意形成に向けた打合せ				
ワークショップの開催	全額	景観の保全・活用・創造のテーマ				
アンケート調査	土。铁	意識調査アンケート				
景観資源の調査		まち歩き、景観マップ作製				
指針・プランづくり		景観協定、ガイドライン				
景観イベントの開催	経費の1/2	シンポジウム、講演会、フォーラム				
景観に関する社会実験		有効性の検証などのための社会実験				

- ※1回の申請で複数の活動を組み合わせて申請が可能
- ※助成金の交付は、同一の団体に対して、1年度につき1回で50万円以内
- ※同一の団体に対し、助成金の限度額は、5年間で150万円

■秋田市景観重要建築物等保存事業費補助金

伝統的な町家などの歴史的建造物や良好な景観の形成に重要な樹木を地域の貴重な景観資源と位 置づけ、保存していくために修理や外観修景に対し補助する制度です。

■補助対象

• 歷史的建造物

おおむね昭和20年までに建築されたもので、その外観が秋田の歴史的景観にふさわしいもので あること

• 景観重要建造物

景観法の規定により指定された建造物でおおむね昭和20年までに建築されたもの

• 景観重要樹木

景観法の規定により指定された樹木

※補助対象の要件は、秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付事務取扱要領で規定

■補助概要

種別	項目	内 容	例	限度額	
	ア 修理・改修	当該建造物本体に 要する修理・改修	屋根葺き替え、外壁張 り替え、構造部分処理	300万円	
建造物	イの射修景	当該建造物に付帯	門および塀の修繕		
连 <i>担机</i>	ウ 景観阻害要因の解消	して屋外に露出し ている各種設備	屋外広告物改善、建築 設備への目隠し	200万円	
	工 基本設計・実施設計	ア〜ウに係る設計		50万円	
樹木	オ 樹形の整形等	剪定および枝の処理	2050		
他人	力 害虫駆除	薬剤の散布、注入等	30万円		

※補助率はすべての項目について、2分の1

※上記各項目を組み合わせて申請が可能

※同一の建造物に係る補助金の限度額は、10年間で550万円

※同一の樹木に係る補助金の限度額は、10年間で30万円

※一会計年度の申請回数は1回

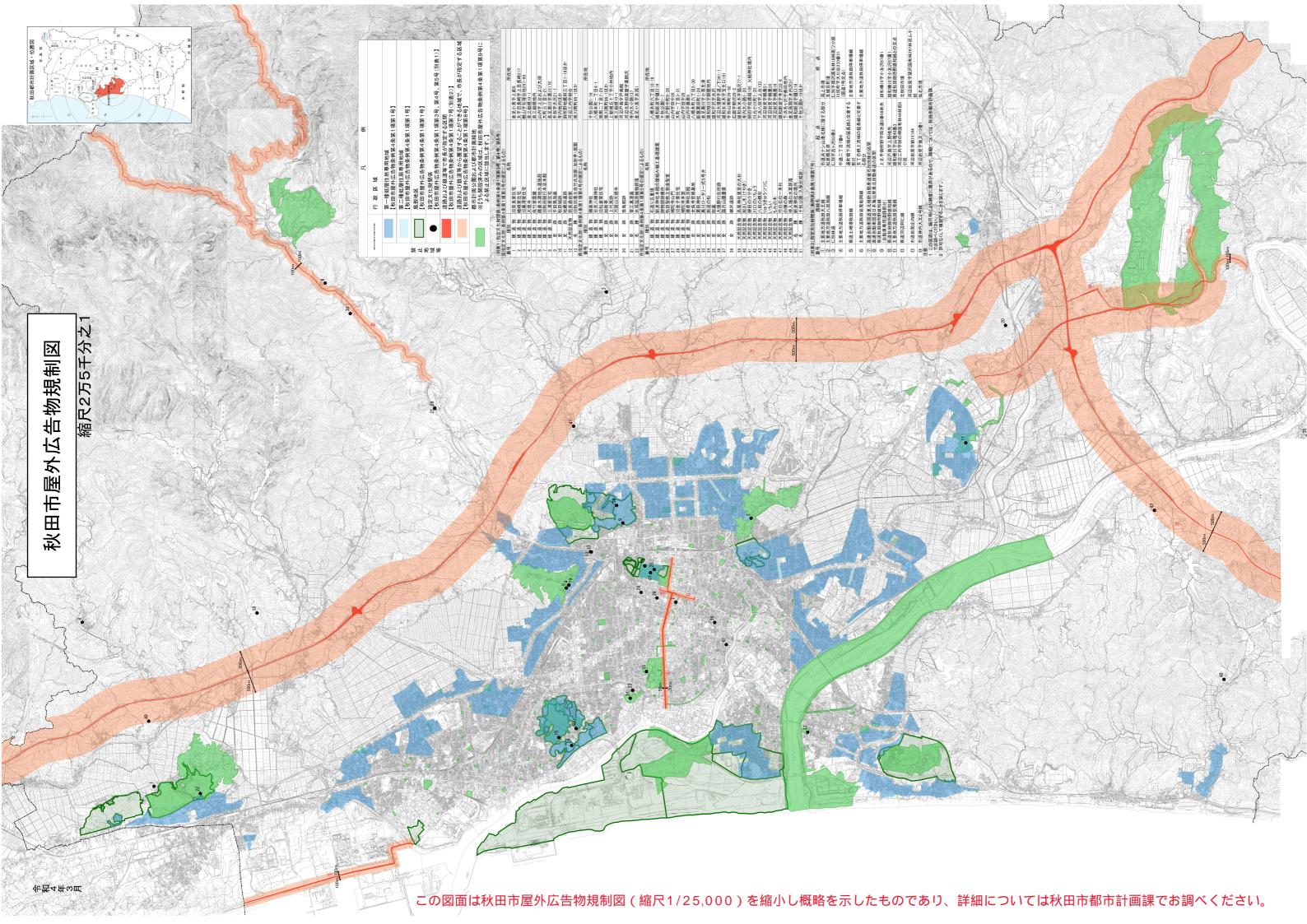
屋外広告物

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などをいいます。

秋田市では、屋外広告物の表示の場所や方法などについて必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、秋田市屋外広告物条例を定めています。

■広告物の種類(※:発光装置又は照明装置を有するものを含む)

	広告物の種類	定義					
① は	2紙	紙等を素材とし、建物その他の物件に貼り付けて表示するもので、立看板およびはり札以外のもの					
② はり札等		ベニヤ板、プラスチック板その他これに類するものに表示し、 又は紙等を貼り付けて表示し、容易に取り外すことができる状態で建物その他の物件に取り付けて、表示し、又は設置するもの					
③ 立看板等		木製等の枠に紙、布等を貼り、又はベニヤ板、プラスチック板 その他これらに類するものに紙等をはり、容易に取り外すこと ができる状態で立て、又は建物その他の物件に立て掛けて表示 し、又は設置するもの					
④ 幕		布等により表示し、又は設置するもので、はり紙、はり札、立 看板および旗以外のもの					
⑤ 旗		布等を旗ざお等に取り付け、当該旗ざお等により広告物等を支 えて、表示し、又は設置するもの					
⑥ アドバルーン		気球等を利用して、表示し、又は設置するもの					
	1)野立広告塔※	支柱を地上に定着させ、設置されるもので、表示面が柱状又は 塔状のもの	野立広告物				
	2)野立広告板※	支柱を地上に定着させ、設置されるもので、表示面が板状のもの	告物				
7	3)屋上広告塔※	建築物の屋上に設置されるもので、表示面が柱状又は塔状のも の	屋外広告物				
広告塔	4)屋上広告板※	建築物の屋上に設置されるもので、表示面が板状のもの	告物				
対は	5) 突出広告板※	建築物又は工作物の壁面に取り付けられる突出状のもの					
塔 マス		建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のもの					
	7) アーチ※	道路の上空を横断するもの					
	8)袖形看板	電柱その他の柱類に取り付けられる突出状のもの	電柱広告物				
	9)巻付看板	電柱その他の柱類に巻き付けられるもの	告物				



まちづくりルール

~市民が決める独自の"まちづくりルール"~



地区の皆さんが話し合って、地区限定の独自のまちづくりルールを決めることができる「地区計画」や「建築協定」などの制度をご存じですか?

これらを活用することで、住民が望む、地区の特性に応じた住み良いまちづくりを進められます。

■ 地区計画制度

比較的小さな範囲を対象に、公共施設の整備と建築物や土地の利用に関するきめ細かな計画を一体的に定める地区レベルの都市計画です。

地区の皆さんの意見をもとに、実情にあった内容を定めることになっており、また、規制効果にも弾力性があるため、いろいろなまちづくりに幅広く活用できます。

■地区整備計画に定める事項

地区施設	道路、公園、広場等の配置・規模
建築物等	 建築物等の用途の制限 建築物の規模(建蔽率、容積率)の制限 敷地面積の制限 壁面位置の制限 建築物等の高さの制限 建築物等の形態や色彩その他の意匠の制限 場限 塀の種類など

※詳細については、本編 17 ページをご覧ください。

建築協定制度

地区住民が全員の合意によって、建築基準法上の一般的な規制以上の独自ルールを定めて、これをお互いに守り合っていくことで良好な生活環境を維持しようとする制度です。

市長の認可を必要とし、その効力は 当事者はもとより後から土地の所有者 等となった人にも及ぶことになりま す。

■建築協定に定める事項

敷地:分割禁止、最低敷地面積の制限など

位置:隣地(道路)境界からの壁面後退距離の制限 構造:耐火構造に限る、ブロック塀の禁止など

用途:共同住宅の禁止、兼用住宅の制限など

形態:階数の制限、高さの制限など

意匠: 色彩の制限、看板など広告物の制限など 建築設備: アマチュア無線アンテナの禁止など

地区住民が全員の合意によって、緑 地の保全や緑化に関する事項を定め て、これをお互いに守り合っていくこ とで地域の良好な環境を確保しようと する制度です。

市長の認可を必要とし、その効力は 当事者はもとより後から土地の所有者 等となった人にも及ぶことになりま す。

■緑地協定に定める事項

- ・保全や植栽する樹木等の種類
- ・ 樹木等を保全や植栽する場所
- 保全又は設置するかきやさくの構造
- ・保全や植栽する樹木等の管理に関する事項
- その他緑地の保全や緑化に関する事項

都市計画の提案制度

~みなさんの提案で住みよいまちづくりを!~

都市計画の提案制度が平成15年1月1日に施行されました。

この制度は、地域のまちづくりを進めるにあたり、必要とする都市計画について、土地の所有者やまちづくり NPO 法人等が一定の条件を満たした上で、秋田市に提案できるものです。

地域の特色を生かした住みよいまちづくりを進めるためにご活用ください。

【都市計画の提案から決定または変更までの流れ】

■事前相談(任意)・調整

制度・提案内容について、ご相談をお受けします。

また、提案に必要な条件を満たすため、既存の都市計画との調整を図りつつ、地域の意見 集約に努めていただきます。



■都市計画の提案

提案に必要な書類を秋田市に提出していただきます。



■提案に対する判断

提案に基づく都市計画の決定または変更 が必要かどうか、秋田市におけるまちづく りの方向性などを考慮して判断いたしま す。

必要と判断





必要がないと判断

■決定・変更手続き 秋田市が提案内容 を踏まえて都市計画 の案を作成し、秋田 市都市計画審議会の 議を経た上で、決定 または変更します。

■提案者への通知 秋田市が提案について、秋田市都市計画審議会の意見を聴いた上で、決定または変更しない旨とその理由を提案者に通知します。

誰でも提案できるの?

次のいずれかに該当する方です。

- ① 土地の所有者、借地権者
- ② まちづくり NPO 法人
- ③ 営利を目的としない公益法人
- ④ 独立行政法人都市再生機構
- ⑤ 地方住宅供給公社
- ⑥ 一定の開発事業の実績を有する等の条件を満 たす団体

どんな都市計画の提案ができるの?

秋田市が決定する都市計画の内容(用途地域等)であれば、全ての計画内容について市に提案することが可能です。ただし、区域区分(線引き)等秋田県が決定するものは、県に提案することになります。

提案に必要な条件は?

主に次の条件を満たしていることが必要です。

- ① 5,000 ㎡以上のまとまった区域であること
- ② 都市計画に関する法令上の基準などに適合していること
- ③ 土地の所有者等の 3 分の 2 以上の同意があること

提案に必要な書類は?

次の書類が必要です。

- ① 提案者の住所、氏名などを記載した提案書
- ② 都市計画の素案

(提案する都市計画の内容がわかる説明書と図面)

- ③ 土地の所有者等の同意書
- ④ その他必要な資料

(周辺環境等への検討に関する資料、周辺住民等への説明の経緯に関する資料など)

【活用事例】

提案者	地区名	都市計画の種類	提 案 日	都市計画決定
地権者代表	御所野地区	地区計画の決定	平成 17年3月31日	平成 17年 11月 10日
地権者代表	土崎港中央四丁目	用途地域の変更 地区計画の決定	平成 17年5月2日	平成 17年 11月 10日
地権者代表	南ヶ丘地区	地区計画の決定	平成 19年7月10日	平成 19年11月29日
地権者代表	楢山石塚谷地地区	地区計画の変更	平成 21 年 12 月 7 日	平成 22 年 4 月 15 日
地権者代表	広面谷内佐渡地区	地区計画の変更	令和2年6月25日	令和3年2月25日

参考工

第7次秋田市総合都市計画

「第7次秋田市総合都市計画(都市計画マスタープラン)」は、市全体のまちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立するとともに、7地域のあるべき市街地像を示し、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を細かく総合的に定めた計画であり、令和3年6月に策定しました。

目指すべき都市の姿

■まちづくりの基本理念

暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市

~「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくり~

人口減少下にあっても社会、経済、文化、自然環境等の様々な面において、市民の暮らしを守り、豊かさを実感し続けられるよう、居住や生活サービス施設等の都市機能を誘導・集約し、 それらを移動しやすい公共交通や道路網でつなぐ『多核集約型コンパクトシティの形成を進め、 将来にわたり持続可能な都市』を目指します。

また、人々の行動様式・意識の変化等に柔軟に対応しながら、市民・事業者・行政の協働により、地域間の人の流れや交流を促すことで多様なヒト(人)・モノ(商品やサービス)・コト(事象)を誘発し、『未来に向けて新たな魅力や活力を生み出すことができる都市を次世代に引き継ぐ』ため、「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくりを進めます。

■まちづくりの目標



市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成



環境の保全・創造による 低炭素型まちづくり



多様な資源をいかした 緑豊かな都市環境の形成

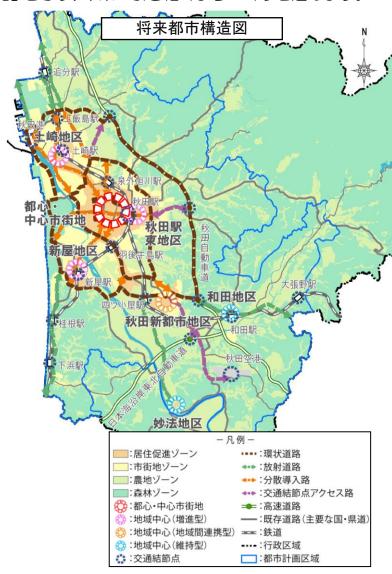


安全・安心な暮らしを守る 生活環境の形成

■目指すべき将来の都市構造 多核集約型コンパクトシティ



- ◆多様な生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、地域住民が公共交通等により、各生活サービス施設等を容易に利用することができます。
- ◆拠点間を、円滑に移動することができる 道路網や公共交通が確保されていると、 拠点間の連携・交流が活発化されます。
- ◆拠点となる地域に都市機能や開発を計画 的に誘導集約することで、将来にわたり 財政面・経済面において持続可能な都市 づくりを進めることができます。



参考1 第7次秋田市総合都市計画

➡ 全体構想

全体構想とは、本市の将来都市像の実現に向け、まちづくりにおける6つの分野ごとに 方針を示すものです。

崎地区

新屋地区

中心市街地

■十地利用の方針

○適切な土地利用の規制・誘導

市街化区域:都市機能・居住の各誘導区域

への居住や都市機能を誘導

市街化調整区域:原則として開発を抑制

都市計画区域外:良好な自然環境が有する多様

な機能を保全

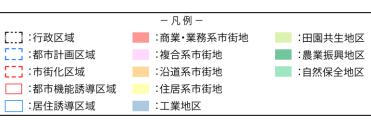
○市街化区域内への開発需要の誘導

○自然環境の保全・管理

○安全・安心を支える土地利用の規制・誘導

○多核集約型都市構造の実現に向けた土地利用別方針

・市域を8つの土地利用に細分化し、 それぞれの土地利用方針と整備・誘導策を設定



■交通体系の整備方針

- ○まちづくりと連携した交通体系の構築
- ○拠点間をつなぐ効果的・効率的な道路網の整備
- ○広域連携機能の充実
- 〇安全で利用しやすい道路づくり
- ○環境に配慮した交通環境の整備
- ○将来にわたり持続可能な公共交通の実現

交通体系(道路・公共交通)全体 基幹的な地域間連携軸 ■土地利用計画等のまちづくりと連携 ■拠点間の主要交通手段を担う鉄道やバス路線 した、道路網や公共交通網の形成 居住促進ゾーン ■「選択と集中」や「既存ストックの活 用」による計画的な道路整備や維 ■歩行者や自転車、公共交通が連携した、過 持•修繕等 度にマイカーに依存しない移動しやすい環境 ■公共交通や地域との協働によるマイ カーに依存せずに移動が可能となる 公共交通網の形成 一凡例一 (注:都心·中心市街地 ---::環状道路 :居住促進ゾーン :地域中心(増進型) 市街地ゾーン ◆ ⇒ :放射道路 ◆ ⇒ :分散導入路 :地域中心(地域間連携型) :農地ゾーン :森林ゾーン ◆=◆:交通結節点アクセス路 (※:地域中心(維持型)]:都市計画区域 → : 高速道路

将来交通体系のイメージ図 秋田北I.C. 環状道路 土崎地区 秋田港 《外周部環状道路》 土崎駅 ■広域的に通過する交通を市 街地内から迂回・誘導する 道路 《市街地環狀道路》 · 中心市街地 ■市街地における円滑な移動 を担い、周辺地区間の都心 通過交通を排除する道路 秋田駅 《都心環状道路》 ■周辺地区から都心への発着 秋田駅東地区 交通に対処する道路 秋田新都市地区 新屋駅 秋田南I.C 和田地区和田駅 秋田空港 妙法地区 放射道路・分散導入路 交通結節点アクセス路 居住促進ゾーン外の 市街地および郊外部 ■マイカーと公共交通等との ■連続性のある幹線道路網を 組み合せにより、地域住民 形成し、市外および郊外部か ら都心への流出入交通に対 の移動手段を確保 処する道路

土地利用の方針図

0 秋田駅

駅ロケ

古桂根駅 秋田新都市地区

下浜駅

秋田駅東地区

和田地区

秋田空港

妙法地区

■住環境・市街地整備の方針

○多核集約型都市構造の実現に向けた街なか居住の促進 ○居心地が良く歩きたくなる環境整備

]:市街化区域

○質の高い住環境の形成

⟨⇒⟩:基幹的な地域間連携軸

(公共交通)

:鉄道

- 〇誰もが安全·安心して住み続けられる住まいづくり
- ○公共建築物の適切なマネジメント

- 〇環境にやさしい住まいづくりの推進
- ○市街地開発事業の推進

■水と緑の整備・保全の整備の方針

- ○樹林地、農地などの自然の緑の保全
- ○緑豊かな生活環境づくり
- 〇水と緑のネットワークづくり
- ○緑の拠点づくり
- ○都市公園の計画的な整備、管理・活用
- 〇安全と安心に寄与する緑の保全と創出

■景観形成の方針

- ○秋田市のイメージを形成する景観づくり
- ○活気のある都市景観の形成
- ○自然と田園をいかした景観形成
- 〇安全性にも寄与する景観づくり
- 〇歴史・文化をいかした景観形成

■供給・処理施設等の整備方針

- 〇上下水道の適切なマネジメント
- ○卸売市場の再整備の検討
- ○都市施設の適切なマネジメント
- ○環境負荷の低減に配慮した施設整備





世 地域別構想

地域別構想は、全体構想に基づいて、市内7地域ごとに、地域の現況、アンケート調査等による住民の意向、課題等を踏まえ、将来の地域のまちづくりの方向性を示すものです。

■地域づくりの方向性

北部地域

- ■港町の歴史・文化をいかした にぎわいを生む市街地づくり
- ■都市機能や居住の誘導による 地域資源をいかした暮らしやすいまちづくり
- ■交通環境をいかした

生活利便性の高いまちづくり

中央地域

- ■多様なヒト・モノ・コトを誘発し
 - 新たな文化を育むまちづくり
- ■歴史と文化が香る
- 魅力的で愛される県都秋田の"顔"づくり
- ■市内外への交通拠点として

公共交通の利便性が高いまちづくり

西部地域

- ■自然・産業・商業・住まいがほどよく調和した 活力あるまちづくり
- ■生活サービス機能が充実した

利便性の高い生活拠点づくり

■豊かな資源をいかした

交流を生むまちづくり

東部地域

- ■都市機能や交通機能の充実による
 - 生活利便性の高いまちづくり
- ■地域内の大学をいかした

若者が活動・活躍できるまちづくり

■身近な自然を感じられる

緑豊かな居住環境づくり

河辺地域

- ■広大な自然環境をいかした やすらぎとうるおいが体感でき
- やすらぎとうるおいが体感できるまちづくり
- ■日常生活を支え

安心して暮らすことのできる市街地づくり

- ■近隣地域との連携・交流によるまちづくり
- ■多様な都市機能が集積した

南部地域

利便性が高く活力あるまちづくり

- ■田園景観と調和した 良好な居住環境づくり
- ■地域間の連携・交流を支える

交通利便性の高いまちづくり

雄和地域

■秋田空港や高速道路などの

広域交通環境をいかしたまちづくり

■地域全体でコミュニティを育み

日常生活を支えるまちづくり

■地域内外の多種多様な交流による

活力のあるまちづくり

実現化方策

実現化方策とは、本市の目指すべき都市の姿である「暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市」の実現に向けて、本計画で掲げたまちづくりの方針を具体化し ていくための主な方策を示すものです。

■多様な主体の協働によるまちづくりの推進

社会経済構造が大きく変化する中で、まちづくりにあっては、市民・事業者・行政等が、 それぞれの長所をいかして効果的に連携しながら、具体的な行動を起こしていくことが重要です。

第7次秋田市総合都市計画で掲げる、将来都市像の実現に向け、各主体がお互いの役割を認識し、積極的なまちづくり活動に取り組んでいく体制が必要となります。

■これからの市民協働



■総合都市計画の評価・管理

計画の具体的な進行管理は、市民・事業者・行政等が様々な視点から評価を行いながら、計画策定(Plan)後の施策の展開(Do)を受け、その後に進捗管理指標を評価(Check)し、必要に応じて見直す(Action)といった、「PDCA サイクル」により、計画の管理と質の確保を図ります。



参考 2

秋田市立地適正化計画

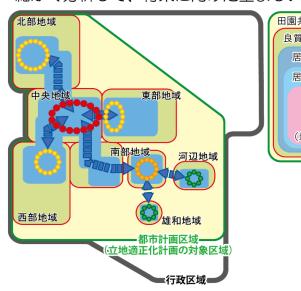
秋田市は、今後の人口減少、少子高齢化を見据え、都心・中心市街地と6つの地域中心を対象に、生活に必要なサービス機能を集約し、それぞれの地域に住む人が地域内で容易にサービスを受けられるようにする「多核集約型のコンパクトシティの形成」を目指しています。そうした方針のもと、コンパクトシティの実現にあたり、住宅と医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設の立地の適正化に関する基本方針とともに、それらを誘導する区域や施策等を定める「秋田市立地適正化計画」を平成30年3月に策定しました。

■ コンパクトシティを目指す背景

人口減少と少子高齢化の進行は、労働力の低下に起因する経済規模の縮小や行財政運営の制約をはじめ、医療や福祉等の社会保障費の増大など、市民生活にも影響を及ぼす懸念があります。そうした中で、都市としての持続性を確保していくためには、人口減少を抑制する取組みとともに、人口規模に見合った都市を構築していく必要があります。

₩ 秋田市が目指す都市の形

本計画では、秋田市の都市計画の基本的な方針を示す「秋田市総合都市計画」で掲げた "都心・中心市街地と6つの地域中心を核にした都市構造"を基本に、地域の状況をより 細かく分析して、将来に向けた望ましい都市の形をまとめました。



田園共生エリア 良質な住環境の維持・形成エリア 居住促進エリア(公共交通利便型) 居住促進エリア(徒歩生活利便型) 高次・広域拠点 又は 生活拠点 (地域間連携型/増進型/維持型)

- 凡例
- ○: 高次・広域拠点⇒中央地域
- ○:生活拠点(地域間連携型)
 ⇒南部地域
- ○:生活拠点(増進型)⇒東部・西部・北部地域
- ○:生活拠点(維持型)⇒河辺・雄和地域
- ●:居住促進エリア
- ○:良質な住環境の維持・形成エリア
- ○:田園共生エリア
- **◆▶**: 拠点連携軸
- 〇:行政区域
- 〇:都市計画区域
- 〇:市街化区域

計画に掲げる立地の適正化の基本目標

目標1:高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らしの実現

- ➤ 元気な高齢者の「社会参画」を促進するため、ソーシャル・コミュニテビジネス等の活躍の場の創出
- ➤ 健康に不安を感じてからも、安心して暮らすことのできる生活基盤(都市基盤・公共交通・生活サービス)の確保

目標2:子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現

- ➤ 多様な子育で支援サービス(保育所、子ども園、小規模保育施設、事業所内保育施設等)の確保や、「秋田市版ネウボラ」のサービス拡充
- ▶ 働く場を含めた多様な機能集積で得られる「時間効率メリット」の発揮による、良好な子育て環境の創出

目標3:集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、県都『あきた』の新たな都市型生活の実現

- ➤ 「県・市連携文化施設」を核とする芸術文化ゾーンの形成や「多世代共生型 CCRC マンション」等の中心市街地活性 化施策を契機とした更なる民間投資の促進による、県都『あきた』ならではの高質な空間の提供
- ▶ 多様な「ヒト(人)・モノ(商品やサービス)・コト(事象)」を誘発し、交流・連携による新たな文化・価値・経済の 創出

■ 具体的な土地利用方針や暮らしのイメージ

計画では、医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスを提供する施設の集積を誘導する「都市機能誘導区域」と、地域中心とその周辺、公共交通沿線等に居住を誘導して人口密度を維持する「居住誘導区域」を設定し、それぞれで「誘導施策」を展開し、コンパクトなまちを構築していきます。

誘導施策とは、都市機能・居住の各誘導区域に対し、誘導施設および居住機能の緩やかな誘導を促進するために設定します。また、誘導施策の展開により、各地域の活力の維持・ 増進を図り、民間主体による活発な社会的・経済的・文化的まちづくり活動が行われる場を創出します。

【都市機能誘導区域】

高次位	立域拠点	中央地域: 中心市街地を含む秋田駅 ~山王地区	多様な目的を持った、多様な世代の人々の集い・にぎわい・活動を促進する買い物や娯楽、飲食、散策、文化活動機能のほか居住機能の維持・増進を図ります。
生活拠点	地域間連携型	南部地域:秋田新都市	買い物や診察など、日常の暮らしの中で必要な機能や 居住機能の維持・増進を図りつつ、他の生活拠点(維 持型)と連携し、不足機能を補完します。
	増進型	東部地域: 秋田駅東地区 西部地域:新屋地区 北部地域: 土崎地区	買い物や診察など、日常の暮らしの中で必要な機能や 居住機能の維持・増進を図ります。
	維持型	河辺地域:和田地区 雄和地域:妙法地区	主に現状の都市機能の維持を基本とするとともに、居住機能の維持・増進を図ります。なお、不足機能は生活拠点(地域連携型)との連携により補完します。



△高次・広域拠点のイメージ

△生活拠点のイメージ

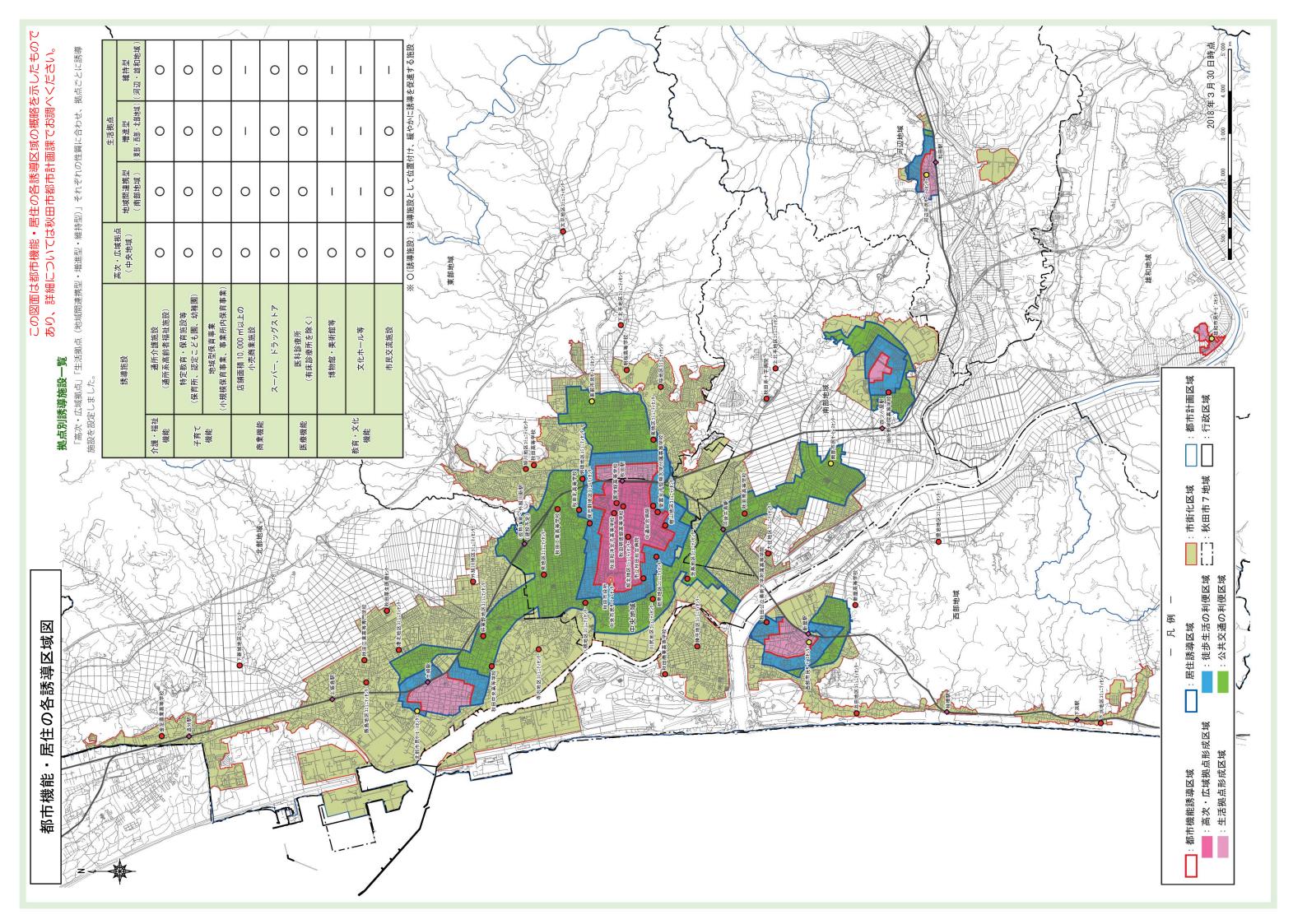
【居住誘導区域】

居住促進エリア	徒歩生活利便エリア	車だけに頼ることなく、徒歩により、高次・広域拠点および6つの生活拠点にある多様なサービスを容易に受けることができる環境の形成を図ります。								
	公共交通利便エリア	車だけに頼ることなく、公共交通の利用により、高次・広域拠点および6つの拠点にある多様なサービスを容易に受けることができる環境の形成を図ります。								



△徒歩生活利便エリアのイメージ

△公共交通利便エリアのイメージ



1	1	基础	楚デー	-夕	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		ı	■面積	∮• .	人口	なに	تلے:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	2	秋E	∄市₫)都	市記	迪	<u>決</u>	定!	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2		上■##■■■================================	就 計 地 画 施 空 ・ 文 開 地 画 に の に 。 。 に 。 。 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	画区施設地処化発開・一旦を設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区・设・・里・写発・域・・・・・施そ業事・	・・・・設の・	他) •		•••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•	1 3 3 8
3	3		重制限		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
_	1	I	■防火 ■風致 ■建築 お計画	対地!	区に の高	まる	けの	る説	建	築!						の ・ ・	制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	限 • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 4 4 4	2 3
			2 ■■■■■■■ 12 秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋秋	3市:3市:3市:3市:3市:3市:3市:3市:3市:3市:3市:3市:3市:3	都特地都景屋宅風	1 計用計環条広開地	画途画境例告発	審地のの ・物に	区区創・条関	内域造・例す	に内お・・る	おによ・・条	けおび・・例	るけ保・・・	建る全・・・	築建に・・・	物築関・・・	の物す・・・	制のる・・・	限制基・・・	に限本・・・	関に条・・・	す関例・・・	るす・・・・	条る・・・・	例条••	• 例 •	•	•	•	4 44455567 7	4 4 5 6 8 9 7 1
•)	HUΒ	ᄞᇛᄖ	비利·	十了	く・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	$\overline{\mathcal{O}}$

1 基礎データ

■面積・人口など

《市域の変遷》

編入年月日	面 積 km ^²	人口人	世帯数戸	備考
明治22年 4月 1日	6. 87	29, 279	6, 598	市制施行
38年 8月 1日	7. 19	29, 986	6, 735	広山田村(楢山観音前、長沼、宮田、愛宕下) 寺内村(八橋一里塚) 旭川村(泉馬場、新堰、反町、原の町、手形山崎)編入
42年12月21日	7. 32			旭川村、手形深田(現秋田大学敷地)編入
大正13年 4月 1日	11. 48	42, 202	6, 787	牛島町全域編入
15年 4月 1日	14. 00	46, 165	7, 520	川尻村全域編入
昭和 8年 3月14日	75. 95	54, 756	8, 257	旭川村全域編入
16年 4月 1日	132. 09	98, 246	17, 626	土崎港町、寺内村、新屋町 広山田村編入
29年10月 1日	428. 88	176, 064	29, 035	太平、外旭川、飯島、下新城、上新城、浜田、豊岩、仁井田、四ツ小屋、上北手、下北手、下浜村編入
30年 1月 1日	458. 92	181, 624	29, 946	金足村編入
平成17年 1月11日	905. 67	336, 395	133, 141	河辺町、雄和町と合併
令和 3年 4月 1日	906. 07	302, 005	137, 320	

______ (令和3年度版秋田市のあらましより)

《年次別の人口推移》

《十八万』のノハロ在				人口		
調査年月日	世帯数	総 数	男	女	増加数	増加率
	戸	人	人	人	人	%
大正 9年10月1日	6, 736	36, 281	18, 715	17, 566	_	- %
14年10月1日	7, 520	43, 887			7, 606	21. 0
昭和 5年10月1日	9, 136	51, 070			7, 183	16. 4
10年10月1日	11, 026	60, 646	30, 375	30, 271	9, 576	18. 8
15年10月1日	11, 507	61, 791	30, 336		1, 145	1. 9
20年10月1日	20, 030	101, 009	47, 773	53, 236	39, 218	63. 5
25年10月1日	25, 223	126, 074	62, 266	63, 808	25, 065	24. 8
30年10月1日	36, 902	190, 202	94, 044	96, 158	64, 128	50. 9
35年10月1日	44, 304	203, 661	99, 302	104, 359	13, 459	7. 1
40年10月1日	53, 569	216, 607	104, 119	112, 488	12, 946	6. 4
45年10月1日	65, 248	235, 873			19, 266	8. 9
50年10月1日	79, 120	261, 246				10. 8
55年10月1日	92, 576	284, 863		147, 042		9. 0
60年10月1日	97, 972	296, 400	142, 532	153, 868	11, 537	4. 1
平成 2年10月1日	104, 833	302, 362	144, 843		5, 962	2. 0
7年10月1日	115, 050	311, 948	149, 256		9, 586	3. 2
12年10月1日	122, 971	317, 625	151, 918	165, 707	5, 677	1. 8
17年10月1日	131, 213	333, 109	158, 107	175, 002	15, 484	4. 9
22年10月1日	131, 318	323, 600				-2. 9
27年10月1日	135, 318	315, 814		166, 963		
令和 2年10月1日	136, 952	307, 672	145, 411	162, 261	-8, 142	-2. 6

(国勢調査より)

到本在		自然動態			社会動態		
調査年	出生	死 亡	自然増	転 入	転 出	社会増	人口増加数
昭和45年	4, 558	1, 438	3, 120	14, 874	13, 082	1, 792	4, 912
昭和50年	4, 082	1, 353	2, 729	15, 720	13, 273	2, 447	5, 176
昭和55年	3, 823	1, 546	2, 277	15, 253	14, 221	1, 032	3, 309
昭和60年	3, 648	1, 571	2, 077	14, 074	14, 323	▲ 249	1, 828
平成 2年	3, 039	1, 760	1, 279	13, 765	13, 674	91	1, 370
平成 7年	2, 867	2, 138	729	13, 944	13, 108	836	1, 565
平成12年	2, 733	2, 323	410	12, 757	12, 853	▲ 96	314
平成17年	2, 501	2, 779	▲ 278	11, 382	12, 064	▲ 682	▲ 960
平成22年	2, 265	3, 213	▲ 948	9, 776	10, 416	▲ 640	▲ 1,588
平成27年	2, 142	3, 522	▲ 1, 380	9, 666	10, 276	▲ 610	▲ 1, 990
令和 2年	1, 767	3, 831	▲ 2, 064	8, 534	8, 458	76	▲ 1, 988

(秋田市情報統計課)

《DID(人口集中地区)の変遷》

	《DID(八口来中地区/0)支运》										
			人口			面 積		人口	密度		
年度	地域	人口集中 地 区	行政区域	DID地区/ 行政区域	人口集中 地 区	行政区域	DID地区/ 行政区域	人口集中 地区	行政区域		
		(DID)			, <u>.</u>						
		(D1D)	人	%	ha	ha	%	人/ha	人/ha		
昭和25年度	秋田市	85, 995			950		7. 2	90. 5	9. 5		
						,					
昭和30年度	"	102, 780	190, 202	54. 0	1, 200	45, 892	2. 6	85. 7	4. 1		
昭和35年度	"	123, 823	203, 661	60. 8	1, 520	45, 892	3. 3	81. 5	4. 4		
昭和40年度	"	136, 587	216, 607	63. 1	1, 890	45, 892	4. 1	72. 3	4. 7		
昭和45年度	"	156, 002	235, 873	66. 1	2, 390	45, 892	5. 2	65. 3	5. 1		
昭和50年度	"	188, 836	261, 246	72. 3	3, 200	45, 888	7. 0	59. 0	5. 7		
昭和55年度	"	217, 056	284, 863	76. 2	3, 870	45, 926	8. 4	56. 1	6. 2		
昭和60年度	"	239, 334	296, 400	80. 7	4, 540	45, 926	9. 9	52. 7	6. 5		
平成 2年度	"	249, 533	302, 362	82. 5	4, 850	45, 961	10. 6	51. 5	6. 6		
平成 7年度	"	259, 620	311, 948	83. 2	5, 040	45, 989	11. 0	51. 5	6.8		
平成12年度	"	265, 711	317, 625	83. 7	5, 240	46, 010	11. 4	50. 7	6. 9		
平成17年度	"	263, 485	333, 109	79. 1	5, 360	90, 567	5. 9	49. 2	3. 7		
平成22年度	"	254, 970	323, 600	78. 8	5, 399	90, 567	6. 0	47. 2	3. 6		
平成27年度	"	250, 569	315, 814	79. 3	5, 476	90, 609	6. 0	45. 8	3. 5		

(国勢調査より)

2 秋田市の都市計画決定状況

1) 土地利用

■都市計画区域

《秋田都市計画区域の変遷》

決定年月日	告示番号	都市計画区域 ha	備考
昭和 5年 5月 2日	都市計画公告	12, 970	都市計画法適用都市指定 昭和2年3月勅令第35号
昭和16年 5月 7日	内務省告示第250号	19, 237	
昭和40年10月18日	建設省告示第3011号	28, 609	
昭和45年10月24日	県告示第541号	30, 888 (37, 746)	昭和町 4,052ha 飯田川町 1,606ha 天王町 1,200ha
昭和46年 3月25日	県告示第163号	30, 900 (37, 758)	
昭和49年 9月14日	県告示第534号	30, 900 (37, 758)	地先公有水面全部を編入
※公有水面埋立によ 昭和53年 2月 4日 1	る行政区域の変更告示 〒政区域告示 38ha	30, 938 (37, 758)	
昭和58年 5月 7日	県告示第346号	30, 938 (38, 169)	昭和町 4,052ha 飯田川町 1,606ha 天王町 1,573ha
※公有水面埋立によ 平成7年9月1日 1 平成8年1月16日 1 平成10年5月12日 1	亍政区域告示 8ha	30, 987 (38, 205)	昭和町 4,065ha 飯田川町 1,580ha 天王町 1,573ha
平成26年 7月 1日	県告示第349号	41, 437 (48, 655)	潟上市 7, 218ha

^{※()} 内は秋田都市計画区域全体の面積

《河辺都市計画区域の変遷》

決定年月日	告示番号	都市計画区域 ha	備考
昭和50年 9月25日	県告示第603号	I I() 45() I	河辺町 5,625ha 雄和町 4,825ha
平成26年 7月 1日	県告示第349号	_	秋田都市計画区域へ統合

《秋田都市計画区域区分の変遷》

		行政	区域	都市計	画区域	市街化	市街化
決定年月日	告示番号	面積	人口	面積	人口	区域	調整区域
		ha	人	ha	人	ha	ha
昭和46年3月30日	県告示第191号	45, 888	235, 873	30, 900	234, 033	6, 310	24, 590
昭和52年3月29日	〃第204号	45, 893	267, 307	30, 900	265, 407	6, 399	24, 501
昭和58年5月 7日	〃第347号	45, 926	291, 453	30, 938	289, 639	6, 554	24, 384
昭和59年6月 2日	〃第342号	45, 926	294, 363	30, 938	292, 531	6, 974	23, 964
平成 3年9月24日	〃第661号	45, 961	302, 696	30, 938	301, 059	7, 095	23, 843
平成10年9月22日	〃第615号	46, 010	315, 455	30, 987	310, 915	7, 400	23, 587
平成16年4月30日	〃第405号	46, 010	316, 808	30, 987	315, 199	7, 413	23, 574
平成18年5月19日	〃第465号	90, 567	332, 100	30, 987	312, 610	7, 424	23, 563
平成26年7月 1日	#第352号	90, 567	319, 041	41, 437	313, 176	7, 602	33, 835
平成31年2月 1日	〃第 61号	90, 607	307, 728	41, 437	302, 560	7, 586	33, 851

[※]人口は国勢調査結果の按分

■地域地区

《秋田都市計画用途地域の変遷》

単位:ha(%)

	<u> </u>			2//								<u> </u>	114(70)
決定年月日 告示番号		信	主	雪 ₺	也 ±	或		商業地域		準工業 地 域		地域	計
昭和28年 5月11日 建告示第 798号	l l			1, 058. 65 (62. 8)	i				1. 3	83 (4. 9)	393. 45	(23. 3)	1, 686. 45 (100. 0)
昭和29年 7月 5日				1, 801. 00)			33	20	260. 2	589. 35	. ,	2, 970. 60
建告示第1228号 昭和34年 3月30日				(60. 6) 1, 782. 70					. 8) 31	(8. 8)	[509	(20, 0)	(100. 0) 2, 970. 60
建告示第 230号	l l			(60.0)					. 8)	(7. 1)		(20. 0) B. 0]	(100.0)
昭和41年12月27日				3, 652. 20	1				6. 4	293. 6	740.8		5, 143. 00
建告示第3911号				(71.0)					9)	(5.7)		2. 5]	(100.0)
昭和43年12月28日 建告示第3860号				3, 707. 70 (70. 5))				6. 4 . 7)	354. 1 (6. 7)	740.8 【63	(14. 1) 1. 5]	5, 259. 00 (100. 0)
		7.5	/r/r _					近 隣				工業	,
決定年月日 告示番号	住居専	用地域	住居専		住	居地	域	商 業 地 域	商業地域	準工業 地 域	工 業 地 域	専 用 地 域	計
昭和48年 6月30日		953		22		1, 499		276	398	514	153	795	6, 310
県告示第 361号 昭和52年 3月31日		. 0) 955		. 4) 40		(23. 8) 1, 505		(4. 4) 276	(6. 3)	(8. 1) 592	(2. 4) 138	(12. 6) 795	(100. 0) 6, 399
県告示第 232号		o. 5)	(11			(23. 5)		(4. 3)	(6. 2)	(9.3)	(2. 2)	(12. 4)	(100.0)
昭和53年 1月24日	1, 9	955	73	37		1, 506		273	363	633	137	795	6, 399
県告示第 55号		. 5)	(11			(23. 5)		(4. 3)	(5. 7)	(10.0)	(2. 1)	(12. 4)	(100.0)
昭和58年 5月 7日 県告示第 348号		012). 7)	(12	96		1, 546 (23. 6)		273 (4. 2)	363 (5. 5)	632 (9. 6)	137 (2. 1)	795 (12. 1)	6, 554 (100, 0)
昭和59年 6月 2日		290		. <i>2)</i> 96		1, 546		273	363	644	157	905	6, 974
県告示第 343号		. 8)	(11			(22. 2)		(3. 9)	(5. 2)	(9. 2)	(2. 3)	(13. 0)	(100.0)
昭和59年10月 9日	l l	226		29		1, 624		307	363	659	160	906	6, 974
県告示第 609号		. 9)	(10			(23. 3)		(4. 4)	(5. 2)	(9.4)	(2. 3)	(13. 0)	(100.0)
平成元年 5月23日 県告示第 347号		160 . 0)	(10	33		1, 646 (23. 6)		326 (4. 7)	383 (5. 5)	720 (10. 3)	230 (3. 3)	776 (11. 1)	6, 964 (100. 0)
平成 3年 9月24日		252		33		1, 661		326	383	722	242	776	7, 095
県告示第 660号		. 7)	(10	. 3)		(23. 5)		(4. 6)	(5.4)	(10. 2)	(3. 4)	(10.9)	(100.0)
平成 6年 2月10日	l l	224		33		1, 689		326	383	722	242	776	7, 095
県告示第 88号		. 4)	(10			(23. 8)		(4. 6)	(5.4)	(10. 2)	(3. 4)	(10.9)	(100.0)
決定年月日 告示番号	第一種 低 層 住居専 用地域	第二種 低 層 住居専 用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居 地 域	近 隣 業 地	商業地域	準工業 地 域	工業地域	工 業 申 地 域	計
平成 8年 4月 2日	2, 077	8. 6	603	461	1, 398	73	5. 8	352	383	723	251	759	7, 095
県告示第 234号	1	(0. 1)	(8. 5) 714	(6.5)	(19. 7)	(1. 0) 73	(0.1)	(5. 0)	(5. 4)	(10. 2) 756	(3. 5)	(10. 7) 781	(100.0)
平成10年 9月22日 県告示第 616号		(0. 2)	(9.6)	465 (6. 3)	1, 418 (19. 2)	(1.0)	5. 8 (0. 1)	(4. 8)	(5. 2)	(10. 2)	(3. 4)	(10. 6)	7, 400 (100. 0)
平成11年 2月22日	1	13	714	465	1, 418	71	5. 8	351	386	756	250	781	7, 400
市告示第 30号	(29. 6)	(0. 2)	(9.6)	(6.3)	(19. 2)	(0.9)	(0.1)	(4. 7)	(5. 2)	(10. 2)	(3. 4)	(10.6)	(100.0)
平成14年 3月15日		13	714	465	1, 421	71	5.8	351	390	756	250	781	7, 400
市告示第 51号 平成16年 4月30日		(0. 2)	(9. 6) 714	(6. 3) 465	(19. 2) 1, 421	(0. 9) 71	(0. 1)	(4. 7) 351	(5. 3)	(10. 2) 763	(3. 4) 250	(10. 6) 794	(100. 0) 7. 413
市告示第 106号		(0. 2)	(9.6)	(6.3)	(19. 2)	(0.9)	(0.1)	(4. 7)	(5. 3)	(10. 3)	(3. 4)	(10. 7)	(100.0)
平成17年 4月12日	2, 121	13	710	465	1, 433	84	5. 8	351	390	796	250	794	7, 413
市告示第 133号 平成17年11月10日		(0. 2)	(9. 6) 710	(6. 3) 465	(19. 3) 1, 431	(1. 1) 86	(0. 1) 5. 8	(4. 7) 351	(5. 3)	(10. 7) 796	(3. 4) 250	(10. 7) 794	(100.0)
市告示第 283号		(0. 2)	(9.6)	(6.3)	(19. 3)	(1. 1)	(0.1)	(4. 7)	(5. 3)	(10. 7)	(3. 4)	(10. 7)	7, 413 (100. 0)
平成18年 5月19日	2, 130	13	711	467	1, 431	86	5. 8	351	390	796	250	794	7, 424
市告示第 137号		(0.2)	(9.6)	(6.3)	(19. 3)	(1.1)	(0.1)	(4. 7)	(5.3)	(10.7)	(3. 4)	(10.7)	(100.0)
平成18年 8月 1日 市告示第 203号	2, 129 (28. 6)	14 (0. 2)	711 (9. 6)	467 (6. 3)	1, 431 (19. 3)	86 (1. 1)	5. 8 (0. 1)	351 (4. 7)	390 (5. 3)	796 (10. 7)	250 (3. 4)	794 (10. 7)	7, 424 (100. 0)
平成18年11月16日	2, 129	14	711	467	1, 431	86	5. 8	351	390	796	250	794	7, 424
市告示第 278号		(0. 2)	(9.6)	(6.3)	(19. 3)	(1.1)	(0.1)	(4. 7)	(5.3)	(10. 7)	(3. 4)	(10. 7)	(100.0)
平成26年 7月 1日 市告示第 173号		15 (0. 2)	717 (9. 4)	488 (6. 4)	1, 489 (19. 6)	91 (1. 2)	5. 8 (0. 1)	355 (4. 7)	390 (5. 1)	828 (10. 9)	250 (3. 3)	852 (11. 2)	7, 602 (100. 0)
平成31年 2月 1日		13	717	488	1, 489	91	5. 8	355	390	828	250	852	7, 586
市告示第 20号		(0. 2)	(9.5)	(6.4)	(19. 6)	(1.2)	(0.1)	(4. 7)	(5. 1)	(10.9)	(3. 3)	(11. 2)	(100.0)

《河辺都市計	画用道	建地域	の変遷	<u> </u>								単位:	ha(%)
決定年月日 告示番号	第一種 低 層 住居専 用地域	第二種 低 層 住居専 用地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種住居 地域	第二種住居 地域	準住居 地 域	近 隣 業 地	商業地域	準工業 地 域	工業地域	工 業 用 地	計
平成10年10月 1日	6. 6	_	_	_	38	4. 5	_	4. 8	_	24	_	58	135. 9
河辺町告示第65号	(4. 9)	_	-	_	(28. 1)	(3.3)	_	(3.5)	1	(17. 6)	_	(42. 6)	(100.0)
平成26年 7月 1日	_	_	-	_	-	-	_	_	_	_	_	-	-
市告示第 170号	-	_	-	_	_	-	_	-	-	-	_	_	_

《秋田都市計画高度利用地区の変遷》

名 称	位 置	決定年月日 告示番号	面積 ha 容積率		建築面積 ㎡	建ぺい率	備考
		昭和49年 7年19日	回49年 7年19日 3.3		500以上		
		秋田市告示第 50号	ა. ა	30/10以上	500以上		
駅前	秋田市	田市 昭和51年10月28日 通		最高60/10以下	500以上	8/10以下	法律改正によ
高度利用地区	中通二丁目	秋田市告示第 81号	3. 3	最低30/10以上	500以上	0/10以下	る
		平成19年4月16日	3. 3	最高60/10以下	500以上	8/10以下	
		秋田市告示第127号	ა. ა	最低20/10以上	300以上	0/10以下	
		平成12年 7月 4日	2. 9	最高60/10以下	500以上	8/10以下	壁面の位置の
中通一丁目	秋田市	秋田市告示第159号	2. 9	最低30/10以上	500以上	0/10以下	制限 1.5m
高度利用地区	中 通	平成20年10月15日	2. 9	最高60/10以下	500以上	8/10以下	壁面の位置の
		秋田市告示第203号	۷. ک	最低20/10以上	000以工	0/10以下	制限 4.0m

《秋田都市計画防火地域の変遷》

決定年月日	告示番号	面 積 ha	備	考
昭和44年 5月 7日	建設省告示第1779号	16.8		

《秋田都市計画準防火地域の変遷》

決定年月日	告示番号	面 積 ha	備考
昭和24年12月16日	建設省告示第 919号	1145.0	
昭和30年 5月12日	建設省告示第 667号	524. 3	
昭和34年 3月10日	建設省告示第 232号	837. 8	
昭和42年11月15日	建設省告示第3849号	982. 9	
昭和44年 5月 7日	建設省告示第1779号	966. 1	
昭和49年 2月15日	秋田市告示第 4号	1446. 4	旧市内1, 013. 6ha 土崎346. 8ha 新屋76. 8ha 金足9. 2ha
昭和53年 6月28日	秋田市告示第 69号	1449.8	
平成元年 9月25日	秋田市告示第 122号	1558. 1	
平成 8年 4月 2日	秋田市告示第 46号	1605. 1	
平成14年 3月15日	秋田市告示第 52号	1609.0	
平成26年 7月 1日	秋田市告示第 175号	1608. 9	下新城中野琵琶沼地区の一部変更

《秋田都市計画特別用途地区の変遷》

種類	決定年月日	告示番号	面積 ha	備考
大規模集客施設	平成20年7月1日	秋田市告示第142号	796	
制限地区	平成26年7月1日	秋田市告示第174号	828	

《河辺都市計画特別用途地区の変遷》

種類	決定年月日	告示番号	面積 ha	備考
大規模集客施設	平成20年7月1日	秋田市告示第143号	24	
制限地区	平成26年7月1日	秋田市告示第171号	-	秋田都市計画区域へ統合

《秋田都市計画風致種別表》

THE WAY!	引出出致性别衣》					
地区名	決定年月日	告 示 番 号	面 積 ha	第 1 種 地 区 ha	第2種 地 区 ha	第3種 地 区 ha
城 跡	昭和29年 7月 5日 昭和30年 5月12日	建設省告示第1227号 建設省告示第 666号	16. 0	7. 0	1	9. 0
金照寺山	昭和29年 7月 5日	建設省告示第1227号	30. 7	_	27. 9	2. 8
	昭和30年 5月12日 昭和29年 7月 5日	建設省告示第 666号 建設省告示第1227号				
高清水	昭和43年12月28日 平成18年 8月22日	建設省告示第3861号 秋田県告示第 639号	71. 0	41.8	9. 3	19. 9
	昭和29年 7月 5日	建設省告示第1227号				
手形山	昭和30年 5月12日 平成 8年 4月 2日	建設省告示第 666号 秋田県告示第 233号	181. 2	88. 3	46. 0	46. 9
n# .1.	昭和30年 5月12日	建設省告示第 666号	1 001 0	444 5	05.0	FF1 4
勝平山	平成 8年 4月 2日 平成18年 8月22日	秋田県告示第 233号 秋田県告示第 639号	1, 021. 8	444. 5	25. 9	551. 4
焼山	昭和30年 5月12日 昭和43年12月28日 平成18年 8月22日	建設省告示第 666号 建設省告示第3861号 秋田県告示第 639号	40. 0	21.8	0.8	17. 4
浜ナシ山	昭和30年 5月12日 昭和34年 3月24日	建設省告示第 666号 建設省告示第 497号	10. 0	_	_	10. 0
大森山	昭和43年12月28日 平成18年 8月22日	建設省告示第3861号 秋田県告示第 639号	129. 2	126. 4	2. 4	0. 4
金足	昭和43年12月28日 平成18年 8月22日	建設省告示第3861号 秋田県告示第 639号	164. 6	153. 6	11. 0	_
9 地区	合計		1, 664. 5	883. 4	123. 3	657.8

《秋田都市計画臨港地区》

	港流出による		工程		分	区種り	别 ha	
地区名	港湾法による 指定区分	決定年月日 告示番号	面 積 ha	商 港区	工業 港区	保安 港区	マリーナ 港 区	修景厚生港 区
		昭和34年 3月10日 建設省告示第233号	221	37. 0	172. 0	12. 0		
		昭和52年 1月29日 秋田県告示第 69号	573	51.8	469.8	40. 3		1. 1
秋田港 臨港地区	重要港湾	昭和61年 4月18日 秋田県告示第302号	661	132. 9	466. 9	40. 3		20. 9
	-	平成16年 4月30日 秋田県告示第406号	714	135. 4	529. 8	11. 8	6. 0	31. 3
		平成19年 2月27日 秋田県告示第111号	663	130. 1	485. 2	11.8	9. 2	26. 2

2)都市計画施設

■交通施設

《秋田市の都市計画道路整備・進捗状況》

(令和3年3月31日現在)

	計画決定【A】	整備済【B】	進捗率【B/A】
	m	m	%
道路延長	276, 325	213, 539	77. 3

※整備済延長に概成済延長は含まず

《秋田都市計画道路一覧表》

(令和3年3月31日現在)

名	称		立 置	区域	構	造	最終決定年月日 及び告示番号	整備物	犬況	· 備 考
街路	路線名	起	終上	延 長	幅員	車線の数	(当初決定年月日)	改良済	概成済	備考
番号		点	点	m	m	の数		m	m	
1.3.1	秋田外 環状道路	野字大繋	昭和町豊 川龍毛字	26, 150	22		S61. 4. 18 (S61. 4. 18)	26, 150	_	*
	垛 伙追陷	沢	後山				秋田県告示第304号	(26, 150)		
1.6.2	秋田中央	旭北	東通	2, 330	9. 75	2	H21. 10. 27 (H9. 12. 9)	2, 330	_	地下式 避難口4
	道路	錦町	一丁目				秋田県告示第473号	(2, 330)		換気所1
3-2-1	秋田駅	中通	山王	3, 600	32	6	H21. 10. 27 (S29. 7. 5)	3, 260	340	秋田駅西口広場 約16,370㎡
0 2 1	八橋線	二丁目	臨海町	<u> </u>	02	Ů	秋田県告示第473号	(3, 260)	0.10	橋 1 ★(一部)
3-2-2	川尻総社線	川尻	八橋本町	1, 850	32		\$60. 11. 1 (\$29. 7. 5)	1, 850		
3.7.7	八八九郡本工形	総社町	三丁目	1, 650	32		秋田県告示第648号	(1, 850)	_	
2.2.2	工 汇 // 括伯		川尻町字	14. 740	30	4	H19. 1. 23 (S50. 10. 21)	14, 740		立体交差4
3.2.3	下浜八橋線	字上浜	大川反	14, 740	30	4	秋田県告示第38号	(14, 740)	_	(こ線橋)橋2 トンネル1 ★
3-3-4	横山金足線	仁井田字	金足下刈	21, 030	24	4	H31. 4. 2 (S41. 12. 7)	19, 625		橋 2
3.3.4		川久保	字北野	21, 030	24	4	秋田県告示第188号	(19, 625)	_	作 4
3-3-5	並 昆曲	新屋町字	豊岩石田	4, 260	25	4	H24. 4. 6 (S41. 12. 7)	4, 260		立体交差 1 (こ線橋)
3.3.9	新屋豊岩線	北愛宕町	坂字上野	4, 200	20	4	秋田県告示第194号	(4, 260)	_	★(一部)
2 2 7	東山 古海	新屋町字	新屋町字	4 040	25		\$59. 6. 2 (\$59. 6. 2)	4, 040		_
3.3.7	割山向浜線	割山	砂奴寄	4, 040	20		秋田県告示第344号	(4, 040)	_	*
3-1-8	秋田駅東	東通	下北手柳	4, 390	43	4	H21. 10. 27 (S41. 12. 7)	3, 385	1. 005	秋田駅東口広場 約10,000㎡
2-1-0	中央線	仲町	館字向田	4, 390	40	4	秋田県告示第473号	(3, 385)	1, 000	★(一部)
3-4-9	土崎駅前線	土崎港中	土崎港西	670	18	2	H15. 11. 21 (S29. 7. 5)	670		土崎駅前広場
3.4.8	上町駅削水	央六丁目	三丁目	070	10	2	秋田県告示第951号	(670)	_	約4, 500㎡
2.4.10	名自扣 纨伯	飯島字古	土崎港相	1 240	20	2	H31. 4. 2 (S41. 12. 7)	-		橋 2
3.4.10	飯島相染線	道下川端	染町沼端	1, 240	20	2	秋田市告示第123号	(-)	_	*
2.1.11	 	浜田字陳	土崎港南	13, 980	20	4	H26. 9. 9 (S29. 7. 5)	7, 021	6, 959	立体交差 1 (架線橋)橋 3
3.4.11	新屋土崎線	ケ原	一丁目	13, 980	20	4	秋田県告示第453号	(6, 827)	0, 909	(朱稼備) 備 3 ★(一部)
3-4-12	御所野	上北手古野宮土穀	金足追分	23, 950	20	<u> </u>	H31. 4. 2 (S29. 7. 5)	22, 350	250	立体交差4
3.4.12	追分線	野字大繋 沢	字海老穴	۷۵, 9 50	20	4	秋田県告示第188号	(22, 350)	350	(こ線橋)橋3 ★(一部)
3-6-13	大浜	飯島字古	上新城中	6 120	10	2	H31. 4. 2 (S41. 12. 7)	_		立体交差3 (こ線橋、こ道橋)
3.0.13	上新城線	道下川端	字南波掛	6, 120	10		秋田県告示第188号	(-)		★(一部)

名	称		立	区域	構	造	最終決定年月日 及び告示番号	整備均	犬況	- 備 考
街 路番号	路線名	起点	終点	延 長 m	幅員 m	車線 の数	(当初決定年月日)	改良済 m	概成済 m	· 備 考
3-4-14	川尻広面線	川尻 大川町	広面 字広面	5, 240	18		H7. 12. 12 (S29. 7. 5) 秋田県告示第884号	4, 998 (4, 886)	-	立体交差 1 (架線橋)橋 1
3-4-15	臨海 新川向線	八橋字下八橋	八橋 新川向	1, 670	18		\$60.11.1(\$41.12.7) 秋田県告示第648号	1, 137 (1, 137)	533	橋 1 ★(一部)
3-4-16	秋田港北線	土崎港相 染町字大 浜	下新城中 野字街道 端西	4, 520	20	4	H31. 4. 2 (\$43. 6. 7) 秋田県告示第188号	4, 520 (4, 520)	_	橋 1
3-4-17	臨海秋操線	寺内 字蛭根	泉字菅野	2, 580	20		\$60.11.1(\$49.12.24) 秋田県告示第648号	744 (744)	_	橋 1
3-4-18	保戸野泉線	泉南三丁目	泉一ノ坪	870	18	2	H25. 4. 5 (\$49. 12. 24) 秋田県告示第157号	142 (142)	_	立体交差 1 (架線橋)橋 1
3-4-19	ニツ屋 山崎線	広面字二ツ屋	手形山崎町	1, 400	16		\$60.11.1(\$41.12.7) 秋田県告示第648号	697 (697)	_	
3-4-20	広面 家の下線	広面字小 沼古川端	広面字昼 寝	1, 280	16		\$60.11.1(\$41.12.7) 秋田県告示第648号	622 (622)	_	
3-4-21	中通牛島線	中通一丁目	茨島 七丁目	3, 270	16		\$57.4.10(\$29.7.5) 秋田県告示第306号	2, 482 (2, 482)	788	橋 1 ★ (一部)
3-4-22	追分駅前線	金足追分字海老穴	金足追分字海老穴	130	20		\$61.4.18(\$41.12.7) 秋田県告示第304号	- (-)	_	追分駅前広場 約3,000㎡
3.5.23	新屋 十軒町線	新屋 勝平町	楢山字南 新町下丁	4, 410	15	2	H24. 4. 6 (\$29. 7. 5) 秋田県告示第194号	3, 864 (3, 864)	_	橋 2
3-4-24	鉄砲町 菅野線	保戸野 鉄砲町	泉字	2, 060	16		\$60.11.1(\$41.12.7) 秋田県告示第648号	2, 060 (2, 060)	_	
3 • 4 • 25	保戸野 高陽線	保戸野 原の町	八橋本町 三丁目	1, 380	16		\$60.11.1(\$29.7.5) 秋田県告示第648号	784 (784)	_	
3-4-26	千秋添川線	千秋 明徳町	添川字 地ノ内	3, 420	16	2	H25. 4. 5 (S29. 7. 5) 秋田県告示第157号	1, 396 (1, 396)	690	立体交差 1 (架線橋) ★(一部)
3-4-27	千秋広面線	千秋 城下町	広面字 谷内佐渡	2, 930	16		H7. 3. 14 (S29. 7. 5) 秋田県告示第162号	2, 930 (2, 930)	_	立体交差 1 (こ線橋) ★(一部)
3-4-28	新屋駅前線	新屋扇町	新屋扇町	380	16		\$60.11.1(\$41.12.7) 秋田県告示第648号	- (-)	_	
3-4-29	秋田環状線	保戸野字 新川向	茨島 二丁目	7, 010	16		H7. 3. 14 (S29. 7. 5) 秋田県告示第162号	5, 248 (5, 248)	1, 210	牛島駅前広場 約2,100㎡ 橋3 ★(一部)
3.4.30	新屋浜田線	新屋扇町	新屋日吉町	760	16	2	H24. 4. 6 (S41. 12. 7) 秋田県告示第194号	- (-)	_	新屋駅前広場 約1,800㎡
3 • 4 • 31	明田 外旭川線	東通観音前	外旭川字 三後田	6, 490	16		H9. 12. 9 (S29. 7. 5) 秋田県告示第789号	5, 970 (5, 970)	_	橋 1 ★ (一部)

名	称		重	区域	構	造	最終決定年月日 及び告示番号	整備均	犬況	· 備 考
街路 号	路線名	起点	終点	延 長 m	幅員 m	車線の数	(当初決定年月日)	改良済 m	概成済 m	1
3 · 4 · 32	割山南浜線	茨島 五丁目	新屋町 字割山	2, 800	16	2	H12. 2. 25 (S29. 7. 5) 秋田県告示第117号	908 (908)	_	橋 1
3-4-33	将軍野 相染線	外旭川字 三後田	港北新町	3, 040	16	2	H31. 4. 2 (S29. 7. 5) 秋田市告示第123号	978 (978)	_	
3 · 4 · 34	土崎環状線	土崎港西 一丁目	将軍野南 三丁目	6, 300	16	2	H25. 2. 25 (S29. 7. 5) 秋田市告示第33号	3, 741 (3, 741)	_	立体交差 2 (架線橋) (こ線橋)
3 · 4 · 35	通町線	千秋 明徳町	旭北 栄町	890	18	2	H12. 2. 25 (S29. 7. 5) 秋田県告示第117号	890 (890)	_	橋 1
3.5.36	外旭川 新川線	外旭川字 小谷地	川尻 大川町	5, 080	15	2	H27. 2. 6 (S29. 7. 5) 秋田県告示第45号	5, 080 (5, 080)	_	立体交差 1 (架線橋)
3.5.37	秋田港 四ツ屋線	土崎港西 一丁目	将軍野青山町	2, 620	15		\$63.12.23(\$29.7.5) 秋田市告示第139号	2, 282 (2, 282)	338	立体交差 1 (こ線橋) ★(一部)
3.5.38	浜ナシ山 長野線	土崎港相 染町字浜 ナシ山	飯島 字大崩	2, 600	15		\$60.11.6(\$29.7.5) 秋田市告示第95号	470 (470)	_	立体交差 1 (架線橋)
3.5.39	広小路 牛島線	中通 二丁目	牛島東一丁目	2, 100	12		H1. 7. 20 (\$29. 7. 5) 秋田市告示第98号	755 (755)	820	橋 1 ★ (一部)
3.5.40	室町 保戸野線	旭南 一丁目	保戸野すわ町	1, 910	12	2	H12. 2. 25 (S29. 7. 5) 秋田市告示第36号	564 (564)	1, 346	★(一部)
3.5.41	神宮田線	外旭川字 三後田	外旭川字 神宮田	200	12		\$60.11.6(\$53.11.15) 秋田市告示第95号	200 (200)	_	
3-6-42	表町通線	楢山 登町	楢山 佐竹町	875	11		\$60.11.6(\$29.7.5) 秋田市告示第95号	875 (875)	_	
3 · 1 · 44	新都市 大通線	上北手猿 田字寺ノ 沢	御所野地 蔵田三丁 目	2, 350	40	2	H17. 4. 15 (\$59. 6. 2) 秋田県告示第431号	2, 350 (2, 350)	_	
3 · 4 · 45	上北手 雄和線	上北手猿 田字寺ノ 沢	御所野湯 本六丁目	2, 330	22	2	H24. 3. 1 (\$59. 6. 2) 秋田市告示第33号	2, 330 (2, 330)	_	立体交差 1 (こ道橋)
3.3.46	横山 御所野線	仁井田字 川久保	四ッ小屋 末戸松本 字湯ノ沢	3, 430	22		\$61.4.18(\$59.6.2) 秋田県告示第304号	3, 430 (3, 430)	_	
3-4-47	新都市 環状線	四ッ小屋 末戸松本 字湯ノ沢	四ツ小屋 小阿地字 下堤	2, 330	16		H3. 7. 26 (\$59. 6. 2) 秋田県告示第513号	2, 330 (2, 330)	_	
3.5.48	北愛宕通線	新屋町字 北愛宕町	新屋栗田町	1, 290	12		\$59. 6. 28 (\$59. 6. 28) 秋田市告示第54号	680 (680)	_	
3-4-49	秋田駅前 中央線	中通 四丁目	中通一丁目	870	20		\$60.11.1(\$29.7.5) 秋田県告示第648号	870 (870)	_	
3.5.50	勝平臨海線	新屋 天秤野	川尻町 字中島	1, 050	14		H6. 7. 29 (S59. 12. 7) 秋田市告示第103号	1, 050 (1, 050)	_	橋 1

名	称		重	区域	構	造	最終決定年月日 及び告示番号	整備均	犬況	进	考
街 路 号	路線名	起点	終点	延 長 m	幅員 m	車線の数	(当初決定年月日)	改良済 m	概成済 m	備	有
3.5.51	牛島茨島線	牛島西 一丁目	茨島 六丁目	1, 400	12	2	H12. 10. 20(S61. 4. 21) 秋田市告示第221号	308 (308)	_		
3-4-52	南部中央線	御所野下 堤五丁目	茨島 五丁目	7, 080	20	2	H12. 2. 25 (S61. 4. 18) 秋田県告示第117号	7, 080 (7, 080)	_	立体交差 1 (こ線橋)	
3-4-53	豊岩 仁井田線	豊岩石田 坂字上野	仁井田新 田二丁目	2, 270	20	2	H24. 4. 6 (\$61. 4. 18) 秋田県告示第194号	2, 270 (2, 270)	_	橋 1	
3 · 3 · 5 4	秋田空港線	雄和町田 草川字高 野	四ッ小屋 字与左衛 門川原	3, 670	25		\$61. 4. 18 (\$61. 4. 18) 秋田県告示第304号	3, 670 (3, 670)	_	*	
3.5.58	新屋田尻沢線	豊岩石田 坂字鎌塚	新屋田尻 沢東町	340	12		\$61. 4. 21 (\$61. 4. 21) 秋田市告示第37号	340 (340)	_		
3 · 3 · 56	外旭川上新城線	外旭川字 小谷地	上新城道 川字五百 刈沢	3, 330	25	4	H31. 4. 2 (S61. 4. 18) 秋田県告示第188号	3, 330 (3, 330)	_	*	
3.5.61	秋田駅東 一号線	広面字小 沼同字鬼 頭	広面字高 田同 字小沼	2, 750	12		\$61.10.13(\$56.12.22) 秋田市告示第97号	1, 048	_		
3 - 4 - 62	御所野二号線	四ッ小屋 末戸松本 字湯ノ沢	四ッ小屋 末戸松本 字湯ノ沢	1, 300	16		H1. 9. 19 (H1. 9. 19) 秋田県告示第645号	1, 300 (1, 300)	_		
3-4-63	勝平環状線	新屋 南浜町	新屋豊町	2, 770	16		H3. 2. 28 (H3. 2. 28) 秋田県告示第132号	— (—)	_		
3 - 4 - 64	勝平東西線	新屋 南浜町	新屋 勝平町	1, 260	16		H3. 2. 28 (H3. 2. 28) 秋田県告示第132号	_ (-)	_		
3 · 3 · 65	千秋山崎線	千秋 久保田町	手形 字山崎	470	28		H5. 11. 5 (H3. 7. 26) 秋田県告示第731号	120 (120)	_	立体交差 1	
3-4-66	千秋 久保田町線	千秋 久保田町	千秋 久保田町	350	20	2	H23. 8. 19 (H3. 7. 26) 秋田県告示第359号	347 (230)	_		
3 · 4 · 67	山崎広面線	手形 字山崎	手形 字十七流	600	16		H3. 7. 26 (H3. 7. 26) 秋田県告示第514号	318 (318)	_		
3.5.68	秋田駅西北一号線	千秋 久保田町	千秋 久保田町	340	12		H5. 10. 15 (H5. 10. 15) 秋田市告示第124号	340 (340)	_		
3-4-69	手形東通線	手形 字山崎	東通仲町	840	20		H9. 12. 9 (H6. 11. 29) 秋田県告示第789号	840 (840)	_		
3.5.70	秋田駅東二号線	手形 字西谷地	手形 字山崎	390	12		H6. 11. 29 (H6. 11. 29) 秋田市告示第151号	267 (267)	_		
3.5.71	秋田駅東 拠点一号線	東通仲町	東通仲町	410	12		H6. 11. 29 (H6. 11. 29) 秋田市告示第151号	410 (410)	_		
3 · 3 · 72	泉外旭川線	泉字菅野	外旭川 字木崎	1, 830	25		H7. 12. 12 (H7. 12. 12) 秋田県告示第884号	202	_		

:	名	称		立	区域	構	造	最終決定年月日 及び告示番号	整備物	犬況	进	考
街番	路号	路線名	起点	終点	延 長 m	幅 E E	車線 の数	(当初決定年月日)	改良済 m	概成済 m	備	45
3.4.	73	上北手	上北手荒	上北手猿 田字猿田	3, 970	20	2	H17. 4. 12 (H11. 2. 22)	1, 060	_		
		御所野線	巻字堺切	沢	,			秋田市告示第135号	(1, 060)			
3.5.	74	下新城 東西線	下新城中 野字街道	下新城中 野字琵琶	1, 970	13	2	H14. 8. 27 (H14. 8. 27)	1, 970	_		
		不口 柳	端西	沼工工业取				秋田市告示第235号	(1, 970)			
3.3.	75	神内和田線	河辺神内 字神内	河辺北野 田高屋字 前田	6, 740	28	-	H26. 7. 1 (H3. 7. 26) 秋田県告示第353号	3, 140 (3, 140)	_		
		—————— 前田和田	河辺北野	河辺和田				H26. 7. 1 (H3. 7. 26)	_			
3.4.		2号線	田高屋字 上前田表	字上中野	570	16	-	秋田市告示第172号	(-)	_		
3.4.	77	和田駅前線	河辺北野 田高屋字	河辺和田	360	18		H26. 7. 1 (H3. 7. 26)	_			
0 4	' '	4.0 m M/ 4.1 m/	黒沼下堤 下	字上中野	000	10		秋田県告示第353号	(-)			
3.4.	78	石川和田駅	河辺和田 字坂本北	河辺和田 字上中野	2, 530	16	-	H26. 7. 1 (H3. 7. 26)	_	_		
		線 	于极本礼	于工中野	,			秋田県告示第353号	(-)			
7.6.	-1	駅東一号線	広面 字板橋	広面 字板橋	270	8		\$63. 3. 31 (\$63. 3. 31)	270	_		
			J 1/A 110	J 102 (10)				秋田市告示第42号	(270)			
7.6.	·2	秋操一号線	泉中央二丁目	泉北三丁 目	540	9		H22. 4. 12 (\$63. 3. 31)	461	79		
			上北手御	上北手御				秋田市告示第111号 \$63.12.23(\$63.12.23)	600			
7.5.	.3	御所野 一号線	所野字野 形	エ犯テ四 所野字野 形	600	12		秋田市告示第139号	(600)	_		
				千秋				H22. 1. 13 (H22. 1. 13)	251			
7.6.	٠4	西北一号線	中通 七丁目	久保田町	330	8	2	秋田市告示第7号	(251)	_		
7.0	_		手形	手形	000		•	H22. 1. 13 (H22. 1. 13)	369			
7.6.	· 5	駅東二号線	字西谷地	字西谷地	660	8	2	秋田市告示第7号	(369)	_		
8.7.	. 1	中央市場	外旭川字	外旭川字	730	6		S60. 11. 6 (S53. 11. 15)	730	_		
0 /	_	西一号線	小谷地	鳥谷場	700	U		秋田市告示第95号	(730)			
8.7.	. 2	中央市場		外旭川字	430	6		S60. 11. 6 (S53. 11. 15)	430	_		
		西二号線	小谷地	鳥谷場				秋田市告示第95号	(430)			
8.6.	.3	秋操公園 道路一号線	保戸野千 代田町	泉字道田	1, 580	10		\$63. 3. 31 (\$58. 2. 28)	1, 580	_		
		旦 的一方脉						秋田市告示第42号	(1, 580)			
8.6.	4	新都市公園 道路一号線	四ッ小屋小阿地字	御所野元 町六丁目	1, 440	10		H7. 12. 12 (H2. 7. 20)	1, 440	_		
			坂ノ上	四ッ小屋				秋田市告示第140号	(1, 440)			
8.7.	5	新都市公園 道路二号線	末戸松本	末戸松本字湯ノ沢	240	6		H2. 7. 20 (H2. 7. 20) 秋田市告示第84号	(240)	_		
		新都市公園	四ッ小屋	四ッ小屋				H2. 7. 20 (H2. 7. 20)	320			
8.7.	6	道路三号線	小阿地字 坂ノ下	小阿地字 下堤	320	7. 5		秋田市告示第84号	(320)	_		
0.7	7	新都市公園	御所野元	御所野元	100	6		H2. 7. 20 (H2. 7. 20)	190			
8.7.	٠,			町五丁目	190	6		秋田市告示第84号	(190)			

	名	称	位置	고 로	区域	構	造	最終決定年月日 及び告示番号	整備物	犬況	備考
街	路	路線名	起	終	延長	幅員	車線	(当初決定年月日)	改良済	概成済	1佣 右
番	号	始脉石	点	点	m	m	の数		m	m	
8.6	6.0			新屋	570	10		H2. 7. 20 (H2. 7. 20)	570		
0 (0 0	大川散歩道	扇町	大川町	370	10		秋田市告示第84号	(570)		
8.6	c 0			秋田市上 北手猿田	670	6		H17. 4. 12 (H9. 7. 31)	670		
0.0	0.9	道路五号線	四丁目	字寺ノ沢	670	0		秋田市告示第135号	(670)		
合	計	88路線	幹線道路 特殊街路 区画街路	S 9路線 S 5路線	276, 325			改良済(m) 改良済率	213, 539 77. 3%	14, 458	改良済 概成済 合計
			自動車専	E用道路 2路線				供用済(m) 供用済率	212, 914 77. 1%		227, 997m 82. 5%

- ※1 改良済延長=供用延長+換算延長(事業区間:事業費ベース)
- ※2 供用延長=計画幅員の用地を確保し、かつ計画幅員の1/2以上整備し一般供用している延長
- ※3 概成済延長=計画幅員の用地は確保していないが、計画幅員の2/3以上整備し一般供用している延長
- ※4 改良済のうち、() 書きは供用延長
- ※5 備考欄の★印は、一般供用しているが計画幅員を満たしていない路線

【街路番号の見方】 例)(1).(3).(1) 秋田外環状線道路 区 分 規模 一連番号 1 自動車専用道路 1 幅員 40m 以上のもの 3 幹線街路に相当するもの 2 幅員 30m 以上 40m 未満のもの 7 区画街路 3 幅員 22m 以上 30m 未満のもの 8 特殊街路(ア)に相当する歩行者専用道路 4 幅員 16m 以上 22m 未満のもの 5 幅員 12m 以上 16m 未満のもの 6 幅員 8m 以上 12m 未満のもの 7 幅員 8m 未満のもの

《秋田都市計画駐車場(駐輪場)の変遷》

	名 称			面積	構造	備考
番号	駐車場名	14	告示番号	m [*]	件 坦	1佣 右
1	中通二丁目広場	秋田市	昭和62年7月30日	670	地下 1 層	駐車台数約265台
'	地下自転車駐車場	中通二丁目	秋田市告示第87号	070	地下工厝	出入口2ケ所

■公共空地

《秋田市の都市計画公園・緑地・墓園総括表》

(令和3年3月31日現在)

種	別	名称	箇 所 数	面積	開設箇所	開設済面積	整備率
.—				ha		ha	%
街 区	公 園	保戸野街区公園他219箇所	220	50. 51	157	32. 35	64. 05
近 隣	公 園	楢山明田近隣公園他18箇所	19	38. 40	8	17. 84	46. 46
地 区	公 園	北野田公園他1箇所	2	9. 50	2	9. 50	100.00
総合	公 園	千秋公園他4箇所	5	295. 90	5	258. 19	87. 26
運動	公園	八橋運動公園	1	26. 70	1	21. 73	81. 39
風 致	公 園	新屋海浜公園他2箇所	3	234. 90	0	0.00	0.00
歴 史	公 園	高清水公園	1	39. 20	1	2. 34	5. 97
広 域	公 園	県立中央公園他1箇所	2	753. 80	2	196. 90	26. 12
	小	計	253	1, 448. 91	176	538. 85	37. 19
墓	園	天徳寺山墓地公園他1箇所	2	76. 70	2	22. 71	29. 61
緑	地	山王帯状緑地他6箇所	7	596. 19	6	45. 65	7. 66
広	場	中通二丁目広場	1	0. 08	1	0. 08	100.00
	合	計	263	2, 121. 88	185	607. 29	28. 62

《秋田都市計画公園一覧表》

(令和3年3月31日現在)

W 12 V	<u> </u>		11X//) + 0 /-		150 III /
1 4 D.	名_	称	公園の位置	面積	開設済	都市	計画			開設
種別	番号	公園名	(現在の町名)	ha	面 積 ha	決定年	月日	内 (容 面積ha)	年月
街区	2 · 2 · 1	保戸野	保戸野八丁 保戸野八丁	0. 23	0. 13	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 23)	S39.10
田区	2-2-1	街区公園	床厂 到八]	0. 23	0. 13	S61. 10. 13	市96号	名称変更		339.10
街区	2.2.2	金砂神社	保戸野金砂町	0. 10	_	S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0.1)	
田匹	2 2 2	街区公園	休/ ∃! 並 19 m]	0. 10		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2.2.3	中島街区公園	千秋中島町	0. 10	_	S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0.1)	
田匹	2 2 0	一面回位 五图	1 1八十四四	0. 10		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2 · 2 · 4	からみ田	手形字からみ田	0. 29	_	S30. 5. 12	-		(0. 29)	
田匠	227	街区公園	1 10-1 10 - 20 PM	0. 23		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
						S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 18)	
街区	2.2.5	手形街区公園	手形住吉町	0. 18	0. 18	S54. 3. 22	市25号	区域変更	(0. 18)	S56.12
						S61. 10. 13		名称変更		
		手形堀反	中通七丁目、			S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 17)	
街区	2.2.6	于形堀及 街区公園	中週七月日、 千秋久保田町	0. 17	_	S61. 10. 13	市96号	名称変更		
			T DO VINCE			H5. 10. 15	市125号	位置区域変更		
		L`X¤+				S30. 5. 12			(0.0165)	
街区	2.2.7	上通町 街区公園	保戸野通町	0. 02	0. 02	S61. 10. 13	市96号	名称変更		H10. 3
						S63. 10. 7	市112号	区域変更	(0.02)	
街区	2.2.8	旭北街区公園	大町二丁目	0. 01	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0.01)	
BE	2 2 0	尼和西巴五图	X#]=] []	0. 01		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2.2.9	保戸野境第1街	旭北栄町	0. 17	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 17)	
田匠	2 2 3	区公園	/E46/A#J	0. 17		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2 • 2 • 10	山王田	旭北錦町	0. 23	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 23)	
田匹	2 2 10	街区公園	/に 4 に 如 中 1	0. 20		S61. 10. 13				
街区	2.2.11	西法寺	大町三丁目	0. 19	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 19)	
田匹	2 2 11	街区公園	V=1-1 D	0. 10		S61. 10. 13				
		WE				S30. 5. 12	建665号	当 初	· ·	
街区	2.2.12	川反三丁目 街区公園	大町三丁目	0. 04	0. 04	S61. 10. 13	市96号	名称変更		H18. 8
		N — A E				H18. 8. 1	市205号	位置区域面積変更	(0.04)	
街区	2 • 2 • 13	桜第7 街区公園	桜四丁目	0. 13	0. 13	S63. 3. 31	市43号	当 初	(0. 13)	H元. 2

	名	称	公園の位置	面積	開設済	都市	計画	の経	緯	開設
種別	番号	公園名	(現在の町名)	四個 ha	面 積 ha	決定年	月日	内(容 (面積ha)	年月
						S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 225)	
街区	2 · 2 · 14	土手谷地町	 中通四丁目	0. 12	0. 12	S34. 11. 5	-		(0. 117)	S39. 4
	2 2 11	街区公園		0. 12	0. 12	\$38. 3. 8	建456号		(0. 117)	000. 1
						S61. 10. 13		名称変更		
街区	2 • 2 • 15	中通三丁目 街区公園	中通三丁目	0. 40	0. 40	S42. 11. 15	-		(0. 40)	S45. 3
		田区公園				S61. 10. 13			(0. 57)	
						\$30. 5. 12 \$34. 11. 5	•		(0. 57)	
街区	2.2.16	堀反町 街区公園	中通六丁目	0. 27	0. 27		建456号		(0. 27)	S38.11
					ŀ	S61. 10. 13		名称変更	(0. 21)	
						S30. 5. 12			(0. 153)	
		中通六丁目				S34. 11. 5			(0. 1814)	
街区	2 · 2 · 17	街区公園	中通六丁目	0. 10	0. 10		建456号		(0. 10)	S39. 4
					ŀ	S61. 10. 13	-	名称変更	(01.10)	
						S30. 5. 12			(0. 18)	
街区	2.2.18	楢山明田 街区公園	東通館ノ越	0. 18	0. 18	\$41.8.20				S42. 3
		田区公園				S61. 10. 13	市96号	名称変更		
4:57	0 0 10	楢山宮田	主体中四	0.00		\$30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 96)	
街区	2.2.19	運動公園	南通宮田	0. 96	_	S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2 · 2 · 20	楢山寺小路	楢山寺小路	0. 28	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 28)	
田区	2-2-20	街区公園	旧山立小四	0. 20		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2 · 2 · 21	楢山街区公園	 楢山南中町	0. 15	0. 15	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 15)	S31.10
		HENDERE		0. 10	0.10	S61. 10. 13		名称変更		001.10
街区	2 · 2 · 22	四十間堀川反	大町六丁目	0. 28	_	S30. 5. 12			(0. 28)	
		街区公園				S61. 10. 13		名称変更	4	
街区	2 • 2 • 23	感恩講 街区公園	大町六丁目	0. 15	0. 12	\$31. 8. 30			(0. 15)	S54.12
		用区公图				S61. 10. 13		名称変更	(0, 07)	
街区	2 • 2 • 24	旭南街区公園	旭南一丁目	0. 07	_	\$30. 5. 12 \$61. 10. 13			(0. 07)	
						\$30. 5. 12		名称変更 当 初	(0. 18)	
街区	2 • 2 • 25	川口新町 街区公園	旭南三丁目	0. 18	-	S61. 10. 13			(0. 16)	
						\$30. 5. 12			(0. 09)	
街区	2.2.26	追廻街区公園	楢山御鳥町	0. 09	-	S61. 10. 13			(0.00)	
		加賀谷				\$30. 5. 12			(0. 15)	
街区	2 · 2 · 27	街区公園	楢山共和町	0. 15	-	S61. 10. 13	-		(61.10)	
		楢山末無町				S30. 5. 12			(0. 90)	
街区	2 · 2 · 28	街区公園	楢山本町	0. 90	0. 50	S61. 10. 13	市96号	名称変更		S39. 4
4:57	0 0 00	愛宕下	松小平ウエ	0.01	0.00	\$30. 5. 12	建665号	当 初	(0.81)	004.0
街区	2 · 2 · 29	街区公園	楢山愛宕下	0. 81	0. 38	S61. 10. 13	市96号	名称変更		S34. 8
街区	2.2.30	百石橋	楢山寺小路	0. 02	_	\$30. 5. 12	建665号	当 初	(0.02)	
山丘	2.2.30	街区公園	個田寸小崎	0. 02	_	S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2.2.31	金照寺山ノ下	楢山金照町	0. 05	_	\$30. 5. 12	建665号	当 初	(0.05)	
	2 2 01	街区公園	旧四亚洲门	0.00		S61. 10. 13				
街区	2.2.32	牛島第1	 牛島東三丁目	0. 11	0.11	\$30. 5. 12			(0. 11)	S44.11
		街区公園	1 - 2/11 - 1 - 1			S61. 10. 13				
街区	2.2.33	柳原新田第1	柳原新田	0. 97	_	\$30. 5. 12			(0. 97)	
		街区公園	字古川添			S61. 10. 13			(0.40)	
街区	2 · 2 · 34	柳原新田第2 街区公園	茨島二丁目	0. 16	_	\$30. 5. 12			(0. 16)	
		おにひ位				\$61. 10. 13			(0, 20)	
街区	2 · 2 · 35	柳原新田第3	柳原新田字大巻	0. 21	0. 21	\$30. 5. 12 \$47. 9. 30			(0. 20)	S54.12
브	7-7-00	街区公園	(卸町三丁目)	V. Z1	V. Z1	S61. 10. 13			(U. Z1)	334.12
		1	<u> </u>			001.10.13	11130 2	山水及艾		

	名		→ 公園の位置	面積	開設済	都市	計画	の経	緯	開設
種別	番号	公園名	(現在の町名)	ш тд ha	面 積 ha	決定年	月日	内	容 (面積ha)	年月
街区	2.2.36	牛島第2 街区公園	牛島西一丁目	0. 11	_	\$30. 5. 12 \$61. 10. 13		当 初 名称変更	(0.11)	
		牛島第3				\$30. 5. 12			(0. 18)	
街区	2.2.37	街区公園	牛島西一丁目	0. 18	_	S61. 10. 13		名称変更		
		柳原新田第4	柳原新田字御鷹野橋北ノ方			\$30. 5. 12			(0. 25)	
街区	2.2.38	街区公園	(卸町四丁目)	0. 28	0. 28	\$47. 9. 30 \$61. 10. 13		^{位置面積変更} 名称変更	(0. 28)	S54.12
		柳原新田第5	# + -	0.04		\$30. 5. 12			(0. 24)	
街区	2.2.39	街区公園	茨島二丁目	0. 24	_	S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2 · 2 · 40	牛島第 4 街区公園	茨島六丁目	0. 16	_	\$30. 5. 12			(0. 16)	
		田区公園				\$61. 10. 13 \$30. 5. 12			(0. 558)	
街区	2 · 2 · 41	新屋丸岡第1	新屋比内町	0. 30	_	S42. 11. 15			(0. 30)	
		街区公園				S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2 · 2 · 42	新屋西第2	新屋北愛宕町	0. 25	0. 25	\$30. 5. 12			(,	H 3. 3
		街区公園	(新屋日吉町)			\$59. 6. 28 \$30. 5. 12			(0. 25)	
街区	2 · 2 · 43	新屋西第 1	新屋日吉町	0. 20	0. 20	S42. 11. 15				H 5. 3
		街区公園				S59. 6. 28		名称位置面積	(11 = 1)	
		新屋表町				\$30. 5. 12	-			
街区	2 · 2 · 44	街区公園	新屋表町	0. 27	0. 27	\$38. 7. 22			(0. 27)	S38.12
		新屋下夕野				\$61. 10. 13 \$30. 5. 12			(0. 37)	
街区	2 · 2 · 45	街区公園	新屋扇町	0. 37	_	S61. 10. 13			(0.07)	
						S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 2538)	
街区	2.2.46	新屋新町 街区公園	新屋栗田町	0. 25	0. 25	S34. 11. 5				S42.11
		国区公园				\$37. 3. 27 \$61. 10. 13		位直変更 名称変更	(0. 254)	
						\$30. 5. 12			(5. 75)	
街区	2.3.47	栗田神社 街区公園	新屋栗田町	1. 10	0. 31	S42. 11. 5			(1. 10)	H15. 3
						S61. 9. 26			(0, 01)	
街区	2 • 2 • 48	新屋三ッ小屋 街区公園	新屋字寿町	0. 21	_	\$30. 5. 12 \$61. 10. 13		当 初 名称変更	(0. 21)	
/ + - F=	0.0.40	新屋勝平山	*C = 60.48 m-	0.14		\$30. 5. 12			(0. 14)	
街区	2 · 2 · 49	街区公園	新屋船場町	0. 14	_	S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	2.2.50	新屋割山 街区公園	新屋船場町	0. 24	_	\$30. 5. 12			(0. 24)	
		下夕野				\$61. 10. 13 \$44. 5. 21			(0. 31)	
街区	2.2.51	街区公園	川尻大川町	0. 31	0. 31	\$61. 10. 13		名称変更	(0.01)	S57.12
		川尻西				S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 117)	
街区	2.2.52	街区公園	川尻みよし町	0. 17	0. 17	S37. 12. 10			(0. 172)	S38. 3
						\$61. 10. 13 \$30. 5. 12			(0. 261)	
街区	2.2.53	御休下第 1 街区公園	川尻御休下	0. 32	0. 32	S44. 5. 21				S54.12
		田区公園	(川尻御休町)			S61. 10. 13				
440.00	0.0.54	総社神社	III 문 40 · L III	0.00	0.00	\$30. 5. 12			(1. 74)	040.0
街区	2.2.54	街区公園	川尻総社町	0. 80	0. 80	S42. 11. 15 S61. 10. 13			(0.80)	S43. 3
44	0.0.55	川尻総社前	III = +> = 2: M=	0.00		\$30. 5. 12			(0. 225)	
街区	2 · 2 · 55	街区公園	川元むつみ町	0. 23	_	S61. 10. 13	市96号	面積変更		
4	0.0.50	川尻カイハ	— BB.7- m-	0.15	0.16	\$30. 5. 12			(0. 243)	
街区	2.2.56	街区公園	川元開和町	0. 13	0. 13	\$39. 6. 10 \$61. 10. 13		^{区域面積変更} 名称変更	(0. 13)	S39.12
		<u>l</u>	<u> </u>	L		SU1. 1U. 13	山190号	口仰炙史]	<u> </u>

	名		八国の仕里	-1	開設済	都市	計画	の経	緯	88=n.
種別	番号	公園名	- 公園の位置 (現在の町名)	面積	面積	決定年		内	容	開設 年月
				ha	ha	S30. 5. 12	1		(面積ha) (0.27)	
		川元松丘				\$37. 3. 27			(0. 13)	
街区	2 · 2 · 57	街区公園	川元松丘町	0. 13	0. 13	S61. 10. 13			(0. 10)	S41.10
						\$63. 10. 7			(川尻御休)	
						S30. 5. 12			(0. 18)	
街区	2 • 2 • 58	川尻山ノ下	 川元山下町	0. 18	0. 18	S38. 11. 28			, ,	S44. 3
		街区公園		00	51.15	S61. 10. 13			(0. 10)	
						\$30. 5. 12			(0. 297)	
		 山王第 1				S38. 11. 28			(0. 66)	
街区	2.2.59	街区公園	山王三丁目	0. 66	0. 66	S40. 10. 18			(0, 66)	S45. 3
						\$61. 10. 13			(0. 00)	
						\$30. 5. 12			(0. 216)	
		山王第2				S38. 11. 28	-		(0. 22)	
街区	2.2.60	街区公園	山王二丁目	0. 22	0. 22	S40. 10. 18			(0. 22)	S41. 4
						S61. 10. 13		名称変更	(0. 22)	
						\$30. 5. 12	1,1		(1. 05)	
		御休下第2				\$33. 3. 19			(1. 27)	
街区	2.2.61	街区公園	山王六丁目	0. 23	0. 23	S44. 5. 21	-		(0. 23)	S50. 3
						S61. 10. 13			(0. 20)	
		若葉町				S44. 5. 21			(0. 20)	
街区	2.2.62	(者) (者) (者) (者)	川尻若葉町	0. 20	0. 20	S61. 10. 13	-		(0. 20)	S56.12
		川尻中島				S44. 5. 21			(0. 22)	
街区	2.2.63	街区公園	山王中島町	0. 22	0. 22	S61. 10. 13			(0. 22)	S54.12
		八橋戌川原	 八橋字戌川原			S30. 5. 12			(0. 31)	
街区	2 · 2 · 64	大幅及川原 街区公園	(八橋南一丁目)	0. 31	_	S61. 10. 13			(0.01)	
		下八橋	八橋字下八橋			\$30. 5. 12				
街区	2.2.65	街区公園	(八橋本町六丁目)	0. 21	_	S61. 10. 13			(0. 21)	
		飯島神社				S42. 11. 15			(0. 50)	
街区	2.2.66	街区公園	飯島松根西町	0. 50	0. 46	S61. 10. 13		一 名称変更	(0.00)	S49. 4
		寺内後城				\$30. 5. 12			(0. 16)	
街区	2.2.67	街区公園	(寺内大小路)	0. 16	_	S61. 10. 13			(0.10)	
		後城第 1				\$30. 5. 12			(0. 23)	
街区	2.2.68	街区公園	(寺内後城)	0. 23	_	S61. 10. 13			(0. 20)	
		後城第2				\$30. 5. 12			(0. 27)	
街区	2.2.69	街区公園	土崎港南一丁目	0. 27	_	\$61. 10. 13			(0.27)	
						\$30. 5. 12			(0. 387)	
街区	2 · 2 · 70	幕洗川	土崎港南二丁目	0. 31	0. 31		市86号		(0. 31)	S57.12
		街区公園				S61. 10. 13			(0.0.)	
		御蔵町				\$30. 5. 12			(0. 18)	
街区	2.2.71	街区公園	土崎港南一丁目	0. 18	_	S61. 10. 13			(0. 10)	
						\$30. 5. 12			(0. 90)	
		雄物岸				\$36. 2. 14			(0. 67)	
街区	2.2.72	街区公園	土崎港西二丁目	0. 57	0. 57	\$41. 8. 20			(0. 57)	S42. 4
						S61. 10. 13			(0.07)	
						\$30. 5. 12			(1. 494)	
		古川町				S36. 2. 14			(1. 39)	
街区	2.3.73	街区公園	土崎港西四丁目	1. 40	1. 40	S41. 10. 18			(1. 40)	S41. 6
						S61. 9. 26			(1. 10)	
						S30. 5. 12			(0. 0633)	
街区	2 · 2 · 74	 友鳩街区公園	土崎港中央	0. 06	0. 04	S36. 2. 14			(0.06)	H 7. 3
	/ .		七丁目	3.00	5. 01	S61. 10. 13			(0.00)	
		浜ナシ山				\$30. 5. 12			(0. 24)	
街区	2 • 2 • 75	街区公園	土崎港相染町字浜ナシ山	0. 24	_	S61. 10. 13			(U. ZT)	
		ı··	1	1		001.10.13	11130万	山小久又		l

###		名		八国の仕里	工往	開設済	都市	計画	の経	緯	日日≒ル
## 10 2 - 2 - 7 6	種別	番号		公園の位置 (現在の町名)	面積 ha	面積	決定年				開設 年月
## 10.52							\$30. 5. 12	建665号			
おいきの	维豆	2.2.76	飯島砂田	飯島字砂田	0.52	0.52	S61. 10. 13	市96号	名称変更		L10 2
## 1	田丘	2.2.10	街区公園	(飯島字穀丁大谷地)	0. 52	0. 52	H1. 4. 3	市48号	名称位置区域変更	(旧沼端)	пто. з
## 日本の							H9. 12. 9	市211号	位置面積変更	(0. 52)	
特区 2-2-78 市立街区公園	维豆	2.2.77		土嵝进扣边町专油公地	0.20	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 20)	
## 1	山丘	2-2-11	街区公園	上啊冷怕未叫于冲谷地	0. 20	_	S61. 10. 13	市96号	名称変更		
据区 2-2-79 仮名祭 1 の 25 - S30 5.12 度6589	结区	2.2.78	龙立街区公周	+ 崎港北七丁日	0 13	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 13)	
## 日本	田匹	2 2 70	化立因色五图		0. 10		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
## 1	结区	2.2.70		新 良	0.25	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 25)	
## 15	田匠	2 2 13	街区公園		0. 20						
## 27-20 指区公園 上崎港北八丁目 0.33 一			土藤洪北去て日				S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 333)	
報収 1 日本	街区	2.2.80		土崎港北六丁目	0. 33	-	S42. 1. 20	建9号	名称位置面積	(0. 33)	
## 1			72-4				S61. 10. 13	市96号	名称変更		
## 1	待区	2.2.81		选业	0.20	_	S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0. 20)	
情区 2・2・82 有区 2・2・83 東後街区公園 土崎港北五丁目 0.80 一 S61.10.13 市96号 名称変更 (10.12) (10.13 市96号 名称変更 (10.14) (10.1	田匹	2 2 01	街区公園	LENDITE: MI	0. 20						
指区 2・2・84 東後間区公園 土崎港北五丁目 2・2・84 土崎港中央 土崎港中央 上崎港中央 上崎港中央 上崎港中央 四丁目 2・2・88 土崎港東京 土崎港中央 四丁目 2・2・88 土崎東京 上崎港中央 四丁目 2・2・88 土崎東京 五崎港中央 四丁目 2・2・88 土崎港市 2・2・89 土崎港市 2・2・89 土崎港市 2・2・89 土崎港市 2・2・90 土崎市 2・2・90 上崎市 2・2・90 土崎市 2・2・90 上崎市 2・2・90 長田市 2・2・90 日田 2・2・9	待区	2.2.82		+ 崎港北二丁日	0.80	_	S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0.80)	
情区 2・2・83 東後古区公園 三明海北五丁目 0・20 一	田区	2-2-02	街区公園	エミでもしょうロ	0.00			., 3			
街区 2-2-84 古崎寺小山 古崎港中央 七寸目 0.14 -	街区	2.2.83	車後街区 公園	+ 岭港北五丁日	0.20	_	S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0. 20)	
街区 2・2・84 街区公園 七寸目 0・14 -	田匹	2 2 00	未及因此五图	工制化机工工口	0. 20		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区 2・2・85 土崎街区公園 七月日 0・49 0・49 0・49 320・51・13 建920号 当 初 (0・49) 1 4・10	结区	2.2.8/			0 14	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 14)	
指図 2・2・85	田匹	2 2 04	街区公園	七丁目	0. 14		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
日本				上峽洪市市			S29. 5. 13	建820号	当 初	(0. 40)	
街区 2·2·86 等平第 1	街区	2 • 2 • 85	土崎街区公園		0. 49	0. 49	S30. 5. 12	建665号	面積変更	(0. 49)	T 4.10
街区 2・2・86 街区公園 大丁目 0.15 0.14 S61.10.13 市96号 名称変更 S33.3 3 S41.3 S41.3 S61.10.13 市96号 名称変更 S41.3 S61.10.13 市96号 名称変更 S41.3 S61.10.13 市96号 名称変更 S41.3 S61.10.13 市96号 名称変更 S61.10.13 市96号 名称变更 S61.10.13 市96号 名称变更				_ , 1			S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区公園 大月日 大	4.マ	2.2.86		土崎港中央	0 15	0.14	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 15)	522.2
## 1	田匹	2 2 00	街区公園	六丁目	0. 13	0.14	S61. 10. 13	市96号	名称変更		333. 3
街区 2-2-87 街区公園 四丁目 0.18 0.18 0.18 S37.3.2 度57 元本報酬率 (0.18 S41.3 S41.3 T561.10.13 市96号 名称位置 S61.10.13 市96号 名称位置 S61.10.13 市96号 名称変更 S61.10.13 市96号 名称变更 S6			菲亚尔 0	上体洪市市			S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 126)	
街区 2・2・88	街区	2 • 2 • 87			0. 18	0. 18	S37. 3. 27	建876号	位置面積変更	(0. 18)	S41. 3
括区 2・2・8 接区公園 土崎港北一丁目 0.65 一 S61.10.13 市96号 名称変更 日本 S62.20 日本 S62.							S61. 10. 13	市96号	名称位置		
街区 公園	街区	2.2.88		十岭港北一丁日	0.65	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0.65)	
街区 2・2・98 街区公園 土崎港北一丁目 0.18 一	四匹	2 2 00	街区公園	T-9/6/0 1 D	0.00						
街区 公2・2・90 土崎駅東第3 土崎港北二丁目 10、35 0、35 341、8、20 建2838号 当 が (0、35) 344、3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	街区	2.2.89		十岭港北一丁日	0 18	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 18)	
街区 2・2・90 街区公園 土崎港北二丁目 0.35 0.35 0.35 361.10.13 市96号 名称変更 S44.3 3 1 1 1 1 1 1 1 1	田匠	2 2 00	街区公園	T-10/5/0 1 D	0. 10		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区	街区	2.2.90		十岭港北一丁日	0.35	0.35	S41. 8. 20	建2838号	当 初	(0. 35)	S44 3
街区 2・2・91 街区公園 将軍野東三丁目 0.20 0.20 S61.10.13 市96号 名称変更 S54.12 対している S55.12 対している S56.9.7 市74号 名称変更 S58.3	四匹	2 2 00	街区公園	T-9/6/0— 1 []	0.00	0.00					011.0
街区 2・2・92	街区	2.2.91		料里野車=丁日	0.20	0.20	S41. 8. 20	建2838号	当 初	(0. 20)	S54 12
街区 2・2・92 街区公園 将車野東二丁目 0.13 0.09 S56.9.7 市74号 名称変更 S58.3 街区 2・2・93	四匹	2 2 01	街区公園	11 + 21 % = 1 [0. 20	0.20	S61. 10. 13	市96号	名称変更		001.12
街区公園	街区	2.2.92		将軍野東二丁日	0 13	0.09	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 13)	S58 3
街区 2·2·93 街区公園 将車野東二丁目 0.27 - S61.10.13 市96号 名称変更 0.12 - S30.5.12 建665号 当 初 (0.12)			街区公園	11-11-11	0. 10	0.00					000.0
街区	街区	2.2.93		将軍野東二丁日	0 27	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 27)	
街区 2・2・94 街区公園 二丁目 0.12 一 S61.10.13 市96号 名称変更 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ME		街区公園	11 + 11 * - 1 1	0. 27		S61. 10. 13	市96号	名称変更		
街区 公園	街区	2.2.94			0 12	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 12)	
街区 2·2·95 街区公園 四丁目 0.24 0.24 S56.12.21 市90号 区域回航表更 (0.24) S59.3 S59.3 S59.3 S59.3 S56.12.21 市90号 区域回航表更 (0.24) S59.3	四匹	2 2 01	街区公園	二丁目	0. 12		S61. 10. 13	市96号			
街区公園 四月日 S56. 12. 21 市90号 区域画報表更 (0. 24) 日	街区	2.2.95			0 24	0.24				(0.099)	S59 3
街区 2·2·96 街区公園 土崎港東一丁目 0.16 -	四世	2 2 00	街区公園	四丁目	0. 21	0.21				(0. 24)	000.0
街区公園	街区	2.2.96		 十崎港東一丁日	0.16	_				(0. 16)	
街区 2·2·97 街区公園 将軍野南三丁目 0.18 - S61.10.13 市96号 名称変更 街区 2·2·98 将軍野南五丁目 0.23 - S30.5.12 建665号 当 初 (0.23) 街区公園 将軍野南五丁目 0.25 S61.10.13 市96号 名称変更 街区 2·2·99 将軍野第4 将軍野南二丁目 0.25 - S30.5.12 建665号 当 初 (0.25)			街区公園		5. 10						
第四回 第回回 第四回 第回回 第回	街区	2.2.97		将軍野南三丁日	0 18	_	\$30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 18)	
街区	121 157		街区公園	13 + 21 11 - 1 1	V. 10						
街区公園	街区	2.2.00		将軍野南五十日	0 23	_				(0. 23)	
街区 1 7・2・99 1 2 二 3 第 1 将車野南二 1 日 1 0 25 1	田区	JU	街区公園	10-4-21 山 本 1 日	V. ZU		\$61. 10. 13	市96号	名称変更		
''	街区	2.2.99		将軍野南二十日	0 25	_	\$30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 25)	
001. 10. 10 1月00万 日本学会人	121 157		街区公園	12 + 21 m — 1 D	0. 20		S61. 10. 13	市96号	名称変更		

	名	 称	八田の仕里	- -1±	開設済	都市	計画	の経	緯	88=n.
種別	番号	公園名	公園の位置 (現在の町名)	面積 ha	面 積 ha	決定年		内	容 (面積ha)	開設 年月
街区	2 · 2 · 100	高野街区公園	将軍野南四丁目	0. 23	_	S30. 5. 12	建665号	当 初	(0. 23)	
			13+2110-11	0. 20		S61. 10. 13		名称変更		
		栗田町第2				S37. 3. 27			(0. 21)	
街区	2 · 2 · 101	街区公園	新屋栗田町	0. 21	0. 21	S38. 11. 28				S51. 4
		=				S61. 10. 13		名称変更	(0.15)	
街区	2 • 2 • 102	川尻総社後 街区公園	川尻みよし町	0. 15	0. 15	\$37. 3. 27 \$61. 10. 13		当 初 名称変更	(0. 15)	S40.11
		DEAE				S41. 8. 20			(0. 33)	
街区	2 • 2 • 103	新屋大川端	 新屋大川町	0. 29	0. 29	S61. 10. 13		名称変更	(0. 55)	S42. 4
	2 2 100	街区公園	101/E27(711~)	0. 20	0.20	H10. 7. 28			(0. 29)	0 12. 1
						S42. 11. 15			(0. 30)	
街区	2 • 2 • 104	若松町	将軍野東四丁目	0. 29	0. 29	S45. 6. 4	市55号	区域変更	(0. 29)	S54.12
		街区公園				S61. 10. 13		名称変更	, ,	
<i>(</i> +- - -	0 0 105	松美ガ丘第 1	新屋松美ガ丘	0.40	0.40	S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0.40)	0.47.4
街区	2 · 2 · 105	街区公園	北町	0. 40	0. 40	S61. 10. 13	市96号	名称変更		S47. 4
街区	2 · 2 · 106	松美ガ丘第2	新屋松美ガ丘	0. 10	0. 10	S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0.10)	S54.12
田区	2-2-100	街区公園	東町	0. 10	0. 10	S61. 10. 13	市96号	名称変更		334.12
街区	2 • 2 • 107	松美ガ丘第3	 新屋松美町	0. 30	0. 30	S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0.30)	S44. 3
田匠	2 2 107	街区公園	初连位关时	0.00	0.00	S61. 10. 13		名称変更		044. 0
街区	2 · 2 · 108	松美ガ丘第4	新屋松美町	0. 20	0. 20	S42. 11. 15			(0. 20)	S49. 4
		街区公園	101 AL (A.)			S61. 10. 13		名称変更		
<i>#</i> - ==	0 0 100	大火火豆 八田	··· 문짜···· 구···· 压	0.40		S42. 11. 15			(0. 40)	
街区	2 · 2 · 109	南浜街区公園	新屋町字下川原	0. 40	_	S61. 10. 13		名称変更		
		45 mz 1 + 1 1				S62. 10. 28			(0, 20)	
街区	2 • 2 • 110	熊野神社 街区公園	牛島西三丁目	0. 30	0. 30	S42. 11. 15 S61. 10. 13		当 初 名称変更	(0.30)	S46. 4
						S42. 11. 15			(0. 10)	
					ŀ	S61. 10. 13		名称変更	(0.10)	
街区	2.2.111	狐森街区公園	牛島西四丁目	0. 10	-	H13. 2. 14		位置区域変更		
					ŀ	H15. 4. 4		位置区域変更		
	0.0.110	牛島西二丁目	4.6	0.40	0.40	S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0. 10)	
街区	2.2.112	第1街区公園	牛島西二丁目	0. 13	0. 13	\$60.3.4	市13号	区域面積変更	(0. 13)	S62. 3
		45				S42. 11. 15	建3847号	当 初	(0. 10)	
街区	2 • 2 • 113	牛島西二丁目 第2街区公園	牛島西二丁目	0. 10	0. 10	S61. 10. 13	市96号	名称変更		H 2. 3
		7, C C C C				\$63. 10. 7				
街区	2 · 2 · 114	牛島西二丁目	牛島西二丁目	0. 20	_	S42. 11. 15			(0. 20)	
		第3街区公園	1 = 7 =	0.20		S61. 10. 13				
街区	2 • 2 • 115	牛島東五丁目	牛島東五丁目	0. 50	0. 41	S42. 11. 15			(0.50)	S51. 4
		街区公園				\$61. 10. 13			(0.40)	
街区	2.2.116	保戸野桜町 街区公園	保戸野桜町	0. 10	0. 10	S42. 11. 15			(0. 10)	S42. 4
						\$61. 10. 13 \$42. 11. 15			(0.10)	
街区	2 · 2 · 117	保戸野八丁 街区公園	保戸野八丁	0. 10	0. 10	S61. 10. 13			(0. 10)	S42. 4
						S42. 11. 15			(1. 10)	
街区	2 · 3 · 118	桜街区公園	横森二丁目	1. 10	-	S61. 9. 26			(1.10)	
						S42. 11. 15			(0. 40)	
街区	2 • 2 • 119	松園街区公園	飯島道東二丁目	-	_	S61. 10. 13		名称変更		
							市147号			
结底	0.0.100	辺田生豆八里	U.T.:7700	0.04	0.24	S44. 5. 21	建2789号	当 初	(0. 24)	057.10
街区	2 · 2 · 120	沼田街区公園	山王沼田町	0. 24	0. 24	S61. 10. 13	市96号	名称変更		S57.12
街区	2 · 2 · 121	朝日第1	新屋朝日町	0. 05	0. 05	\$46. 8. 20			(0.05)	S54.12
121 15.	1-1	街区公園	-201 - Σ-71 - 1	0.00	0.00	S61. 10. 13	市96号	名称変更		301.12

	名	称	公園の位置	面積	開設済	都市	計画	の経	緯	開設
種別	番号	公園名	(現在の町名)	四個 ha	面 積 ha	決定年	月日	内	容 (<u>面積ha)</u>	年月
街区	2 · 2 · 122	朝日第 2 街区公園	新屋朝日町	0. 09	0. 09	\$46. 8. 20 \$61. 10. 13	市79号	当 初 名称変更	(0.09)	S50. 3
街区	2 · 2 · 123	朝日第3 街区公園	新屋朝日町	0. 02	0. 02	S46. 8. 20	市79号	当 初	(0. 02)	S60. 3
街区	2 · 2 · 124	朝日第4	 新屋朝日町	0. 05	0. 05	S61. 10. 13 S46. 8. 20	市79号	名称変更 当 初	(0.05)	S60. 3
田匠	2 2 124	街区公園	初注刊口間	0.00	0.00	S61. 10. 13		名称変更		000.0
街区	2 • 2 • 125	豊町街区公園	新屋豊町	0.09	0. 09	\$46. 8. 20 \$61. 10. 13	市79号 市96号	当 初 名称変更	(0.09)	S49. 4
街区	2 · 2 · 126	桜第 1 街区公園	横森三丁目	0. 19	0. 19	\$46. 8. 20 \$61. 10. 13	市79号	当 初 名称変更	(0. 19)	S47. 4
街区	2 · 2 · 127	桜第 2 街区公園	横森四丁目	0. 20	0. 20	\$46. 8. 20 \$61. 10. 13	市79号		(0. 20)	S46. 3
		ИСИН				\$47. 6. 29	市59号		(0. 40)	
街区	2 • 2 • 128	秋田駅東第1 街区公園	東通仲町	_	-	\$61. 10. 13	市96号	名称変更		
						H8. 3. 4 S47. 6. 29	市21号		(0. 24)	
街区	2 • 2 • 129	秋田駅東第2	東通仲町	_	_	S61. 10. 13		名称変更	(0. 24)	
		街区公園				H8. 3. 4	市21号			
4	0 0 100	通り穴第1	JC CRIME 14 m.	0.10	0.10	S49. 11. 7	市75号	当 初	(0. 10)	
街区	2 · 2 · 130	街区公園	将軍野桂町	0. 10	0. 10	S61. 10. 13	市96号	名称変更		S50. 3
/ + - ==	0 0 101	潟中島	14-TD	0.00	0.00	S50. 8. 22	市29号	当 初	(0.08)	054.4
街区	2 • 2 • 131	街区公園	大住二丁目 	0. 08	0. 08	S61. 10. 13	市96号	名称変更		S51. 4
/ + - ==	0 0 100	田尻沢	***	0 17	0.17	\$51.8.31	市57号	当 初	(0. 17)	05440
街区	2 • 2 • 132	街区公園	新屋田尻沢西町	0. 17	0. 17	S61. 10. 13	市96号	名称変更		S54.12
结页	0 0 100	大町三丁目	+	0.05	0.05	S51. 8. 31	市57号	当 初	(0.05)	05410
街区	2 · 2 · 133	街区公園	大町三丁目 	0. 05	0. 05	S61. 10. 13	市96号	名称変更		S54.12
24:157	2 · 2 · 134	ポプラ団地	飯島字西袋	0. 11	0. 11	S52. 3. 2	市17号	当 初	(0.11)	S54.12
街区	2.2.194	街区公園	(飯島西袋三丁目)	0. 11	0.11	S61. 10. 13	市96号	名称変更		S54.12
街区	2 • 2 • 135	通り穴第2 街区公園	将軍野桂町	0. 09	0. 09	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初 名称変更	(0.09)	S54.12
		通り穴第3				S52. 3. 2	市17号		(0.06)	
街区	2 · 2 · 136	街区公園	将軍野向山	0. 06	0. 06	S61. 10. 13		名称変更		H11. 3
		外旭川在家	外旭川字在家			S52. 3. 2	市17号	当 初	(0. 05)	
街区	2 • 2 • 137	街区公園	(外旭川八柳二丁目)	0. 05	0. 05	S61. 10. 13		名称変更	, ,	S54.12
		以和川古学生	 			\$52. 3. 2	市17号		(0.09)	
街区	2 • 2 • 138	外旭川吉学寺 街区公園	(外旭川八幡田一丁目)	0. 09	0. 09	S61. 10. 13		名称変更	(====,	S54.12
						S52. 3. 2	市17号		(0. 19)	
街区	2 • 2 • 139	旭川街区公園	旭川清澄町	0. 19	0. 19	S61. 10. 13		名称変更	(61.10)	S54.12
		古城苑第 1				S52. 3. 2			(0. 05)	
街区	2 • 2 • 140	街区公園	添川字境内川原	0. 05	0. 05	S61. 10. 13		名称変更	, ,	S54.12
		古城苑第2				S52. 3. 2	市17号	当 初	(0. 04)	
街区	2 · 2 · 141	街区公園	添川字境内川原	0. 04	0. 04	S61. 10. 13	市96号	名称変更		H14. 3
街区	2 · 2 · 142	あさひかわ第1 街区公園	濁川字後田 (濁川字三升作)	0. 15	0. 15	S52. 3. 2	市17号		(0. 15)	S56.12
						\$61. 10. 13 \$52. 3. 2	市17号	名称変更 当 初	(0. 21)	
街区	2 • 2 • 143	あさひかわ第2 街区公園	濁川字菅場	0. 21	0. 21	S61. 10. 13		名称変更	(U. ZI)	R 2. 4
						S52. 3. 2			(0. 05)	
街区	2 · 2 · 144	児桜街区公園	寺内児桜二丁目	0. 05	0. 05	S61. 10. 13		名称変更	(0.00)	S54.12
,,		泉大畑	S. . m	0.0=	0.05	\$52. 3. 2	市17号		(0.07)	
街区	2 · 2 · 145	街区公園	八橋大畑二丁目	0. 07	0. 07	S61. 10. 13		名称変更		S54.12
		1			l					

	名	称	公園の位置	面積	開設済	都市	計画	の経	緯	開設
種別	番号	公園名	(現在の町名)	四個 ha	面 積 ha	決定年			容 (面積ha)	年月
街区	2 · 2 · 146	柳田街区公園	柳田字境田	0. 09	0. 09	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号 市96号	当 初 名称変更	(0.09)	S55.12
街区	2 · 2 · 147	松崎街区公園	下北手松崎字碇	0. 15	0. 15	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初 名称変更	(0. 15)	S54.12
街区	2 · 2 · 148	広面長沼 街区公園	広面字長沼	0. 07	0. 07	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初 名称変更	(0.07)	S54.12
街区	2 · 2 · 149	桜第3 街区公園	桜二丁目	0. 14	0. 14	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初名称変更	(0. 14)	S57.12
街区	2 · 2 · 150	桜第 4 街区公園	桜二丁目	0. 17	0. 17	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初名称変更	(0. 17)	S55.12
街区	2 · 2 · 151	桜第 5 街区公園	桜二丁目	0. 05	0. 05	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号		(0.05)	S60. 3
街区	2 · 2 · 152	北浜街区公園	新屋町字割山 (新屋北浜町)	0. 08	0. 08	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初名称変更	(0.08)	S54.12
街区	2 · 2 · 153	勝平台 街区公園	新屋町字下川原 (新屋勝平台)	0. 04	0. 04	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初名称変更	(0.04)	S56.12
街区	2 · 2 · 154	楢山石塚谷地 街区公園	楢山石塚町	0. 08	0. 08	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初名称変更	(0.08)	S54.12
街区	2 · 2 · 155	花畑街区公園	新屋大川町	0. 17	0. 17	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初 名称変更	(0. 17)	S56.12
街区	2.2.156	蕗野街区公園	仁井田三丁目 (仁井田新田三丁目)	0. 06	0. 06	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初名称変更	(0.06)	S54.12
街区	2 · 2 · 157	潟中島第 1 街区公園	大住三丁目	0. 04	0. 04	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号		(0.04)	S54.12
街区	2 · 2 · 158	瑞穂街区公園	仁井田栄町	0. 05	0. 05	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初名称変更	(0.05)	S62. 3
街区	2 · 2 · 159	楢山登町 街区公園	楢山登町	0. 11	0. 11	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初名称変更	(0. 11)	S54.12
街区	2 · 2 · 160	田尻沢第 1 街区公園	新屋田尻沢中町	0. 09	0. 09	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初 名称変更	(0.09)	S54.12
街区	2.2.161	田尻沢第 2 街区公園	新屋田尻沢西町	0. 10	0. 10	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号	当 初 名称変更	(0. 10)	S54.12
街区	2.2.162	城南苑 街区公園	牛島字兎谷地 (楢山城南新町)	0. 04	0. 04	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13		当 初 名称変更	(0.04)	S60. 3
街区	2 · 2 · 163	仁井田第 1 街区公園	仁井田新田 二丁目	0. 06	0. 06	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13		当 初 名称変更	(0.06)	S55.12
街区	2.2.164	仁井田第 2 街区公園	仁井田新田 二丁目	0. 05	0. 05	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13		当 初 名称変更	(0.05)	H12.3
街区	2 · 2 · 165	長面第 1 街区公園	横森五丁目	0. 07	0. 07	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13		当 初 名称変更	(0.07)	S59. 3
街区	2.2.166	長面第2 街区公園	横森五丁目	0. 13	0. 13	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13		当 初 名称変更	(0. 13)	S58. 3
街区	2.2.167	潟中島第2 街区公園	大住四丁目	0. 18	0. 18	\$52. 3. 2 \$61. 10. 13	市17号		(0. 18)	S54.12
街区	2.2.168	飯島西部 街区公園	飯島川端三丁目	0. 19	0. 19	\$52. 6. 4 \$61. 10. 13			(0. 19)	S54.12
街区	2.2.169	飯島堰越第 1 街区公園	飯島字田尻堰越 (飯島新町二丁目)	0. 17	0. 17	S54. 12. 3 S61. 10. 13	市119号	当 初	(0. 17)	S55.12
街区	2 · 2 · 170	飯島堰越第2 街区公園	飯島字田尻堰越 (飯島新町一丁目)	0. 28	0. 28	\$54. 12. 3 \$61. 10. 13			(0. 28)	S55.12

	名	称	∨ □ ○ ∪ □	1±	開設済	都市	計画	の経	緯	
種別	番号	公園名	公園の位置 (現在の町名)	面積 ha	面 積 ha	決定年	月日	内	容 (面積ha)	開設 年月
街区	2 · 2 · 171	外旭川神田 街区公園	外旭川字神田	0. 09	0.09	S54. 12. 3 S61. 10. 13		当 初 名称変更	(0.09)	S55.12
街区	2 · 2 · 172	さつき台 街区公園	寺内字蛭根 (寺内蛭根三丁目)	0. 13	0. 13	S54. 12. 3 S61. 10. 13	市119号		(0. 13)	S55.12
街区	2 · 2 · 173	保戸野鉄砲町 街区公園	保戸野鉄砲町	0. 28	0. 28	S54. 12. 3	市119号	当 初	(0. 28)	S56.12
街区	2 · 2 · 174	広面川崎 街区公園	広面字川崎	0. 07	0. 07	\$61. 10. 13 \$54. 12. 3	市119号	当 初	(0.07)	S60. 3
街区	2 · 2 · 175			0. 10	0. 10	S61. 10. 13 S54. 12. 3	市119号		(0. 10)	S56.12
街区	2.2.176		浜田字境川	0. 12	0. 12	\$61. 10. 13 \$55. 9. 12		名称変更 当 初	(0. 12)	S60. 3
街区	2.2.177	市場西第 1 街区公園	外旭川字鳥谷場	0. 21	0. 21	\$56. 2. 5			, ,	S62. 3
街区	2 · 2 · 178		外旭川字鳥谷場、字三後田 (外旭川字鳥谷場)	0. 17	0. 17	S56. 2. 5	市10号	当 初	(0. 17)	S61. 3
街区	2 · 2 · 179	市場西第3	外旭川字鳥谷場	0. 21	0. 21	S56. 2. 5	市10号	当 初	(0. 21)	S60. 3
街区	2 · 2 · 180	寺内蛭根 街区公園	寺内字蛭根 (寺内蛭根三丁目)	0. 38	0. 38	S57. 7. 29 S61. 10. 13	市58号	当 初 名称変更	(0. 38)	S59. 3
街区	2 · 2 · 181	飯島第2 街区公園	飯島字田尻堰越 (飯島新町三丁目)	0. 08	0.08	S57. 11. 12			(0.08)	S63. 2
街区	2 · 2 · 182	神田第 2 街区公園	外旭川字神田	0. 09	0. 09	S57. 11. 12	市80号	当 初	(0.09)	S60. 3
街区	2 · 2 · 183	油田街区公園	寺内字油田 (寺内油田三丁目)	0. 06	0.06	S57. 11. 12	市80号	当 初	(0.06)	S62. 3
街区	2 · 2 · 184	広面街区公園	下北手松崎 字家の前	0. 06	0.06	S57. 11. 12	市80号	当 初	(0.06)	S63. 2
街区	2 · 2 · 185	川口街区公園	楢山川口境	0. 18	0. 18	S57. 11. 12			(0. 18)	S60. 3
街区	2 · 2 · 186	泉大畑第 2 街区公園	泉字大畑 (泉北一丁目)	0. 26	0. 26	S58. 2. 28 H2. 9. 14			(0. 25) (0. 26)	H 3. 3
街区	2 · 2 · 187	泉道田 街区公園	泉字道田(泉北四丁目)	0. 24	0. 24	S58. 2. 28	市21号	当 初	(0. 24)	H 6. 3
街区	2 · 2 · 188	泉日吉町 街区公園	泉字新川 (泉中央二丁目)	0. 29	0. 29	S58. 2. 28			(0. 29)	H 5. 3
街区	2 · 2 · 189	泉銀の町 街区公園 息土橋	泉字銀の町 (泉中央五丁目) 泉字大橋	0. 26	0. 26	\$58. 2. 28			, ,	H 4. 3
街区	2 · 2 · 190	泉大橋 街区公園 泉上の町	ポチス橋 <u>(泉中央一丁目)</u> 泉字上の町	0. 27	0. 27	\$58. 2. 28				
街区	2 · 2 · 191	(株子の間) 街区公園 保戸野千代田町	(泉南三丁目)	0. 18	0. 18	S58. 2. 28				S63. 2
街区	2 · 2 · 192	街区公園 御野場北部	保戸野千代田町 四ツ小屋字船場前	0. 30	0.30	S58. 2. 28				S59. 3
街区	2.2.193	街区公園 御野場中央	(御野場二丁目) 四ツ小屋字平川原	0. 26	0. 26 0. 47	\$58. 8. 8 \$58. 8. 8				S59. 3 S59. 3
街区	2 · 2 · 194	街区公園 御野場南部	(御野場四丁目) 四ツ小屋字平川原	0. 47	0. 47	S58. 8. 8				
街区	2.2.196	街区公園 卸町第 1 街区公園	(御野場六丁目) 柳原新田字御鷹野橋北ノ方 (卸町四丁目)	0. 30	0. 25	\$58. 8. 8	市83号	当 初	(0. 30)	H 8. 3
街区	2.2.197	広面釣瓶町	広面字釣瓶町	0. 13	0. 13	\$63. 10. 7 \$59. 3. 12			(0. 13)	S60. 3
街区	2 · 2 · 198	街区公園 手形山第 1 街区公園	手形山北町	0. 10	0. 10	S59. 3. 12				S60. 3
街区	2 · 2 · 199	新屋西第3	浜田字後谷地 (新屋日吉町)	0. 16	0. 13	S59. 6. 28	市52号	当 初	(0. 16)	H 6. 3
街区	2 · 2 · 200	飯島東第3 街区公園	飯島字西袋 (飯島西袋二丁目)	0. 24	0. 24	S59. 10. 4	市77号	当 初	(0. 24)	S60. 3

	名		公園の位置	面積	開設済	都市	計画	の経	緯	開設
種別	番号	公園名	(現在の町名)	ha	面 積 ha	決定年	月日	内	容 (面積ha)	年月
街区	2 · 2 · 201	桜第6 街区公園	桜四丁目	0. 18	0. 18	S59. 10. 4	市77号	当 初	(0. 18)	S63. 3
街区	2 · 2 · 217	広面野添 街区公園	広面字野添 (東通六丁目)	0. 27	0. 27	S61. 10. 13	市96号	当 初	(0. 27)	S62. 2
街区	2 · 2 · 218	手形中谷地 街区公園	手形字中谷地 (東通一丁目)	0. 18	0. 18	S61. 10. 13	市96号	当 初	(0. 18)	H 4. 3
街区	2 · 2 · 219	広面谷地眼 街区公園	広面字谷地眼 (東通二丁目)	0. 28	0. 28	S61. 10. 13	市96号	当 初	(0. 28)	H 3. 3
街区	2 · 2 · 220	広面高田 街区公園	広面字高田 (東通三丁目)	0. 35	0. 35	S61. 10. 13	市96号	当 初	(0. 35)	H 5. 3
街区	2 · 2 · 221	広面小沼 街区公園	広面字小沼 (東通四丁目)	0. 17	0. 17	S61. 10. 13	市96号	当 初	(0. 17)	H 5. 3
街区	2 · 2 · 222	広面鬼頭 街区公園	広面字鬼頭 (東通五丁目)	0. 30	0. 30	S61. 10. 13	市96号	当 初	(0. 30)	H元. 2
街区	2 · 2 · 223	広面鬼頭第2 街区公園	広面字鬼頭	0. 31	0. 31	S61. 12. 28	市127号	当 初	(0. 31)	H 2. 3
街区	2 · 2 · 224	御所野第 1 街区公園	四ツ小屋小阿地字下堤 (御所野下堤)	0. 25	0. 25	S63. 12. 23	市140号	当 初	(0. 25)	H 2. 3
街区	2 · 2 · 225	八橋鯲沼 街区公園	八橋鯲沼町	0. 09	0. 09	H2. 7. 23	市85号	当 初	(0.09)	H 4. 3
街区	2 · 2 · 226	川尻上野 街区公園	川尻上野町	0. 10	0. 10	H2. 7. 23	市85号	当 初	(0. 10)	H 4. 3
街区	2 · 2 · 227	御所野第2 街区公園	御所野元町五丁目	0. 44	0. 44	H2. 7. 23	市85号	当 初	(0. 44)	H 4. 3
街区	2 · 2 · 228	御所野第3 街区公園	御所野地蔵田二丁目	0. 29	0. 29	H6. 11. 15	市146号	当 初	(0. 29)	H 7. 3
街区	2 · 2 · 229	御所野第4 街区公園	御所野元町三丁目	0. 25	0. 25	H7. 12. 12	市141号	当 初	(0. 25)	H 9. 3
街区	2 · 2 · 230	拠点第 1 街区公園	中通七丁目、 東通仲町	0. 75	0. 75	H8. 3. 4	市21号	当 初	(0. 75)	H11. 3
街区	2 · 2 · 231	道東街区公園	飯島道東二丁目	0. 29	-	H9. 8. 19	市147号	当 初	(0. 29)	
街区	2 · 2 · 232	手形新栄町 街区公園	手形新栄町	0. 11	0. 11	H12. 10. 20	市222号	当 初	(0. 11)	R 2. 4
街区	2 · 2 · 233	手形山崎 街区公園	手形字山崎、 中通七丁目	0. 42	1	H12. 10. 20	市222号	当 初	(0. 42)	
街区	2 · 2 · 234	手形西谷地 第1街区公園	手形字西谷地	0. 27	_	H12. 10. 20	市222号	当 初	(0. 27)	
街区	2 · 2 · 235	手形西谷地 第2街区公園	手形字西谷地	0. 21	_	H12. 10. 20	市222号	当 初	(0. 21)	
街区	2 · 2 · 236	手形十七流 第1街区公園	手形字十七流	0. 18		H12. 10. 20	市222号	当 初	(0. 18)	
街区	2 · 2 · 237	手形十七流 第2街区公園	手形字十七流	0. 19	_	H12. 10. 20	市222号	当 初	(0. 19)	
街区	2 · 2 · 238		四ツ小屋小阿地字狸崎 (御所野地蔵田四丁目)	0. 25	0. 25	H19. 4. 16	市128号	当 初	(0. 25)	H21. 3
街区	公園合計		箇所	50. 51	32. 35			_		

	名	称	ハ国の仕里	工往	開設済	都	市	計画	の経		BB≕n
種別	番号	公園名	公園の位置 (現在の町名)	面積 ha	面 積 ha	決 定			内	容 (面積ha)	開設 年月
近隣	3.3.1	楢山明田 近隣公園	東通明田	1. 2	_			建665号 県605号		(1. 188)	
近隣	3.3.2	牛島運動公園	牛島東一丁目	1.5	_			建665号	当 初名称変更	(1. 472)	
近隣	3.3.3	新屋丸岡第2 近隣公園	新屋比内町	1. 2	-	S30. 5.	12	建665号		(1. 224)	
近隣	3 · 3 · 4	日吉神社 近隣公園	新屋日吉町	2. 7	_	\$30. 5. \$42. 11.	12 15	<u>建665号</u> 建3847号	当 初	(2. 7317) (2. 7)	
近隣	3-4-5	大川端帯状 近隣公園	新屋大川町	4. 2	4. 20	S42. 11. S61. 9.	15 26	建3847号	当 初 名称変更	(3.8)	H 9. 3 H11. 3
近隣	3.3.6	新屋割山 近隣公園	新屋割山町	1. 2	_	S30. 5.	12	建665号	当 初	(1. 224)	
近隣	3.3.7	沼田近隣公園	山王中園町	1.0	1. 00			建2789号 県605号	当 初 名称変更	(1.01)	S54.12
近隣	3.3.8	寺内古四王 近隣公園	寺内字児桜	3. 7	_	S42. 11.	15	建665号 建3847号 県605号	当 初 区域変更 名称変更	(3. 6)	
近隣	3.3.9	前谷地 近隣公園	外旭川字前谷地	2. 0	1. 57	S42. 11.	15	建3847号		(2. 0)	S61. 3
近隣	3.3.10	高清水 近隣公園	将軍野南二丁目	1.1	_	S30. 5.	12	建665号		(1.062)	
近隣	3.3.11	光沼近隣公園	土崎港相染町字沼端	3. 1	2. 89	S30. 5.	12 26	建665号		(3. 0)	H10. 3 H13. 3 H14. 3 H15. 3
近隣	3-2-12	二葉町 近隣公園	将軍野東二丁目	0.8	_		12	建665号	当 初 名称変更	(0. 774)	1110. 0
近隣	3.3.13	油田近隣公園	八橋大沼町	2. 1	_	S42. 11.	15	建3847号		(2. 1)	
近隣	3.3.14	秋操近隣公園	泉字銀の町(泉中央六丁目)	1. 9	1. 90	S42. 11. S49. 12.	15 19	建3847号 県767号	当 初	(1. 9) (1. 9)	H 9. 3 H11. 3
近隣	3.3.15	秋田駅東 近隣公園	広面字屋敷田	1.8	_	S42. 11.	15	建3847号		(1.8)	
近隣	3.3.16	広面近隣公園	広面字碇	3. 2	2. 30	S42. 11.	15	建3847号		(3. 2)	H10. 3 H14. 3 H15. 3
近隣	3.3.17	薬師田 近隣公園	飯島字薬師田	1.7	_	S42. 11. S61. 9.	15 26	建3847号	当 初 名称変更	(2. 1)	П10. 3
近隣	3.3.18	御所野 近隣公園	四ツ小屋末戸松本字湯ノ沢 (御所野湯本三丁目)	1. 9	1. 88			県495号		(1. 9)	H 5. 3
近隣	3.3.19	御所野堤台 近隣公園	上北手猿田字寺ノ沢、 字堤ノ沢(御所野堤台一丁目)	2. 1	2. 10	H17. 4.	12	市134号	当 初	(2. 1)	H21. 7
近隣	公園合計	19	箇所	38. 4	17. 84						

	名	称	公園の位置	面積	開設済	都市計画	の経緯	開設
種別	番号	公園名	(現在の町名)	四個 ha	面 積 ha	決定年月日	内 容 (面積ha)	年月
地区	4.3.3	御所野 ふれあい 地区公園	四ツ小屋小阿地字坂ノ上 (御所野地蔵田)	3. 9	3. 90	H10. 7. 28 市145号	当 初 (3.9)	H13. 3
地区	4 • 4 • 4	北野田公園	河辺北野田高屋字小高、 雷谷地	5. 6	5. 60	H14.1.28 町7号 H26.7.1 市172号	— 1/2 \tau=/	H18.10
	公園合計	2	箇所	9. 5	9. 50			

		名	i 称	- 公園の位置	面積	開設済	都市	計画	の経	緯	開設
種	別	番号	公園名	(現在の町名)	四個 ha	面 積 ha	決定年	月日	内(容 (面積ha)	年月
							S29. 7. 5	建1226号	当 初	-23. 60	
							S30. 5. 12	建665号	公園番号		
総	合	5.5.1	千秋公園	 千秋公園	20.7	16. 36	S36. 3. 25	建694号	面積減少	(23. 25)	M29
1/4/Cz	ч	001			20. 7	10.00	S42. 11. 15	建3847号	区域面積変更	(20. 7)	IVIZO
							S61. 9. 26	県605号	名称変更		
								県536号			
							S42. 11. 15	建3847号	当 初	(52. 7)	
							S43. 12. 28	建3815号	面積変更	(70.0)	
総	合	5.6.2	大森山公園	 浜田字大森山	70. 5	69. 31	S49. 10. 29	県638号	面積変更	(70. 3)	S48. 9
11/103	п	0 0 2	八林田五田	XIII XXXIII	70.0	00.01	S61. 9. 26	県605号	名称変更		0 10. 0
							НЗ. 7. 9	県458号	区域面積変更	(70. 5)	
							H15. 8. 15	県638号	区域変更		
				 楢山字太田沢ほか			S53. 11. 14			(71. 7)	S58. 3
総	合	5.6.3	一つ森公園	悩山子太田がはか	71. 7	70. 08	S61. 9. 26	県605号	名称変更		H13. 3 H15. 3
							H10. 12. 15	県672号	区域変更		H19. 3
							H1. 3. 22	県152号	当 初	(113.5)	H 3. 8 H12. 3
40		- o 4	太平山	 仁別字小水沢ほか	440.0	04 04	H4. 12. 8	県819号	位置区域面積変更	(116. 4)	нт2. з Н13. 3
総	合	5.6.4	リゾート公園	(仁別字マンタラメ)	118. 2	91. 01	H7. 7. 21	県536号	区域面積変更	(117. 3)	H14. 3
							H9. 12. 9	県787号	区域面積変更	(118. 2)	H15. 3 H20. 7
				四ツ小屋末戸松本			H3. 12. 17	県850号	当 初	(地区公園 9.9)	
総	合	ריריר	御所野	字地蔵田ほか	14. 8	11. 43	H10. 12. 15		公園番号名称		H 8. 3 H15. 3
			総合公園	(御所野地蔵田)					区域面積変更	(14. 8)	піэ. З
総	合公	園合計	5	<u></u> 箇所	295. 9	258. 19		•			

種別	番号	、	公園の位置 (現在の町名)	面積 ha	開設済 面 積 ha	都 市 計 画 決 定 年 月 日	の 経 緯 内 容 (面積ha)	開設 年月
運動	6.5.1	八橋運動公園	八橋運動公園	26. 7	21. 73	S29. 7. 5 建1226号 S30. 5. 12 建665号 S33. 3. 19 建449号 S42. 11. 15 建3847号 S61. 9. 26 県605号	当 初 (26.5) 区域変更 (29.4) 区域変更 (29.1) 面積変更 (26.7)	S16. 9
運動公	園合計	1	箇所	26. 7	21. 73	•		

種別	番号	が	公園の位置 (現在の町名)	面積 ha	開設済 面 積 ha	都 市 決 定 年	計 画	の 経 内	緯 容 面積ha)	開設年月
特殊						\$30. 5. 12		当 初	(86. 6)	
(風致)	7-6-1	新屋海浜公園	新屋字関町後ほか	84. 0	-	S61. 9. 26	県605号	名称変更		
						H17. 8. 19	県718号	区域面積変更	(84. 0)	
						S42. 11. 15	建3847号	当 初	(96.0)	
特 殊	7.00		並見京心想実によ	00.0		S61. 9. 26	県605号	名称変更		
(風致)	7-6-2	勝平山公園	新屋字砂奴寄ほか	98. 9	_	H3. 2. 28	県133号	区域変更	(97. 9)	
						H17. 8. 19	県718号	区域面積変更	(98. 9)	
						S42. 11. 15	建3847号	当 初	(48. 9)	
44						S58. 7. 9	県511号	面積変更	(52. 2)	
特殊	7.6.3	手形山公園	手形字大松沢ほか	52. 0	- [S63. 9. 24	県626号	区域変更		
(風致)						H13. 3. 30	県200号	区域面積変更	(52. 1)	
						H22. 11. 19	県535号	区域面積変更	(52. 0)	
特殊(風	致)公園	3		234. 9	_					

種別	<u>名</u> 番号	公園名	公園の位置 (現在の町名)	面積 ha	開設済 面 積 ha	都 市 詩 決 定 年 月	計画	の 経 内 (緯 容 面積ha)	開設 年月
特殊(歴史)	8.5.1	高清水公園	寺内字高野ほか (寺内字児桜)	39. 2	2. 34	S29. 7. 5 S30. 5. 12 S55. 9. 6 S62. 1. 26	建665号 県715号	面積変更	(20. 5) (34. 7) (39. 0) (39. 2)	H10. 3
特殊(歴	史)公園	1	 箇所	39. 2	2. 34				. ,	

種別	<u>名</u> 番号	公園名	公園の位置 (現在の町名)	面積 ha	開設済 面 積 ha	都 市 決 定 年	<u>計画</u> 月日	の 経 内	緯 容 (面積ha)	開設年月
						S42. 11. 15	建3847号	当 初	(49.6)	
						S48. 12. 25	建724号	面積変更	(165. 2)	
			金足小泉、			S50. 2. 22	県99号	名称位置		
広 域	9.6.1	県 立 小泉潟公園	金足鳰崎、	170. 0	63. 70	S53. 2. 25	県132号	位置変更	(170. 1)	S50. 4 H2.11完
		7. 水侧五函	下新城長岡			S61. 9. 26	県605号	名称変更		112.1176
						H11. 11. 16	県690号	面積変更	(170. 0)	
						H21. 1. 23	県42号	区域変更	(170.0)	
						S50. 2. 22		当 初	(583. 80)	
+ +	0.7.0	秋田県立	#およウは川ウ野も ハスム	E00 0	100.00	H9. 7. 29	県485号	区域変更	(583. 81)	S56.6
広 域	9.7.2	中央公園	雄和大字椿川字駒坂台ほか 	583. 8	133. 20	H12. 8. 8	県525号	区域変更	(583. 80)	H29.1
						H26. 7. 1	県353号	名称変更		
広域公	園合計	2	箇所	753. 8	196. 90					

【公園番号の見方】

例) ④.③.③ 御所野ふれあい地区公園

区 分

- 2 街区公園
- 3 近隣公園
- 4 地区公園
- 5 総合公園
- 6 運動公園
- 7 特殊公園 (イ)に該当するもの
- 8 特殊公園 (ロ)に該当するもの
- 9 広域公園

規模

- 2 面積 1ha 未満のもの
- 3 面積 1ha 以上 4ha 未満のもの
- 4 面積 4ha 以上 10ha 未満のもの
- 5 面積 10ha 以上 50ha 未満のもの
- 6 面積 50ha 以上 300ha 未満のもの
- 7 面積 300ha 以上のもの

一連番号

【公園の種別】

- 街区公園
- 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- 近隣公園地区公園
- 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- 総合公園
- 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的利用に供することを目的とする公園
- こを目的
- 運動公園
- 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園
- 特殊公園
- (イ)主として風致の享受の用に供することを目的とする公園
- 広域公園
- (ロ)動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園 一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、

休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの

《秋田都市計画 墓園緑地一覧表》

	名	新	公園の位置	面積	開設済		都 市 計 画	の 経 緯		開設
種別	別 番号 公園名 (現在の町名)		四個 ha	面 積 ha	決 定	年月日	内 容 (面積ha)		年月	
墓園	1	八橋墓地	秋田市八橋	6. 2	0. 95	S30. 5.12	建 669 号	当 初	(7. 20)	H13. 3
奉困	ı	八個基地	字下八橋	0. 2	0. 95	S35. 3.26	建 696 号	面積変更	(6. 20)	П13. 3
墓園	0	天徳寺山	秋田市泉	70. 5	21. 76	S30. 5.12	建 669 号	当 初	(70.50)	S41. 4
基图	2	墓地公園	字五庵山	70. 5	21.70	H 7. 12. 12	県 885 号	区域変更	(70.50)	341. 4
墓園	合計	21	箇所	76. 7	22. 71					

	名	3 称	公園の位置	面積	開設済	i	都 市 計 画	の経緯		開設
種別	番号	公園名	(現在の町名)	画復 ha	面 積 ha	決 定:	年月日	内名	年月	
			利の主はて			S44. 5. 20	建 2408 号	当 初	(0.90)	
緑地	1	山王帯状緑地	秋田市山王 臨海町	0. 90	0. 90	S49.11. 7	市 74号	位置変更	(0.90)	S56. 12
			四四八叶 四〕			S53. 7. 3	市 71号	位置変更		
緑地	2	桜第1緑地	秋田市下北手 桜字苔良谷地	0. 05	0. 05	S46. 8. 20	市 80号	当 初	(0.05)	S54. 12
緑地	3	桜第2緑地	秋田市下北手 桜字苔良谷地	0. 04	0. 04	S46. 8. 20	市 80号	当 初	(0.04)	S54. 12
						S51. 1.13	県 14号	当 初	(195. 70)	
緑地	4	雄物川河川	秋田市新屋	582. 9	42. 86	S59. 6. 2	県 395 号	位置面積変更	(195. 60)	S54. 12
秋地	4	緑地	大川町ほか	302. 9	42. 00	S61. 4.18	県 303 号	面積変更	(195. 30)	継続整備中
						H元. 3.22	県 151号	区域面積変更	(582. 90)	
緑地	5	山王官公庁 緑地	秋田市山王 一丁目	1. 2	1. 20	S53. 7. 1	県 494号	当 初	(1. 20)	S55. 12
緑地	6	楢山緑地	秋田市楢山 南中町	0. 60	0. 60	S53. 7. 3	市 72号	当 初	(0. 60)	S55. 12
緑地	7	湯本都市緑地	秋田市御所野 湯本一丁目ほか	10. 5		H 3. 12. 17	県 851号	当 初	(10. 50)	
緑地	緑地合計 7箇所		箇所	596. 19	45. 65				•	

《秋田都市計画 広場の変遷》

	名称	位置	決定年月日	面積	備考
番号	広場名	1210世	告示番号	ha	1佣 有
1	中海二十日中担	14円士のほこて口	昭和62年7月30日	0.00	植栽、彫刻、
'	中通二丁目広場	秋田市中通二丁目	秋田市告示第86号	0. 08	ベンチ、照明等

《秋田都市計画 河川の変遷》

<u> </u>	וטליאם כ		//				
名	称	決定年月日	構造	位	置	区	域
番号	河川名	告示番号	作 	起 点	終点	幅員 m	延長 m
1	±#.±= 1.1	平成2年9月25日	堤防式 複断面式	秋田市 新屋町字三ツ小屋 字清水出脇	秋田市 豊岩小山字中山 四ツ小屋字ハッカエ	453~ 830	9, 400
I	雄物川 	秋田県告示 第656号	· ·	秋田市 新屋町字三ツ小屋 字清水出脇	秋田市 新屋船場町 新屋元町	453~ 590	2, 010

■供給・処理施設

《秋田都市計画区域 公共下水道》

	(当初決定年月日)				その他	の施設
下水道名	決 定 年 月 日 告 示 番 号	排水区域 ha	処理区域 ha	下水管渠 km	箇所数	面 積 ㎡
秋田市公共下水道 (特定環境保全公共 下水道を含む)	(昭和 6年10月 1日) 平成30年1月17日 秋田市告示第14号	7, 384	7, 384	I	6	83, 000
秋田市公共下水道 (河辺地域)	(平成 1年 3月11日) 平成26年7月1日 秋田市告示第172号	239	239	1	1	_
秋田市公共下水道 (雄和地域)	(昭和63年 8月10日) 平成26年7月1日 秋田市告示第172号	228	228		_	

《秋田都市計画 秋田市公共下水道 その他の施設》

施設名	位 置	敷地面積 ha
八橋下水道終末処理場	八橋字下八橋	3. 91
秋田市コンポストセンター	河辺豊成字虚空蔵大台滝	1. 30
金足浄化センター	下新城長岡字耳取	0. 41
羽川浄化センター	下浜羽川字古堂	0. 04
古川調整池	御所野下堤四丁目	2. 02
羽川調整池	下浜羽川字浜稲場	0. 62

《秋田都市計画 関連公共下水道の排水区域の変遷(流域下水道)》

計画決定年月日	告示番号	面 積 ha	秋田市分 ha	備考
昭和50年10月25日	県告示第650号	6, 714	4, 885	
昭和60年 3月 5日	県告示第118号	7, 365	5, 442	
平成 4年 7月17日	県告示第515号	7, 638	5, 558	
平成 7年 3月14日	県告示第163号	7, 843	5, 571	
平成 8年 8月13日	県告示第545号	8, 015	5, 571	
平成14年 3月 1日	県告示第129号		_	面積表示等を削除
平成26年 7月 1日	県告示第353号		_	河辺都市計画が秋田都市計画に統合

《秋田都市計画 幹線管渠(流域下水道)》

※秋田市に係る部分

 幹線名	位	置		
幹線名	起点	終点		
臨海 幹線	秋田市向浜二丁目	男鹿市脇本脇本字大石館		
秋田南幹線	<i>II</i>	秋田市御野場新町四丁目		
放 流 渠	<i>II</i>	秋田市向浜二丁目		

《秋田都市計画 ポンプ場(流域下水道)》

※秋田市に係る部分

	20 (010-24 1 13 1)C2//	(大田) に (
名 称	位置	備考
飯島中継ポンプ場	秋田市土崎港相染町 字浜ナシ山地内	敷地面積 3,490㎡
四ツ小屋中継ポンプ場		敷地面積 950㎡ 平成14年3月1日・県告示第129号により廃止

《秋田都市計画 処理場(流域下水道)》

名 称	位置	備考
秋田臨海処理センター		敷地面積 618,400㎡ 高級処理、計画処理能力 300,000㎡/日

《秋田都市計画 汚物処理場の変遷》

	7.17/1/2012		工维	
名 称	位置	决定年月日 + = = = =	面積	備考
		告示番号	ha	
				90kl/日一基
		昭和35年 3月26日	1.1	90k1/日一基
		建設省告示第695号	1. 1	(加温式二段嫌気性)
八长一尺加田坦	ルをウェルを			(消化法)
八橋し尿処理場	八橋字下八橋	昭和50年10月29日	1.0	ロビの本王
		秋田市告示第 42号	1.0	区域の変更
		平成元年 4月 3日	r ia .L	
		秋田市告示第 49号	廃止	
		昭和45年11月16日	1E 0	150kl/日
	(4) 自 中 (2) (1)	秋田市告示第102号	15. 0	(高速酸化法)
秋田市し尿処理場	飯島字堀川	平成元年 4月 3日	ista (L	
		秋田市告示第 49号	廃止	
向浜汚物処理場		四元の5人左 2日22日		2001.1
(秋田市汚泥再生	新屋町字砂奴寄	昭和54年 3月23日	4. 6	300k1/日一基
処理センター)		秋田市告示第 27号		(固液分離方式)
		昭和54年 9月 6日	0.4	2,650kl∕日
御野場団地	m ツル 日	秋田市告示第 87号	0. 4	(活性汚泥法)
汚物処理場	四ツ小屋字船場	昭和63年 3月31日	r is e d	
		秋田市告示第 45号	廃止	

《秋田都市計画 ごみ処理場・ごみ焼却場の変遷》

	しの処理場・この	焼が物の女彦//		
名称	位置	決定年月日 告示番号	面 積 ha	備考
		一一一一一一	i ia	
		昭和35年12月12日	1.0	
* I		昭和42年11月15日	1.7	建築基準法第51条但し
秋田市 ごみ焼却場	秋田市八橋字 下八橋	昭和50年10月29日	2. 0	書きによる許可、 し尿処理場と併設
		秋田市告示第 43号		180 t /日
		昭和63年 3月31日	廃 止	10017 [
		│ 秋田市告示第 46号	"	
		昭和51年 8月31日	10.0	150 t /日×4基
秋田市	河辺町豊成	秋田市告示第 58号	10.0	(連続機械炉)
御所野清掃工地	 字祖神台	平成 9年 7月31日	廃止	
		秋田市告示第128号	廃・止	
		昭和51年 8月31日	31.0	計画処理能力
	河辺町豊成	秋田市告示第 59号	31.0	615, 000 m³
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	字虚空蔵大台滝	昭和56年 3月28日	29. 7	(埋立処理)
秋田市東部		秋田市告示第 27号	25.7	排水処理1,000 t //日
ごみ処理場				計画処理能力
(秋田市総合 環境センター)	河辺町豊成	 東岸 0左 7日21日		埋立 615, 000㎡
	字虚空蔵大台滝	平成 9年 7月31日 秋田市告示第127号	43. 2	焼却 700t/日
	および字祖神台			リサイクル 80t/日
				破砕 77t/日

《秋田都市計画 と畜場》

名称	位置	決定年月日 告示番号	面 積 ha	偏 <i>若</i>
秋田市と畜場	秋田市川尻町 字大川端	【当初】 不明 【廃止】 昭和56年 6月 1日 秋田市告示第48号	1. 0	処理能力 大動物 20頭/日 小動物 100頭/日
河辺と畜場 (秋田県食肉流通公社)	秋田市河辺神内 字堂坂	平成26年 7月 1日 秋田市告示第172号	8. 1	処理能力 大動物 25頭/日 小動物 700頭/日

■教育文化・その他の施設

《秋田都市計画 学校の変遷》

	·····································	<u> </u>		面積	/ ++ +/	
番号	学 校 名	位 置	計画決定年月日	ha	備考	
	東部小学校		昭和45年 6月 4日	1. 8	昭和52年4月1日開校	
1	X 11/1 1 1 X	秋田市広面字板橋	秋田市告示第 54号	1.0	F1/102 - 1/11 LIMIX	
'	東小学校	(秋田市東通二丁目)	昭和61年10月13日	1. 69	名称、区域、面積の変更	
	*1'TK		秋田市告示第 95号	1. 00	石が、巨久、国債の支文	
		 秋田市泉字鯲沼	昭和45年 6月 4日	2. 2	昭和48年4月1日開校	
2	八橋小学校	次 山	秋田市告示第 54号	Z. Z	1111111111111111111111111111111111111	
	八個小子次	秋田市八橋字イサノ	昭和46年11月 4日	2. 0	区域、面積の変更	
		(秋田市八橋大沼町)	秋田市告示第 97号	2. 0	四項の及文	
3	八橋中学校	秋田市泉字新川	昭和52年 9月 9日	2. 0	昭和56年4月1日開校	
0	(泉中学校)	(秋田市泉北二丁目)	秋田市告示第 75号 2.0		品有600平平711日 新校	
4	外旭川小学校	 秋田市外旭川字梶ノ目	昭和52年 9月 9日	1. 5		
_ ~	アルビバイ・子位	次田川外心川子作り日	秋田市告示第 75号	1. 0		
5	牛島第二小学校	 秋田市仁井田字西潟敷	昭和52年 9月 9日	2. 3	昭和55年4月1日開校	
J	(大住小学校)		秋田市告示第 75号	2. 0	四和55年4月1日開校	
	秋田経済大学		昭和56年 5月 2日	46. 7	大学、短期大学、高校、	
	1人山柱冯入于		秋田県告示第339号	40. 7	幼稚園	
		秋田市下北手桜			大学、短期大学、高校、	
		字守沢、字宮ヶ沢、	昭和61年 4月22日	45. 77	幼稚園、付帯施設、	
6	秋田経済法科大学	字新桜谷地、字小堤沢	秋田県告示第309号	43.77	名称、位置、区域、	
	(ソースアジア大学) (ソースアジア大学)	秋田市下北手柳館			面積の変更	
		字碇、字細谷沢	平成 8年11月29日	45. 77	大学、短期大学、高校、	
			秋田県告示第749号		幼稚園、付帯施設、	
			W-W-13-W1-10-1		区域の変更	

《秋田都市計画 市場の変遷》

名称	位 置	計画決定年月日 告 示 番 号	面積 ha	備考
秋田市 中央卸売市場	秋田市外旭川 字待合字神田、 字四百刈	昭和47年 9月18日	12. 2	建築基準法第51条 但し書きによる許可
		昭和52年 6月 4日 秋田市告示第 52号	12. 5	供給能力 青果物 1.166百 t /年 水産物 489百 t /年
		昭和56年 9月12日 秋田市告示第 77号	12. 8	供給能力 青果物 1.166百 t /年 水産物 489百 t /年
		平成元年12月 8日 秋田市告示第149号	14. 6	供給能力 青果物 1.070百 t /年 水産物 640百 t /年 花き 36,345千本/年

《秋田都市計画 火葬場の変遷》

名称	位 置	決定年月日 告示番号	面積	備考
		昭和30年 5月12日 建設省告示第664号	0. 487ha	12体/日
孙田士文担	秋田市外旭川字山崎	昭和56年 3月28日 秋田市告示第 28号		18体/日
秋田市斎場		平成 9年 7月31日 秋田市告示第130号	6, 100 m [†]	18体/日
		平成21年 3月 3日 秋田市告示第40号 14,300		

《秋田都市計画 一団地の官公庁施設》

(計画決定の経緯)

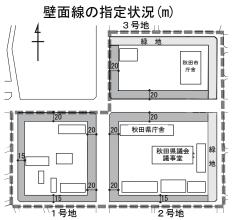
名称	位 置	決定年月日 告示番号	面 積 ha	建ぺい率	容積率
八橋	秋田市川尻町地内	昭和33年 3月19日 建設省告示第 443号 昭和38年 6月13日 建設省告示第1371号	14. 3 13. 2	30% 以下	100%
団地	秋田市山王一丁目、山王四丁目、 山王六丁目、山王七丁目	平成24年10月30日 秋田県告示第572号	14. 3	40% 以下	以上

(計画内容)

(010														
			公共施設					建築物						
	道	路		公園	園および紅	绿地	公益的	, t	× 13					
種別	名 称	幅 員 m	延 長 m	悝 別	名 称	面 積 ha	施設	高さの最低限度	壁面の位置					
幹線道路	秋田駅八橋線	32	250	43 TIP	山王								建築物の高さの最低限度は 10mとする。ただし、建築	地上における建築物の壁面お よびこれに代わる柱は指定さ れた壁面線を越えることがで
	川尻 総社線	32	210	緑地	官公庁 緑地	1.1	_	物の延べ面積が1,000㎡以 内のものについてはこの限 りでない。	きない。ただし、ひさし、車 寄せ等についてはこの限りで					
その他 区画 道路		Om~11. Or 宜配置する	_						ない。					

(一団地の官公庁施設のなりたち)

	<u>БД</u>).	一胞設のなりたり
昭和28年	~29年	総合都市計画策定のための基礎調査
昭和32年	3月	「秋田総合都市計画」の策定
	8月	県庁の火災焼失
昭和33年	3月	「一団地の官公庁施設」の都市計画決定
		(1号地、2号地・県、3号地・市)
昭和34年	12月	県庁舎完成(2号地)
昭和38年	6月	都市計画変更(区域の縮小)
昭和39年	10月	市役所関係庁舎完成 (3号地)
昭和43年	3月	法務、裁判両合同庁舎完成(1号地)
	5月	県出先総合庁舎完成 (2号地)
	11月	一般合同庁舎完成(1号地)
昭和50年	11月	県警本部完成(2号地)
昭和56年	3月	山王緑地完成
平成元年	8月	第二合同庁舎完成(1号地)
平成13年	12月	秋田市庁舎福祉棟(3号地)
平成16年	7月	警察本部第二庁舎(2号地)
平成24年	10月	都市計画変更(区域の拡大および建築物
		(密度)の限界、建築物の壁面位置の制
		限の指定の変更)
平成28年	4月	秋田市新庁舎完成



3) 市街地開発事業

■市街地開発事業

《土地区画整理事業実績表》

(令和3年3月31日現在)

		施	行済	施行		計		
		地区数	面 積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面 積 ha	
△#□#	県	3	30. 45	0	0.00	3	30. 45	
公共団体	市	13	664. 60	2	51. 25	15	715. 85	
計		16	695. 05	2	51. 25	18	746. 30	
绍	組合	9	168. 42	0	0.00	9	168. 42	
組合等	個人・共同	54	588. 24	0	0.00	54	588. 24	
計		63	756. 66	0	0.00	63	756. 66	
合計		79	1, 451. 71	2	51. 25	81	1, 502. 96	

※未着手の2地区は含んでいない。

《土地区画整理事業施行状況一覧表》

《土地区画整理事業施行状況一覧表》								
地区名	最終決定年月日 (当初決定年月日) 告示番号	都決 面積 ha	事業認可 公告年月日 (当初公告 年月日)	施行者	施行面積 (当初施行 面積)ha	換地公告年月日	備考	
新屋	S29.7.5 (S29.7.5) 建設省告示第1232号	62. 8	_	ı	_	未着手		
茨島	H31. 3. 5 (\$10. 7. 17) 秋田市告示第51号	72. 7	\$14. 2. 20	市	72. 72	S17. 12. 1	旧都市計画法 第12条による	
土崎埋立	\$14. 8. 30 (\$14. 8. 30) 建設省告示第445号	24. 1	\$16. 7. 2	県	24. 12	S27. 4. 5	旧都市計画法 第12条による	
土崎	S53. 11. 14 (S29. 7. 5)	124. 3	(\$32. 7. 27) \$38. 3. 30	市	(7. 71) 7. 74	S39. 3. 24	(土崎)	
#D	秋田県告示第829号	124. 3	(\$42. 1. 21) \$54. 2. 20	市	(27. 57) 27. 35	S54. 3. 27	(将軍野若松)	
R3. 2. 25 (S29. 7. 5) 秋田市告示第39号		191. 9	(\$33. 3. 31) \$44. 3. 29	市	(47. 41) 47. 23	S44. 9. 30	(川尻)	
			(\$39. 3. 26) \$47. 3. 28	ŧ	(61. 77) 61. 51	S47. 10. 7	(山王)	
			(S44. 12. 22) S57. 4. 1	市	(82. 92) 82. 44	\$57. 6. 8	(山王第二)	
			(\$43. 8. 1) \$46. 3. 30	県	(0. 74) 0. 73	S46. 6. 29	(山王十字路)	
秋田駅前	S32. 8. 22 (S29. 7. 5) 建設省告示第2121号	25. 2	(\$35. 2. 6) \$44. 3. 29	市	(25. 93) 25. 20	S44. 7. 5		
秋田港	\$36.10.5 (\$30.5.12) 建設省告示第2237号	124. 4	(\$36. 6. 1) \$45. 3. 17	市	(44. 35) 53. 61	S48. 2. 10		
城南	S38.11.28 (S37.8.22) 建設省告示第2937号	11. 7	(\$39. 1. 4) \$45. 3. 17	ŧ	(11. 76) 11. 67	\$46. 2. 2		
秋田駅東		3) 171. 5	(\$44. 6. 14) \$54. 2. 24	市	(24. 57) 24. 58	S55. 11. 13	(秋田駅東第一)	
	S44. 1. 30 (S42. 12. 23)		(S57. 2. 19) H7. 8. 21	市	(58. 22) 58. 37	H7. 9. 29	(秋田駅東第二)	
	建設省告示第162号		(H6. 3. 1) H25. 3. 28	市	(45. 47) 45. 47	施行中	(秋田駅東第三)	
			(H7. 11. 1) H17. 7. 15	市	(10. 27) 10. 27	H18. 1. 31	(秋田駅東拠点)	

			**=				
地区名	最終決定年月日 (当初決定年月日) 告示番号	都決面積	事業認可 公告年月日 (当初公告	施 行 者	施行面積 (当初施行 面積)ha	換地公告	備考
		ha	1/10/	н		年月日	
川尻新川	S47. 4. 4 (S46. 3. 18)	5. 6	(\$46. 6. 26)	県	(5. 54)	S50. 12. 9	
	秋田市告示第29号		\$47. 5. 20		5. 60		
秋操	S54. 11. 27 (S45. 10. 22)	243. 0	(S51. 8. 20)	市	(182. 01)	H11. 9. 30	(秋操駅南)
	秋田県告示第910号		H11. 4. 30	•	181. 91		(10.12)
中央市場西	S56. 2. 5 (S53. 11. 15)	18. 7	(S54. 2. 27)	組合	(18. 10)	S58. 1. 22	
十人巾物凸	秋田市告示第9号	10. 7	S58. 1. 11	和口	18. 65	000. 1. 22	
άτ. I.	S41. 5. 31	14.0				+ * *	
築山	建設省告示第1678号	14. 8	_	_	_	未着手	
	S59. 6. 28		(S58. 6. 22)		(17. 93)		
新屋西	秋田市告示第53号	19. 4	S63. 2. 9	組合	19. 37	\$63. 3. 18	
	H5. 10. 15		(H6. 7. 21)		(5. 78)		
秋田駅西北	秋田市告示第126号	5. 8	H19. 3. 30	市	5. 78	施行中	
							15 to to to
新屋	_	_	(S13. 9. 17)	組合	(57. 58)	S18. 11. 22	旧都市計画法 第12条による
			\$18. 2. 9		56. 97		第12末による
新屋新町後	_	_	(S34. 11. 10)	組合	(17. 24)	S42. 2. 28	
			S41. 4. 9		15. 11		
松美ヶ丘	_	_	S39. 7. 2	組合	34. 00	S43. 2. 1	
14×7±			000. 7. 2	41L LI	01.00	0 10. 2. 1	
泉	_	_	S39, 12, 5	個人	8. 92	S40. 4. 13	
<i>7</i> K	_	_	339. 12. 5	一個人	0. 92	340. 4. 13	
÷ 0 ; †			040 0 04	<i>λ</i> Π.Δ	0.51	044 5 0	
滝の浦	_	_	S43. 2. 24	組合	3. 51	S44. 5. 6	
			(\$43. 2. 24)		(3. 90)		
牛島東方家後	_	_	S45. 5. 9	組合	3. 92	S45. 8. 11	
			343. 3. 3		3. 32		
朝日	_	_	S43. 4. 6	個人	7. 63	S43. 10. 12	
			(044.40.0)		(0.40)		
新屋豊町	_	_	(S44. 12. 2)	組合	(3. 48)	S46. 8. 21	
			S45. 12. 19		3. 28		
 桜	_	_	S45. 4. 18	個人	11. 26	S45. 9. 12	
			0.10. 1. 10	1	11.20	0 10. 0. 12	
柳原新田	_	_	S47. 10. 17	個人	16. 24	S48. 2. 15	
	_		347. 10. 17	個人	10. 24	340. Z. 13	
**			040 0 00	/m I	11 00	040 0 00	
新屋田尻沢	_	_	S48. 9. 22	個人	11. 39	\$49. 3. 30	
AF #			(\$49. 8. 24)		(14. 89)	S52. 6. 7	
飯島	_	_	S51. 8. 14	共同	15. 34	S53. 2. 9	
桜長面	_	_	S49. 9. 17	個人	5. 89	S51. 1. 13	
牛島東潟敷	_	_	S60. 1. 22	個人	1. 60	S60. 6. 11	
牛島字東潟敷	_	_	S63. 2. 2	個人	1. 30	S63. 7. 12	
第二							
牛島字東潟敷	_	_	H1. 3. 10	個人	1. 97	H1. 7. 18	
第三			111. 5. 10	四八	1.07	111. 7. 10	
四ツ小屋			(\$60. 10. 4)	#=	(6. 21)	\$61. 9. 30	
末戸松本	_	-	S61. 8. 15	共同	6. 21	JU1. 9. JU	
.m.,			(S62. 10. 23)	<i>i</i> — :		000 11 55	
濁川家ノ前	_	-	S63. 10. 28	個人	2. 67	S63. 11. 29	
			(S62. 12. 25)				
下浜羽川	_	-	H1. 9. 16	個人	25. 17	H1. 9. 26	
	1	l	111. J. 10				

	最終決定年月日	都決	事業認可 公告年月日	施	施行面積	換地公告	
地区名	(当初決定年月日) 告示番号	面積 ha	(当初公告	行 者	(当初施行 面積)ha	年月日	備考
豊岩工業団地	_	_	(S63. 8. 9) H2. 3. 16	個人	14. 11	H1. 9. 26 H2. 6. 15	
牛島	_	_	(H1. 6. 2) H1. 10. 27	共同	(1. 38) 1. 48	H1. 11. 21	
牛島第二	-	_	H2. 6. 5	共同	1. 73	H2. 10. 26	
御所野ニュータウン 第一	-	_	(\$63.11.4) H3.3.5	個人	(42. 82) 52. 20	H1. 3. 14 H2. 3. 16 H2. 9. 18 H3. 3. 15	
飯島工業団地	_	_	(H1. 9. 19) H4. 3. 31	個人	(9. 68) 16. 82	H3. 9. 17 H4. 6. 5	
牛島字東潟敷 仁井田字西潟敷	_	_	(H2. 10. 30) H4. 5. 27	共同	(12. 23) 12. 20	H4. 6. 23	
中央卸売市場	_	_	(H3. 1. 4) H3. 12. 12	個人	(16. 48) 16. 93	H4. 7. 24	
御所野ニュータウン 第三	_	_	H3. 11. 8	個人	7. 98	H4. 3. 24	
御所野ニュータウン 第二	_	_	(H4. 3. 21) H13. 3. 30	個人	(15. 55) 27. 16	H13. 9. 13	
御所野ニュータウン 第四	_	_	H5. 1. 29	個人	12. 02	H5. 6. 15	
御所野ニュータウン 第五	_	_	H5. 1. 29	個人	50. 86	H5. 3. 23	
御所野ニュータウン 第六	_	_	H5. 2. 12	個人	11. 20	H6. 3. 25	
御所野ニュータウン 第七	_	_	H5. 4. 9	個人	8. 09	H5. 5. 14	
御所野ニュータウン 第九	_	_	(H5. 7. 30) H6. 12. 6	個人	(28. 05) 27. 96	Н7. 3. 31	
御所野ニュータウン 第八	_		(H6. 2. 25) H6. 9. 22	個人	(15. 62) 15. 61	H6. 12. 22	
ヴァンベール 大平台	_	_	(H7. 3. 31) H9. 2. 4	個人	23. 35	Н9. 2. 28	
御所野ニュータウン 第十	_	_	(H7. 4. 7) H7. 7. 4	個人	(8. 95) 8. 92	H7. 8. 29	
御所野ニュータウン 第十一	_	-	(H7. 9. 1) H10. 11. 24	個人	14. 71	H8. 2. 23 H9. 3. 21 H11. 1. 8	
御所野ニュータウン 第十二	_	_	(H7. 12. 22) H8. 10. 15	個人	(3. 07) 3. 02	H8. 11. 26	
御所野ニュータウン 第十三	_	_	(H9. 8. 5) H9. 11. 6	個人	(6. 87) 6. 89	Н9. 10. 8	
御所野	_	_	(H9. 9. 8) H16. 3. 25	組合	13. 61	H16. 11. 30	
飯島みどり野 団地	_	_	(H9. 10. 15) H10. 1. 7	個人	0. 25	H10. 1. 30	
御所野ニュータウン 第十四	_	-	H10. 3. 6	個人	6. 71	H10. 3. 25	
御所野ニュータウン 第十五	_	_	H12. 5. 25	個人	7. 31	H12. 6. 9	

地 区 名	最終決定年月日 (当初決定年月日) 告示番号	都決 面積 ha	事業認可 公告年月日 (当初公告 年月日)	施行者	施行面積 (当初施行 面積)ha	換地公告 年月日	備考
御所野ニュータウン 第十六	_	_	H14. 2. 15	個人	11. 40	H14. 3. 4	
大学病院東	_	_	(H12. 11. 24) H14. 6. 20	個人	(8. 65) 8. 65	H14. 4. 10	
キャンパ [°] スタウン 自由が丘	_	_	(H12. 12. 6) H24. 12. 12	個人	(13. 26) 4. 18	H14. 8. 26	
あきた北タウン	_	_	(H11. 3. 4) H11. 10. 29	個人	1. 97	H11. 9. 28	
御所野ニュータウン 第十八	_	_	H14. 11. 7	個人	0. 69	H14. 11. 29	
御所野ニュータウン 第十七	_	_	(H16. 12. 16) H18. 5. 9	個人	6. 83	H17. 3. 16	
秋田新都市 (大杉沢産業区)	_	_	(H17. 3. 16) H19. 1. 23	個人	14. 24	H21. 1. 8	
御所野ニュータウン 第十九	_	_	H17. 7. 4	個人	1. 21	H17. 8. 10	
御所野ニュータウン 北第一	_	_	(H17. 7. 8) H18. 7. 13	個人	5. 85	H18. 8. 4	
御所野ニュータウン 北第二	_	_	(H17. 12. 14) H18. 5. 9	個人	3. 09	H18. 2. 3	
御所野ニュータウン 第二十	_	_	H18. 7. 6	個人	1. 04	H18. 8. 1	
御所野ニュータウン 北第三	_	_	(H18. 11. 7) H22. 2. 23	個人	(19. 00) 18. 94	H20. 1. 15	
御所野ニュータウン 第二十一	_	_	H19. 8. 16	個人	4. 50	H19. 8. 31	
御所野ニュータウン 北第四	-	_	H19. 9. 5	個人	5. 08	H21. 3. 10	
御所野ニュータウン 北第五	_	_	H20. 2. 19	個人	8. 29	H20. 7. 25	
御所野ニュータウン 北第六	_	_	H20. 8. 19	個人	10. 12	H21. 8. 5	
御所野ニュータウン 第二十三	-	_	H20. 11. 4	個人	5. 33	H20. 12. 24	
御所野ニュータウン 北第七	-	_	H22. 3. 9	個人	13. 73	H22. 4. 5	
計		1, 115. 9	8 3 地区		1, 502. 96	施行済 79地區施行中 2地區	

《市街地再開発事業の変遷》

					₩- 4 <i>L</i>			
名 称	計画決定年月日 告 示 番 号	施 行 者	施 面積 ha	建 築 敷地面積 ha	重 重積 m²	築物 延面積 ㎡	備考	
	昭和49年11月30日	Р						
	秋田県告示第723号		3. 3	2. 4	22, 000	136, 000		
	昭和54年 3月15日		2 1	2. 34	15 700	111 000	高度利用地区の指定	
秋田駅前地区	秋田県告示第190号	組	3. 1	2. 34	15, 700	111, 800	当初:昭和49年 7月19日	
第 1 種市街地 再開発事業	昭和56年 1月27日	合	含 3.1	2. 34	15, 540	113, 700	変更:昭和51年10月28日	
1300077	秋田県告示第50号			2. 34			平成19年 4月16日 - -	
	昭和58年 8月 2日		3. 1	2. 34	15, 540	0 119, 150		
	秋田県告示第570号							
	平成12年 7月 4日		2. 9	2. 26	19, 400	132, 700		
	秋田市告示第160号		2. 3	2. 20	19, 400	400 132, 700		
中通一丁目地区 第1種市街地 再開発事業	平成20年10月15日	組	2. 9	2. 13	17, 400	76, 800	高度利用地区の指定 当初:平成12年 7月 4日	
	秋田市告示第204号	合	2. 3	۷. ای	17,400	, 400 70, 800	ヨ初·平成12年 /月 4日 変更:平成20年10月15日	
	平成21年12月28日		2. 9	2. 18	16, 400	74, 800	22 122 1 1071101	
	秋田市告示第316号		2.3	2.10	10, 400	74, 000		

4) 地区計画

■地区計画

《地区計画一覧表》

令和3年3月31日現在

名称	位置	計画決定年月日 告示番号	面積 ha	地区計画のわらい	地区整備計画	建築条例
通町 地区計画	秋田市大町一丁目 および保戸野通町 の各一部	平成5年2月18日 秋田市告示第18号	5. 3	秋田市 通町線の拡幅整備 に伴う沿道建築物の建替え 等を適切に誘導するととも に、必要な地区施設を整備 することにより、活力とう るおいにあふれた商店街形 成を図る。	策定	有
秋田新都市 老人福祉総合 エリア 地区計画	秋田市御所野下堤 五丁目および 四ツ小屋小阿地 字下提	平成6年2月10日 秋田市告示第19号	27. 5	秋田新都市開発整備事業との整合を図りつつ、地区内の土地利用および建築等の行為を適切に誘導することにより、中央地区老人福祉総合エリア建設計画の実現および事業効果の維持、増進を図る。	策定	無
泉ハイタウン 地区計画	秋田市泉字菅野、 字道田および 字釜ノ町ならびに 外旭川字水口、 字大畑	平成7年12月12日 秋田市告示第139号	16. 1	建築物の用途等の規制誘導を積極的に推進し、豊かな生活空間の創造により、 良好な居住環境の形成と保全を図る。	策定	有
山手台	秋田市山手台	平成9年12月9日 秋田市告示第212号	31. 1	市街化調整区域で行われ た大規模宅地開発事業の事 業効果の維持増進を図ると		
地区計画	二丁目、三丁目	平成15年8月22日 秋田市告示第237号		ともに、建築等の行為を適 切に誘導し、良好な居住環 境の形成を図る。	策定	有
外旭川小谷地	秋田市外旭川 字小谷地、 字大谷地、	平成10年9月22日 秋田市告示第172号	14. 3	当地区内で行われる開発行為や建築行為を適切に誘	* -	+
地区計画	字中谷地、 字待合および 字四百刈	平成11年4月1日 秋田市告示第69号	14.0	導することにより、地域特性にふさわしい土地利用を 図る。	策定	有
下新城中野 地区計画	秋田市下新城中野 字街道端西 地内	平成10年9月22日 秋田市告示第173号 平成12年10月13日 秋田市告示第215号 平成15年8月22日 秋田市告示第241号 平成18年8月1日 秋田市告示第204号	21.5	地区施設の配置を定め、 一体的かつ計画的な市街化 を誘導するとともに、建築 等の行為を適切に誘導する ことにより、調和のとれた 良好な居住環境の形成を図 る。	策定	有
		平成26年7月25日 秋田市告示第194号	13. 2			
広面谷内佐渡 地区計画	秋田市広面 字谷内佐渡、 柳田字川崎および 字境田 地内	平成10年9月22日 秋田市告示第174号 平成12年10月13日 秋田市告示第214号 平成15年8月22日 秋田市告示第239号 平成16年3月12日 秋田市告示第41号 令和3年2月25日 秋田市告示第40号	12. 9	地区施設の配置を定め、 一体的かつ計画的な市街化 を誘導するとともに、建築 等の行為を適切に誘導する ことにより、調和のとれた 良好な居住環境の形成を図 る。	策定	有

名称	位 置	計画決定年月日 告示番号	面積 ha	地区計画のねらい	地区整備計画	建 築 条 例
	£lim + Will	平成10年9月22日 秋田市告示第175号	16. 4	地区施設の配置を定め、 一体的かつ計画的な市街化 を誘導するとともに、建築 等の行為を適切に誘導する	策定	有
楢山石塚谷地 地区計画	秋田市楢山 字石塚谷地および 上北手荒巻字鳥越 地内	平成22年 4 月15日 秋田市告示第114号		ことにより、調和のとれた 良好な居住環境の形成を図 る。		
		平成31年2月1日 秋田市告示第21号		廃止		
	秋田市仁井田	平成10年9月22日 秋田市告示第176号		地区施設の配置を定め、一体的かつ計画的な市街化		
仁井田福島 地区計画	福島二丁目、 仁井田字福島 および字猿田川端	平成14年2月27日 秋田市告示第30号	11.8	を誘導するとともに、建築 等の行為を適切に誘導する ことにより、調和のとれた	策定	有
	地内	平成15年8月22日 秋田市告示第240号		良好な居住環境の形成を図 る。		
	秋田市 桜台一丁目、 二丁目、	平成10年9月22日 秋田市告示第177号		当該宅地開発事業の事業 効果の維持増進を図るとと		
桜台 地区計画	三丁目、 下北手桜字桜、 字小堤沢、	平成13年2月7日 秋田市告示第17号	46. 1	もに、建築等の行為を適切 に誘導することにより、調 和のとれた良好な居住環境	策定	有
	字真実ヶ沢、桜三丁目	平成15年8月22日 秋田市告示第238号		の形成を図る。		
仁井田本町	秋田市仁井田本町 五丁目および	平成10年9月22日 秋田市告示第178号	15	区画整理事業のほか、当 地区内で行われる開発行為 や建築行為を適切に誘導す	策定	有
地区計画	六丁目 地内	平成13年2月7日 秋田市告示第18号	13	ることにより、地区特性に ふさわしい土地利用を図 る。	宋 上	19
下浜桂根 地区計画	秋田市川、 字浜本 字浜田、 字浜田、 字大台山ならびに 字上ノ境川、 字東のまよび 字境田 中のままが 字境田 中のままが 字り、	平成10年9月22日 秋田市告示第179号	27. 9	当地区内で行われる開発 行為や建築行為を適切に誘 導することにより、良好な 居住環境の形成を図る。	策定	有
下浜羽川 地区計画	秋田市下浜羽川 字下野 地内	平成10年9月22日 秋田市告示第180号	1. 1	当地域の有効活用と土地 利用の純化を図る。	策定	有
御所野堤台	秋田市御所野堤台 一丁目、	平成17年4月12日 秋田市告示第132号	54.8	拠点性を有する地区を形成するとともに、周辺業務機能等の立地・誘導を図り 適正な土地利用を進めるとともに、周辺環境とも調和	华 中	有
地区計画	二丁目 および三丁目 地内	平成27年12月1日 秋田市告示第298号	J4. 0	した良好な市街地環境の形成を図る。また、敷地内の積極的な緑化と維持管理に努め、緑豊かな街並みの形成を図る。	策定	TI TI
土崎港中央四丁目 地区計画	秋田市土崎港中央 四丁目 地内	平成17年11月10日 秋田市告示第282号	3. 6	遊休地の有効利用を促進するとともに、開発行為や建築行為を適切に誘導することにより、地区特性にふさわしい土地利用を図る。	策定	有

名 称	位 置	計画決定年月日 告示番号	面積 ha	地区計画のねらい	地区整 備計画	建 築 条 例
御所野元町 地区計画	秋田市御所野元町 五丁目、 六丁目および 七丁目 地内	平成17年11月10日 秋田市告示第285号	23. 7	将来にわたって、現在の良好な住宅市街地環境を維持・増進し、今後の開発においても同様に「住みよく美しい環境の街」を形成していく。	策定	有
御所野 下堤・元町 地区計画	秋田市御所野下堤 一丁目ならびに 御所野元町二丁目 および三丁目 地内	平成17年11月10日 秋田市告示第284号	20. 6	将来にわたって、現在の良好な住宅市街地環境を維持・増進し、今後の開発においても同様に「住みよく美しい環境の街」を形成していく。	策定	有
御所野地蔵田 地区計画	秋田市御所野 地蔵田二よび 四丁目ならびに 四ツ小屋小阿地 字狸崎屋末戸松本 字地蔵田 地内	平成17年11月10日 秋田市告示第286号	32. 7	将来にわたって、現在の良好な住宅市街地環境を維持・増進し、今後の開発においても同様に「住みよく美しい環境の街」を形成していく。	策定	有
南ヶ丘 地区計画	秋田市上北手百崎 字諏訪ノ沢および 字二タ子沢ならびに 上北手猿田 字四ツ小屋および 字苗代沢 地内	平成19年11月29日 秋田市告示第291号	47.7	将来にわたり、良好な居住環境の維持・増進を図るとともに、地区内の土地利用計画と地区施設配置計画を明確にし、今後の建築等の行為を適切に誘導することにより、"ゆとりと健康に満ちたまち"を形成していく。	策定	有
南部 ニュータウン 大野 地区計画	秋田市仁井田 字新中島および 字大野 地内	平成23年4月6日 秋田市告示第114号	5.5	将来にわたって、現在の良好 な居住環境の形成と保全を図 ることを目標とする。	策定	有
大町・下肴町 地区計画	秋田市大町五丁目 および六丁目 地内	平成26年12月8日 秋田市告示第280号	1.6	都市計画道路川尻広面線の 拡幅整備に伴う沿道建築物の 建替え等を適切に誘導し、活 力とうるおいにあふれた通りの 形成を図ることを目標とする。	策定	有
合 計	20地区		412.5		策定 20地区	有 19地区 無 1地区

3 各種制限

■ 防火・準防火地域における建築物の制限

《防火地域の制限内容》

	対	構造
1	階数が4以上又は延べ面積が3,000㎡(一戸建て住宅にあっては200㎡)を超える建築物	耐火建築物
	階数が3又は延べ面積が100㎡を超え3,000㎡(一戸建て住宅にあっては200㎡)以下の建築物(イを除く。)	耐火建築物等
/\	その他の建築物	耐火建築物等又は 準耐火建築物等
=	1. 高さ2mを超える門又は塀で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 2. 高さ2m以下の門又は塀	-

《準防火地域の制限内容》

	対	象	構造
1	 地階を除く階数が4以上又は	耐火建築物	
П	地階を除く階数が3以下で延	耐火建築物等	
/\	地階を除く階数が3以下で延	べ面積が500㎡を超え、1,500㎡以下の建築物	耐火建築物等又は 準耐火建築物
=	地階を除く階数が3で延べ面	積が500㎡以下の建築物	耐火建築物等又は 準耐火建築物等
ホ	イ、ロ、ハ、二以外の 木造建築物	防火構造	
^	1. 高さ2mを超える門又は 2. 高さ2m以下の門又は塀	-	

《耐火建築物、準耐火建築物と同等の延焼防止性能を有する建築物について》

〇耐火建築物等:耐火建築物又は延焼防止建築物(建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合 する建築物)

〇準耐火建築物等:準耐火建築物又は準延焼防止建築物(同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物)

※卸売市場の上屋、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供するもので基準に適合するものは延焼防止建築物となります。

※延べ面積50m以内の平家建ての附属建築物で基準に適合するものは準延焼防止建築物となります。

■風致地区における建築物の制限

《風致地区内の制限内容》

行為の種類			主な許可基準			
竹高の性短	技 術 基	準	第一種地区	第二種地区	第三種地区	
	高さ		8m以下	12m以下	15m以下	
	建蔽率		20%以下	30%以下	40%以下	
	外壁後退距離	道路側	3m以上	2m以上	2m以上	
建築物の建築	77至後返距離	隣地側	1.5m以上	1m以上	1m以上	
	緑化率(※1、	※2)	10%相当	10%相当	10%相当	
	・位置、形態、意 でないこと。	意匠がその:	土地および周辺の土	地における風致と	šしく不調和	
	緑地率(※3、	※ 4)	40%以上	30%以上	20%以上	
宅地造成等	・適切な植栽を行うことにより、行為後の地貌が、その周辺の区域における風致と不調和にならず、かつ木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ・1ha以下の宅地の造成等で高さが3mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う場合にあっては、適切な植栽を行うこと。					
木竹の伐採	・伐採の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を 及ぼすおそれが少ないこと。				D維持に支障を	
土石類の採取	・採取の方法が、採取を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。				おける風致の維	
水面の埋立て又は干拓			より、行為後の地貌 尌木の生育に支障を			
建築物等の色彩の変更	・変更後の色彩か 致と著しく不訓		行われる土地および こと。	その周辺の土地の図	区域における風	
屋外における土石、廃棄物又 は再生資源の堆積	・堆積を行う土地 すおそれが少な		の周辺の土地の区域	における風致の維持	寺に支障を及ぼ	

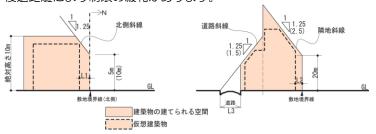
- ※1 緑化率とは、樹木等により緑化された区域の面積(緑地面積)の建築物敷地面積に対する割合をいう。
- ※2 敷地内に宅地造成者が確保した緑地がある場合は、当該緑地を除いた敷地について緑化率が10%相当確保されていること。
- ※3 緑地率とは、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積(緑地面積)の宅地の造成等にかかわる土地 の面積に対する割合をいう。
- ※4 自己居住用又は自己業務用の建築物の建築を目的とした宅地の造成にあっては、緑地率の基準のみが適用され、建築物の建築際緑化率の適用はないものとする。

■建築物の高さの制限

《斜線制限》

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \						
制限項目	容積率 %	外壁の	建	築物の各部分の高	まさ	建築物の
用途地域	谷慎华 10	後退距離	北側斜線	隣地斜線	道路斜線	高さの限度
第一種低層住居専用	50, 60, 80	1 m	5+1. 25×L1	_		10m
	100	1	311. 23 X L I			10111
第二種低層住居専用	80	1 m				
第一種中高層住居専用	100, 150				1. 25 × L3	
朱一性中高增任店専用 	200				1. 20 × L3	
第二種中高層住居専用	200			20+1. 25 × L2		
第 一 種 住 居	200			ZU+1. Z0 × LZ		
第 二 種 住 居	200					
準 住 居	200					
近 隣 商 業	200, 300	_	_			_
商業	200, 400,					
	500, 600					
準 工 業	200			31+2. 5 × L2	1.5×L3	
工業	200					
工 業 専 用	200					
市街化調整区域	200					

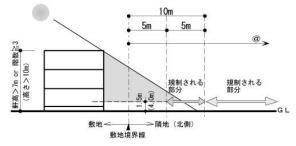
*L1:北側隣地境界線までの水平距離 L2:隣地境界線までの水平距離 L3:前面道路の反対側の境界線までの水平距離 *道路斜線、隣地斜線は、後退距離により制限の緩和があります。



《日影規制》

口 ぶノバルリリ/					
制限項目	容積率 %	日影による制限を受ける	平均地盤面	日 影	時 間
用途地域	合領学 70	建築物	からの高さ	5m<@≦10m	10m<@
	50	打のウナバフ ナポ ラフみ物		3時間	2時間
第一種低層住居専用	60, 80	軒の高さが7mを越える建物	1.5m	4時間	2. 5時間
	100	又は地階を除く階数が3以上 のもの	1. 3111	5時間	3時間
第二種低層住居専用	80	0,40		4時間	2. 5時間
第一種中高層住居専用	100, 150			3時間	2時間
	200			4時間	2.5時間
第二種中高層住居専用	200			4世(日)	2. 5時间
第 一 種 住 居	200	高さが10mを超えるもの	4. Om		
第 二 種 住 居	200			5時間	3時間
準 住 居	200			2141日]	つ14月1
近 隣 商 業	200				
商業	200, 400		_		
简	500, 600		_		
準 工 業	200	高さが10mを超えるもの	4. Om	5時間	3時間
工業	200		_		
工業専用	200		_		
市街化調整区域	200	高さが10mを超えるもの	4. Om	5時間	3時間

- *日影時間とは、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に日影になる時間です。
- *@:敷地境界線からの水平距離
- *近隣商業の容積率300%地域は日影制限の対象外



都市計画関係条例等 4

《秋田市都市計画審議会条例》

昭和 44 年 12 月 25 日 条例第 23 号

(設置)

第1条 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第77 条の2第1項の規定に基づき、秋田市都市計画審議 会(以下「審議会」という。)を置く。 (平12条例12 · 一部改正)

(組織)

- 第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任 命する委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験のある者 7人以内
 - (2) 市議会の議員 4人以内 (3) 関係行政機関又は秋田県の職員 5人以内
 - (4) 本市の住民 4人以内
- 前項第1号および第4号につき任命される委員 の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合 における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 委員は、再任されることができる。 (平12条例12・旧第3条繰上・一部改正)

(臨時委員および専門委員)

- 第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため 必要があるときは、臨時委員若干人を置くことがで きる。
- 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があ るときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 臨時委員および専門委員は、市長が任命する。
- 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が 終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する 調査が終了したときは、解任されるものとする。 (平12条例12・旧第4条繰上・一部改正)

- 第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に 掲げる者につき任命された委員のうちから委員の 選挙によってこれを定める。
- 会長は、会務を総理する。

会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された 委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が その職務を代理する。

(平 12 条例 12・旧第 5 条繰上・一部改正)

(議事)

- 第5条 審議会は、委員および議案に関係のある臨時 委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開く ことができない。
- 審議会の議事は、出席した委員および議案に関係 のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数の ときは、会長の決するところにある。

(平 12 条例 12・旧第 6 条繰上)

(常務委員会)

- 第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なも のを処理するため、常務委員会を置くことができる。
- 常務委員会は、会長および会長の指名する委員10 人以内をもって組織する。
- 前条の規定は、常務委員会について準用する。 (平 12 条例 12・追加)

(幹事)

- 第7条 審議会に、幹事若干人を置く。
- 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。 (平 12 条例 12・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営 に関し必要な事項は、規則で定める。 (平12条例12•一部改正)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

《秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例》

平成 20 年 7 月 1 日 条例第 27 号

(趣旨)

この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 第1条 201号。以下「法」という。) 第49条第1項の規定 に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の 制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法および建 築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」 という。)の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表左欄に掲げる特別用途地区 の区域に適用する。

(特別用途地区内の建築制限)

- 第4条 別表左欄に掲げる特別用途地区内において は、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならな い。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場
- 合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を 有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を 行い、かつ、秋田市建築審査会の意見を求めるもの とする。ただし、同項ただし書の規定による許可を

受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、 次に掲げる要件に該当する場合に限る。)について 許可をする場合においては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が前項ただし書の規定によ る許可を受けた際における敷地内におけるもの であること。
- (2) 増築又は改築後の前項の規定に適合しない用 途に供する建築物の部分の床面積の合計が、前項 ただし書の規定による許可を受けた際における その部分の床面積の合計を超えないこと。
- 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合 においては、その許可しようとする建築物の建築の 計画ならびに意見の聴取の期日および場所を期日 の3日前までに公告するものとする。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

- 第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の 規定の適用を受けない建築物について次に掲げる 範囲内において増築又は改築をする場合において は、法第3条第3項第3号および第4号の規定にか かわらず、前条第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定 により前条第1項の規定の適用を受けない建築 物について、法第3条第2項の規定により引き続

き前条第1項の規定(同項の規定が改正された場 合においては、改正前の規定を含む。) の適用を 受けない期間の始期をいう。以下同じ。)におけ る当該建築物の敷地内におけるものであり、かつ、 増築又は改築後における延べ面積(同一敷地内に 2以上の建築物がある場合においては、その延べ 面積の合計) および建築面積(同一敷地内に2以 上の建築物がある場合においては、その建築面積 の合計)が基準時における敷地面積に対してそれ ぞれ法第52条第1項、第2項および第7項ならび に法第53条の規定ならびに秋田市地区計画の区 域内における建築物の制限に関する条例(平成10 年秋田市条例第17号) 第5条第1項および第6条 第1項の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床 面積の合計の1.2倍を超えないこと
- (3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途 に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準 時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超 えないこと。
- (4) 用途の変更(政令第137条の18に規定する類似 の用途相互間におけるものを除く。以下同 じ。)を伴わないこと。
- 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定 の適用を受けない建築物について用途の変更を伴 わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場 合においては、法第3条第3項第3号および第4号 の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用し ない。

別表(第3条、第4条 関係) (平28条例 27·一部改正)

(平 27 条例 33·一部改正)

(委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が 第6条 別に定める。

(罰則)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における 当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第4条第1 項の規定に違反した場合における当該建築物の 所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、 使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に 関して、前条の違反行為をした場合においては、そ の行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同 条の罰金刑を科する。

附 則

1の条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第33号) この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第27号) (施行期日)

- この条例は、平成28年6月23日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設 制限地区	劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途に供する建築物又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

《秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例》

平成 10 年 3 月 23 日 条例第 17 号

(目的)

この条例は、建築基準法(昭和25年法律第 第1条 201号。以下「法」という。) 第68条の2第1項の 規定に基づき、地区計画の区域(地区整備計画が定 められている区域に限る。)内の建築物の用途、構 造および敷地に関する制限を定めることにより、当 該区域における適正な都市機能と健全な都市環境 を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法および建 築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「政 令」という。)の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計 画の区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

- 第4条 前条に規定する区域(その区域に係る地区整 備計画において、当該区域を2以上の地区に区分し ているものにあっては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。) 内 においては、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ 同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。
- 前項の規定は、市長が当該計画地区内における土 地の利用状況等に照らして、周辺の適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許 可した建築物については、適用しない。

3 市長は、前項の規定による許可をする場合におい ては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者 の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、 秋田市建築審査会の意見を求めるものとする。

(建築物の容積率)

- 第5条 建築物の延べ面積(同一敷地内に2以上の建 築物がある場合においては、その延べ面積の合計。 以下同じ。)の敷地面積に対する割合(以下「容積 率」という。)は、別表第2の計画地区に応じ、そ れぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければなら ない。
- 前項に規定する延べ面積の算定に当たっては、次 に定める面積は、算入しない。
 - (1) 地階でその天井が地盤面からの高さが1メー トル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉 ホームその他これらに類するもの(以下この号に おいて「老人ホーム等」という。)の用途に供す る部分 (エレベーターの昇降路の部分又は共同住 宅の共用の廊下もしくは階段の用に供する部分 を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当 該床面積が当該建築物の住宅および老人ホーム 等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の 1を超える場合においては、当該建築物の住宅お よび老人ホーム等の用途に供する部分の床面積 の合計の3分の1)
 - (2) エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の 共用の廊下もしくは階段の用に供する部分の床

面積

- (3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所および乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。)の用途に供する部分の床面積(当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)の5分の1を超える場合においては、当該建築物の床面積の合計の5分の1)
- 3 別表第2の南部ニュータウン大野地区整備計画 区域の計画地区において、前項第3号の規定により 延べ面積に算入しないこととなる床面積が30平方 メートルを超えることとなる場合は、当該算入しな いこととなる床面積は、30平方メートルとする。
- 4 第1項の規定は、市長が当該計画地区内における 土地の利用状況等に照らして、周辺の適正な都市機 能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めて 許可した建築物については、適用しない。
- 5 前条第3項の規定は、前項の規定による許可をす る場合に準用する。
- (平 15 条例 43・一部改正、平 18 条例 19・旧第 6 条繰上・一部改正、平 23 条例 22・平 27 条例 34・一部改正)

(建築物の建蔽率)

- 第6条 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値を超えてはならない。
- 2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で次の各号のいずれかに掲げるものの内にある建築物にあっては別表第2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。
 - (1) 幅員がそれぞれ4メートル以上、その和が12メートル以上、内角が120度以下の2つの道路(隅角を挟む辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の隅切を有するものに限る。)によってできた角敷地で、その敷地の周辺が3分の1以上それらの道路に接するもの
 - (2) 幅員がそれぞれ6メートル以上の2つの道路の間にあり、道路境界線相互間の間隔が35メートル以内の敷地で、その敷地の周辺の長さの3分の1以上これらの道路に接するもの
 - (3) 当該敷地の周辺の一方以上が幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、その敷地の周辺の長さの6分の1以上が公園、広場、川又は海に接するもの
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する 建築物については、適用しない。
 - (1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類する建築物
 - (2) 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で安全上、防火上および衛生上支障がないもの
- 4 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合に おいて、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物で あるときは、その敷地は、すべて防火地域内にある ものとみなして、第2項第1号又は前項第1号の規 定を適用する。

(平 15 条例 43・一部改正、平 18 条例 19・旧第 8 条繰上・一部改正、平 30 条例 29・一部改正)

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区に 応じ、それぞれ同表工欄に掲げる数値以上でなけれ ばならない。

(平18条例19·旧第9条繰上)

(敷地面積の制限の適用除外)

- 第8条 前条の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同条の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合は、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。
 - (1) 前条の規定を改正する条例による改正後の同条の規定の施行又は適用の際、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地
 - (2) 前条の規定に適合するに至った建築物の敷地 又は所有権その他の権利に基づいて建築物とし ての敷地として使用するならば同条の規定に適 合するに至った土地
- 2 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前条の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合は、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当る土地については、この限りでない。
 - (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも前条の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に違反することとなった土地
 - (2) 前条の規定に適合するに至った建築物の敷地 又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷 地として使用するならば同条の規定に適合する こととなるに至った土地

(平18条例19・旧第10条繰上・一部改正)

(建築物の壁面の位置の制限)

- 第9条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から 道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第3 ア欄の計画地区に応じた区分に従い、それぞれ同表 イ欄に掲げる数値以上でなければならない。
- 2 前項の規定は、別表第3ウ欄に掲げる建築物又は 建築物の部分については、適用しない。 (平18条例19・旧第11条繰上)

(建築物の高さ等の最高限度)

- 第10条 建築物の高さおよび建築物の軒の高さは、別 表第4の計画地区に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げ る数値を超えてはならない。
- 2 前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。
- 3 第1項の規定は、市長が周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、適用しない。
- 4 第4条第3項の規定は、前項の規定による許可を する場合に準用する。

(平 18 条例 19・旧第 12 条繰上・一部改正)

(建築物の各部分の高さの制限)

- 第11条 建築物の各部分の高さは、別表第4の計画地 区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下とし なければならない。
- 2 前項の規定は、市長が周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、適用し

ない。

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による許可を する場合に準用する。

(平 18 条例 19・旧第 13 条繰上)

(建築物の各部分の高さの制限の緩和)

- 第12条 前面道路との関係についての前条第1項の 規定の適用の緩和に関する措置は、次に定めるとこ ろによる。
 - (1) 建築物の前面道路が2以上ある場合においては、幅員の最大な前面道路の境界線からの水平距離がその前面道路の幅員の2倍以内で、かつ、35メートル以内の区域およびその他の前面道路の中心線からの水平距離が10メートルを超える区域については、すべての前面道路が幅員の最大な前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。
 - (2) 前号の区域外の区域のうち、2以上の前面道路の境界線からの水平距離がそれぞれその前面道路の境界線からの水平距離がそれぞれその前面道路の幅員の2倍(幅員が4メートル未満の前面道路にあっては、10メートルからその幅員の2分の1を減じた数値)以内で、かつ、35メートル以内の区域については、これらの前面道路のみを前面道路とし、これらの前面道路のうち、幅員の小さい前面道路は、幅員の大きい前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。

(3) 前2号の区域外の区域については、その接する 前面道路のみを前面道路とする。

- (4) 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- (5) 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合において、その前面道路の境界線からの水平距離が敷地の地盤面とその前面道路との高低差の2倍以上であり、かつ、10メートルを超える敷地内における前号の規定の適用については、その前面道路は、敷地の地盤面と同じ高さにあるものとみなす。
- 2 隣地との関係についての前条第1項の規定の適用の緩和に関する措置は、建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。)より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- 3 北側の前面道路又は隣地との関係についての前条第1項の規定の適用の緩和に関する措置は、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。)より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。(平18条例19・旧第14条繰上・一部改正)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

- 第13条 法第3条第2項の規定により第4条第1項 の規定の適用を受けない建築物について次に掲げ る範囲内において増築又は改築をする場合におい ては、法第3条第3項第3号および第4号の規定に かかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の同項の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における当該建築物の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後におけ

- る延べ面積および建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項および第7項ならびに第5条第1項ならびに法第53条ならびに第6条第1項の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- 数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。 (5) 用途の変更(政令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。第3項において同じ。) を伴わないこと。
- 2 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この項および第4項において同じ。)の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に自動車車庫等の用途に供するものであること。

- (2) 増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計が基準時(法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の同項の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。)における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであること。
- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の5分の1(改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の5分の1を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計)を超えないものであること。
- 3 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。
- 4 法第3条第2項の規定により第5条第1項、第6条第1項、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第5条第1項、第6条第1項、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定は、適用しない。

(平18条例19・追加、平27条例34・一部改正)

(建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合等の措置)

第14条 建築物の敷地が第3条に規定する区域の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、第4条および第7条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属すると

きは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

- 2 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合 においては、その建築物又はその敷地の全部につ いて、当該敷地の最大部分の属する計画地区に係 る第4条および第7条の規定を適用する。
- 3 建築物の敷地が第5条第1項又は第6条第1項

もしくは第2項の規定による制限を受ける2以上の計画地区にわたる場合においては、これらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

悪り公 悪 1 頃	別表第2の計画地区に応じ、それる れ同表イ欄に掲げる数値	その敷地の各部分の属する別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値に当該計画地区内にある敷地の各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計
悪 6 25 悪 1 は	別表第2の計画地区に応じ、それる れ同表ウ欄に掲げる数値	その敷地の各部分の属する別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表り欄に掲げる数値に当該計画地区内にある敷地の各部分の面積の
第6条第2項	別表第2ウ欄に掲げる数値	一数地面積に対する割合を乗じて得たものの合計
弗0宋弗2坦	同欄に掲げる数値	

(平 18 条例 19·旧第 15 条 繰上·一部改正)

(公益上必要な建築物の特例)

- 第15条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものおよびその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の規定による許可を する場合に準用する。

(平 18 条例 19・旧第 16 条繰上)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 18 条例 19・旧第 17 条繰上)

(罰則)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における 当該建築物の建築主
 - (2) 第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条 第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定に 違反した場合における当該建築物の設計者(設計 図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に 従わないで工事を施工した場合においては、当該 建築物の工事施工者)
 - (3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第7条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (4) 法第87条第2項において準用する第4条第1 項の規定に違反した場合における当該建築物の 所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意および監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(平 18条例 19・旧第 18条繰上・一部改正)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。 (秋田市通町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の廃止)
- 2 秋田市通町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年秋田市条例第12号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にした旧条例に違反する 行為に対する罰則の適用については、なお従前の例 による。
- 附 則 (平成10年12月21日条例第37号) この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成11年6月28日条例第33号) この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成15年10月1日条例第43号) (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成18年3月24日条例第19号) (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(以下「新条例」という。)第8条第2項の規定ならびに新条例第13条第2項および第4項の規定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の9第1項において準用する場合に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に同法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合について適用するものとし、同日前に同項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為および前項の規定 によりなお従前の例によることとされる場合にお けるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成18年9月29日条例第51号) (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成20年3月27日条例第9号) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成22年6月25日条例第31号) (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成23年7月4日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成26年9月30日条例第68号) (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成27年3月24日条例第34号) (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5条の改正規定(「ものの住宅」の次に「又は老人 ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以 下この号において「老人ホーム等」という。)」を、 「当該建築物の住宅」の次に「および老人ホーム等」 を加える部分に限る。)および第13条の改正規定は、 平成27年6月1日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成28年3月18日条例第28号) (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(御所野堤台地区整備計画区域の項A地区(商業・業務地区)の項ア欄およびB地区(福祉・研究・住居地区)の項中「第2条第1項第5号

および第6号」を「第2条第1項第2号および第3号」に、御所野堤台地区整備計画区域の項C地区(産業・物流地区)の項中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2号から第4号まで」に改める部分に限る。)は、平成28年6月23日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成30年3月19日条例第29号) (施行期日)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則(令和元年6月28日条例第11号) (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による秋田都市計画楢山石塚谷地地区計画の廃止に係る告示の日以後にした行為(当該告示により廃止される前の同地区計画の区域内においてしたものに限る。)については、改正前の秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定は、適用しない。

別表第1 (第3条関係)

(平 10 条例 37・平 15 条例 43・平 18 条例 19・平 20 条例 9・平 23 条例 22・平 26 条例 68・平 27 条例 34・令元条例 11・一部改正)

元条例 II·一部以上)	
名 称	区域
通町地区整備計画	平成5年秋田市告示第18号に定める秋田都市計画通町地区計画の区域
泉ハイタウン地区整備計画	平成7年秋田市告示第139号に定める秋田都市計画泉ハイタウン地区計画の区域
山手台地区整備計画	平成9年秋田市告示第212号に定める秋田都市計画山手台地区計画の区域
外旭川小谷地地区整備計画	平成10年秋田市告示第172号に定める秋田都市計画外旭川小谷地地区計画の区域
下新城中野地区整備計画	平成26年秋田市告示第194号に定める秋田都市計画下新城中野地区計画の区域
広面谷内佐渡地区整備計画	平成10年秋田市告示第174号に定める秋田都市計画広面谷内佐渡地区計画の区域
仁井田福島地区整備計画	平成10年秋田市告示第176号に定める秋田都市計画仁井田福島地区計画の区域
桜台地区整備計画	平成10年秋田市告示第177号に定める秋田都市計画桜台地区計画の区域
仁井田本町地区整備計画	平成10年秋田市告示第178号に定める秋田都市計画仁井田本町地区計画の区域
下浜桂根地区整備計画	平成10年秋田市告示第179号に定める秋田都市計画下浜桂根地区計画の区域
下浜羽川地区整備計画	平成10年秋田市告示第180号に定める秋田都市計画下浜羽川地区計画の区域
御所野堤台地区整備計画	平成17年秋田市告示第132号に定める秋田都市計画御所野堤台地区計画の区域
土崎港中央四丁目地区整備計画	平成17年秋田市告示第282号に定める秋田都市計画土崎港中央四丁目地区計画の区域
御所野下堤·元町地区整備計画	平成17年秋田市告示第284号に定める秋田都市計画御所野下堤・元町地区計画の区域
御所野元町地区整備計画	平成17年秋田市告示第285号に定める秋田都市計画御所野元町地区計画の区域
御所野地蔵田地区整備計画	平成17年秋田市告示第286号に定める秋田都市計画御所野地蔵田地区計画の区域
南ヶ丘地区整備計画	平成19年秋田市告示第291号に定める秋田都市計画南ヶ丘地区計画の区域
南部ニュータウン大野地区整備	平成23年秋田市告示第114号に定める秋田都市計画南部ニュータウン大野地区計画の
計画	区域
大町・下肴町地区整備計画	平成26年秋田市告示第280号に定める秋田都市計画大町・下肴町地区計画の区域

別表第2 (第4条—第7条関係)

(平10条例37・平11条例33・平15条例43・平18条例19・平18条例51・平20条例 9・平22条例31・平23条例22・平27条例34・平28条例28・平30条例29・令元条例11・一部改正)

14 57 數 准		P	イ	ウ	工
地区整備 計画区域 の名称		建築物の用途の制限	建築物の 容積率の 最高限度	建蔽率の	建築物の 敷地面積の 最低限度
泉ハイタ ウン	A地区	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に) 項第3号から第6号までに掲げる建築物 (2) 法別表第2(る) 項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は			165平方
地区整備計画区域	B地区	処理に供する建築物(建築物に附属するものを除く。) (3) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (4) 自動車修理工場			メートル

地区整備		T	イ	ウ	工
計画区域の名称	計画地区 の名称	建築物の用途の制限			建築物の 敷地面積の 最低限度
	A地区 (住宅 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い) 項第1号、第2号、第8号および第9号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
山手台 地区整備 計画区域	B地区 (公益施設 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い) 項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲げる建築物 (3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(ろ) 項第2号に掲げる建築物 (3) 前2号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)	10分の8	10分の5	200平方 メートル
	C地区 (住民サー ビス施設 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5で定めるものを除く。)	10分の20	10分の6	
外旭川 小谷地	A地区 (市場隣接 地区)	(1) 法別表第2(に)項第6号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(り)項第2号および第3号に掲げる建築物 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号。以下「風営法」という。)第2条第6項第2号および第4号に規定する営業の用に供する建築物			
地区整備計画区域	地区)	法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げる建築物			
	C地区 (低層住宅 地区)				165平方 メートル
	A地区 (光進団地 地区)	法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外のもの			
下新城 中野 地区整備	B地区 (新規開発 住宅地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲げ る建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			200平方
計画区域	C地区 (新規開発 沿道地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第8号および第9号 に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物 (3) 前2号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			メートル
広面 谷内佐渡 地区整備	A地区 (住宅 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。			200平方 メートル
計画区域	B地区 (住民サー ビス地区)				, ,,,
仁井田	A地区 (既存集落 地区)	法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外のもの			
福島 地区整備 計画区域	B地区 (新規住宅 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲げ る建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			165平方 メートル
	A地区 (住宅 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲げ る建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
桜台 地区整備 計画区域	B地区 (住民サー ビス地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) A地区(住宅地区)で建築できるもの (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (3) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5に定めるものを除く。)			200平方 メートル
	C地区 (教育施設 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い) 項第4号に掲げる建築物 (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			

Lib to the 1th		7	イ	ウ	工
地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	建築物の用途の制限			建築物の 敷地面積の 最低限度
仁井田	A地区 (既存集落 地区)	法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外のもの			
本町 地区整備	B地区 (新規開発 地区)				200平方
計画区域	C地区 (新規開発 地区2)				メートル
下浜桂根 地区整備 計画区域	A地区 (既存集落 地区)	法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外のもの			
下浜羽川 地区整備 計画区域		次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(は)項第2号に掲げる建築物 (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5に定めるものを除 く。)			
		次に掲げる建築物 (1) 畜舎その他これに類するもの (2) 風営法第2条第1項第2号および第3号に規定する営業の用に供する建築物 (3) 風営法第2条第6項および第9項に規定する営業の用に供する建築物			
御所野 堤台 地区整備 計画区域		次に掲げる建築物 (1) 畜舎その他これに類するもの (2) 風営法第2条第1項第2号および第3号に規定する営業の用に供する建築物 (3) 風営法第2条第6項および第9項に規定する営業の用に供する建築物			
	C地区 (産業・物 流地区)	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(い) 項第1号に掲げる建築物 (2) 畜舎その他これに類するもの (3) 風営法第2条第1項第2号から第4号までに規定する営業の用に供する建築物 (4) 風営法第2条第6項および第9項に規定する営業の用に供する建築物			
土崎港中 央四丁目 地区整備 計画区域	B地区 (住居系 地区)	法別表第2(ほ)項第2号および第3号に掲げる建築物			
	A地区 (下堤・元 町一般街 区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い) 項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(い) 項第2号に掲げる建築物 (3) 診療所で住宅と兼用するもの(医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) (4) 法別表第2(い) 項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの(5) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
御所・区整は地計・区域は地計・区域は	B地区 (元町一般 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い) 項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(い) 項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第3号および第6号に掲げるもの(同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。) (3) 診療所で住宅と兼用するもの(医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) (4) 法別表第2(い) 項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの(5) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			200平方 メートル
	C地区 (木のまち 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い) 項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(い) 項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第6号に掲げるもの (3) 法別表第2(い) 項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (4) 前3号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			

地区整備		P	イ	ウ	工
計画区域の名称	計画地区の名称	建築物の用途の制限	容積率の	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 敷地面積の 最低限度
	A地区 (医療 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 薬局(医薬品に類する物品の販売を併せ行うものを含む。以下同じ。)で住宅と兼用するもの(その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、薬局の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) (2) 診療所で住宅と兼用するもの(医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) (3) 前2号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			200平方 メートル
御所野 元町 地区整備 計画区域	B地区 (一般 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い) 項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(い) 項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第3号および第6号に掲げるもの(同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。) (3) 薬局で住宅と兼用するもの(その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、薬局の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。)			
	C地区 (ヤングビ レッジ街 区)	(4) 診療所で住宅と兼用するもの(医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) (5) 法別表第2(い) 項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの(6) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			150平方 メートル
御地区画所蔵整域	A地区 (一般 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2 (い) 項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2 (い) 項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第3号および第6号に掲げるもの(同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。) (3) 診療所で住宅と兼用するもの(医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) (4) 法別表第2 (い) 項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			200平方 メートル
	B地区 (沿道 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(い)項第2号に掲げる建築物 (3) 診療所で住宅と兼用するもの(医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) (4) 法別表第2(い)項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5)前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
	C地区 (利便施設 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 次に掲げる建築物 ア 物品販売業を営む店舗、飲食店又は事務所(風営法に規定する風俗営業その他これに類するものの用に供するものを除く。)で、騒音等公害の発生のおそれのないもの イ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 (3) 前号の建築物で住宅と兼用するもの (4) 法別表第2(い)項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの			350平方 メートル

地区整備		7	イ	ウ	工
計画区域の名称	計画地区 の名称	建築物の用途の制限			建築物の 敷地面積の 最低限度
	A地区 (住宅 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号、第2号、第8号および第9号に掲げる建築物 (2)前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。) (3)地域集会所その他これに類する建築物		10() 0.7	
南ヶ丘 地区整備 計画区域	B地区 (住民サー ビス施設 街区)	B地区 次に掲げる建築物以外のもの (住民サー (1) 法別表第2(い) 項第2号、第8号および第9号に掲げる建築物 ビス施設 (2) 法別表第2(ろ) 項第2号に掲げる建築物		10分の5	200平方 メートル
	C地区 (福祉・医 療・教育 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い) 項第3号、第4号、第8号および第9号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(は) 項第2号、第3号および第4号に掲げる建築物 (3) 前2号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5に定めるものを除 く。)	10分の20	10分の6	
南部 ニュン大 地区整備 計画区域	A地区 (住宅 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い) 項第1号に掲げる建築物(1戸建てのものに限る。) (2) 法別表第2(い) 項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第2号、第3号および第6号に掲げるもの(同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。) (3) 診療所で住宅と兼用するもの (4) 法別表第2(い) 項第9号に掲げる建築物および公民館、集会所その他これらに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)	10分の8	10分の5	200平方 メートル
		次に掲げる建築物以外のもの (1) A地区(住宅街区)で建築できるもの (2) 法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物 (3)前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
大町・ 下肴町 地区整備 計画区域		次に掲げる建築物 (1) 風営法第2条第1項および第5項に規定する営業に関する情報の提供等の用 に供する建築物 (2) 風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物			

別表第3 (第9条関係)

(平 10 条	€例 37・平]	15条例43・平18	条例 19・平 20 条例	刊9・平 23 条例 22・平 28 条例 28・一部改正)	
地区整備 計画区域	計画地区の			壁面の位置の制限	
の名称	名称	ア	1	Ď	
通町 地区整備 計画区域		都線(接角該曲で界延の町 はる当屈の境をでいいります。 から とおり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はる 当 屈っ境をでいいり はる 当 屈っ境をでいる はいしょう はいしょう はいしょう はいいい はいしょう はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい	1.5メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 都市計画道路通町線の歩道面からの高さが3メートル以上にある建築物の部分 (2) 次に掲げる区域内に存する建築物 ア 一級河川雄物川水系旭川、市道保戸野中町通町2号線および都市計画道路通町線で囲まれた区域 イ 一級河川雄物川水系旭川、市道大町二丁目一丁目5号線および都市計画道路通町線で囲まれた区域ウ 市道大町二丁目一丁目1号線、市道旭北栄町3号線および都市計画道路通町線で囲まれた区域	
泉ハイタ ウン	A地区	道路境界線又は隣 地境界線までの距	0.57-14		
地区整備計画区域	B地区	離	0.5メートル		
山手台 地区整備 計画区域	A地区 (住宅地区) B地区 (公益施設 地区) C地区 (住民サー ビス施設 地区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分(1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの(2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	

地区整備	計画地区の			壁面の位置の制限
計画区域 の名称	名称	ア	1	ウ
仁井田 福島 地区整備 計画区域	B地区 (新規住宅 地区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
御所野 堤台 地区整備 計画区域	A地区 (商業・居地区) B地区・居地区(福・住区) C地業地区 (産業地区)	道路境界線までの 距離	都市計画道路新都市大通線については3メートル、都市計画道路上北手雄和線、補助幹線道路第1号もしくは第2号又は区画道路第1号もしくは第2号については1.5メートル	
土崎港中 央四丁 地区整備 計画区域	B地区 (住居系 地区)	道路境界線までの 距離	1.5メートル	法別表第2(ほ)項第4号に掲げる建築物以外のもの
御所野下 堤・元町 地区整備 計画区域	A地区 (下野 区) B地区 (元野区) C地区 (木野区) (木野区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	道路境界線については1.5メートル、 隣地境界線については1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分(1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの(2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
御所野 元町 地区整備 計画区域	A地区 (医療街区) B地区 (一般街区) C地区 (ヤングビ レッジ街 区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	1.5メートル 1.2メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分(1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの(2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
御所野 地蔵田 地区整備 計画区域	A地区 (一般街区) B地区 (沿道街区) C地区 (利便施設 街区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	道路境界線については1.5メートル、 隣地境界線については1メートル 1.5メートル(東側 道路境界線については、5メートル)	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
南ヶ丘 地区整備 計画区域	A地区 (住宅街区) B地区 (住民サー ビス施設 区地区 (福祉・ 寮・ 医)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	1.4メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

地区整備	計画地区の			壁面の位置の制限		
計画区域 の名称	名称	P	1	Ď		
南部・コン大整画を対して、東京の大型では、東京の大型では、東京の大型では、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学では、東京の大学の大学では、東京の大学の大学では、東京の大学の大学では、東京の大学の大学では、東京の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	A地区 (住宅街区) B地区 (住民サー ビス施設 区)	道路境界線又は隣地境界線までの距離	1 第し部はの合下し分こに同し部2.で分が内し分つトリ第1な分こ中計でく又れ供項な分3メの下でくのいれ規と壁代の上線3メを選挙類る規こ軒しつ面方る建地はにともわ長ト築物そるのにと高以当の上築物界5、第になしるさル物のの用で適なさ以該合ル物の線メ多篇るく柱の以も部他途、合るが下部計以も部に一条合			

別表第4 (第10条、第11条関係) (平18条例19・平20条例9・平23条例22・一部改正)

(平18 条	等例 19 · 平 2	20 条例 9 ・ 4	4 23 条例 22・	一部改正)
地区整備		7	7	1
地区整備 計画区域 の名称	計画地区の 名称	建築物の 高さの 最高限度	建築物の 軒の高さの 最高限度	建築物の各部分の高さの最高限度
	A地区 (住宅地区)	10メートル		(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の 範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線(前 面道路の境界線から後退した建築物にあっては、前面道路の反対 側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の 線)までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの
山手台	B地区 (公益施設 地区)			(2) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの 真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた もの
地区整備計画区域	C地区 (住民サー ビス施設 地区)			(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の 範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線(前 面道路の境界線から後退した建築物にあっては、前面道路の反対 側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の 線)までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの (2) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、高さが20メートル を超える部分を有する建築物にあっては、その部分から隣地境界 線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたもの に1.25を乗じて得たものに20メートルを加えたもの
土崎港中 央四丁目 地区整備 計画区域	B地区 (住居系 地区)	15メートル		
御所野下 堤・元町 地区整備 計画区域	A地区 (下堤・元 町(大銀) (下町一般) (元町区) (大の区) (木の区)	10メートル	7メートル	

加豆黄油		7	7	1
地区整備計画区域	計画地区の	建築物の	建築物の	
の名称	名称	高さの 最高限度	軒の高さの 最高限度	建築物の各部分の高さの最高限度
	A地区 (医療街区)	9メートル		
御所野元 町地区整 備計画区	B地区 (一般街区) C地区 (ヤングビ レッジ街 区)	9メートル	7メートル	
御所野地蔵田	A地区 (一般街区) B地区	10メートル	7メートル	
地区整備計画区域	(沿道街区) C地区 (利便施設 街区)	12メートル		
	A地区 (住宅街区)			(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の 範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線(前 面道路の境界線から後退した建築版をあっては、前面道路の反対
	B地区 (住民サー ビス施設 街区)	10メートル	メートル 7メートル	側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線)までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの(2)当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの
南ヶ丘 地区整備 計画区域	C地区 (福祉・医 療・教育 街区)			(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の 範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線(前 面道路の境界線から後退した建築物にあっては、前面道路の反対 側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の 線)までの水平距離に、1.25(前面道路の幅員が12メートル以上 である建築物にあっては、前面道路の反対側の境界線からの水平 距離が前面道路の幅員に1.25を乗じて得たもの以上の区域内においては、1.5)を乗じて得たもの (2) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、高さが20メートル を超える部分を有する建築物にあっては、その部分から隣地境界 線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたもの に1.25を乗じて得たものに20メートルを加えたもの に1.25を乗じて得たものに20メートルを加えたもの 真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加え たもの
南部 ニュータ ウン大野	A地区 (住宅街区)	. 10メートル	7メートル	(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の 範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線(前 面道路の境界線から後退した建築物にあっては、前面道路の反対 側の境界線から形形が建築物である正確だけ外側の
地区整備計画区域	B地区 (住民サー ビス施設 街区)		.,,	線)までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの (2) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの 真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた もの

《秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例》

平成14年7月1日 条例第 25 号

秋田市は、主峰太平山を頂く山並み、雄物川や旭川、広大な日本海、秋田平野に点在する緑豊かな丘陵な ど、雄大な自然の恵みのもとに、文化の香り高い風土が培われている。

これらの風土と調和して、育まれてきた都市環境は、祖先から受け継いだ私たち市民の尊い共有財産であ、市民生活の向上に欠かすことができない心のオアシスでもある。私たち市民は、すべての市民が等しくこの自然と都市との調和がもたらす恵みを永遠に享受できるよう、ま

た、新たな魅力ある都市空間をつくり育てるよう、最善の努力を惜しんではならない。 このため、私たち市民一人ひとりが、良好な都市環境の創造と保全に努めるとともに、緑の空間が豊かに活かされた「にぎわいとうるおいのある快適環境都市あきた」を実現し、それを次代の市民に誇りをもって継承 しようとするものである。 この観点に立って、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、優れた都市景観の創造および保 全、都市緑化の推進ならびに都市の健全な発展およ び秩序ある整備(以下「都市環境の創造および保全」 という。) について、基本理念を定め、ならびに市 長、市民および事業者の責務を明らかにするととも に、都市環境の創造および保全に関する施策の基本 となる事項を定めることにより、都市環境の創造お よび保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施 し、もって「にぎわいとうるおいのある快適環境都市あきた」を実現することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 都市環境の創造および保全は、次に掲げる事 項を基本として、行われなければならない。
 - (1) すべての市民が、安全に、かつ、安心して暮らし、日常生活を営む地域社会の中で助け合うこと ができる生活環境づくりであって、生活に便利な施設、身近な公共公益施設等が整備された文化的 な生活環境づくりをめざすこと。
 - (2) 中心市街地を再構築し、地域の中心となる空間 を育て、それらを結ぶネットワークを構築するこ とで、地域が相互に魅力を高め合うこと等により、 活力および魅力にあふれた都市空間づくりをめ
 - (3) 豊かな自然環境の保全、省資源化およびリサイ クル化に努めることにより、地球環境に優しい、 人、まちおよび自然環境が共生するまちづくりを めざすこと。

(市長の責務)

第3条 市長は、前条に定める基本理念(以下「基本 理念」という。) にのっとり、都市環境の創造および保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、 および実施するものとする。

(市民の青務)

第4条 市民は、自らがまちづくりの主体であること を認識し、その日常生活において、自らの周囲の緑 化、美化等に努めるとともに、地域の自主的なまちづくり活動、緑化活動、美化活動等に積極的に取り 組むように努めなければならない。

(事業者の青務)

第5条 事業者は、自らの事業活動における建築物、 工作物および広告物の建築等ならびに開発行為が 都市環境の創造および保全に重要な役割を担うこ とを認識し、周辺の環境との調和、緑化の推進、自 然の改変を最小限にとどめること等に配慮すると ともに、その行為に当たっては、市民に対して十分 な説明をするように努めなければならない。

第2章 基本施策

第1節 施策の策定等の基本事項

- 第6条 都市環境の創造および保全に関する諸施策 は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本と して策定され、および実施されなければならない。
 - (1) 街並み、街路等を計画的に整備し、および保全 し、優れた都市景観の創造および保全を図ること。
 - (2) 緑化および美化を推進し、良好な生活環境を確 保すること。
 - (3) 計画的で秩序あるまちづくりを推進し、良好な 居住環境の整備を図ること。
 - (4) 市民主体のまちづくりの推進を図ること。
 - (5) 市長、市民および事業者がそれぞれの責務を自 覚し、協働して取り組むことのできる社会を形成

すること。

第2節 施策の推進の基本

(市民および事業者の主体的な取組)

第7条 都市環境の創造および保全に関する施策は、 市民および事業者が主体的に行う都市景観に関す る取組、緑化に関する取組その他の都市環境の創造 および保全に関する取組により推進されるもので なければならない。

(市長の講ずる措置)

第8条 市長は、都市環境の創造および保全に関する 施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民お よび事業者の主体的取組、連携および協力の促進に 関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 秋田市都市環境の創造および保全に関する 審議会

(設置および所掌事務)

- 第9条 都市環境の創造および保全に関する事項を 調査審議するため、秋田市都市環境の創造および保 全に関する審議会(以下「審議会」という。)を置
- 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 市長の諮問に応じ、都市環境の創造および保全 に関する基本的事項および重要事項を調査審議 すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の条例の規定によ りその権限に属させられた事務
- 審議会は、都市環境の創造および保全に関する基 本的事項および重要事項について、市長に意見を述 べることができる。

(組織および委員の任期)

- 第10条 審議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、市民、関係団体等の代表者、学識経験を 有する者および関係行政機関の職員のうちから、市 長が任命する。
- 委員(関係行政機関の職員のうちから任命される 委員を除く。)の任期は2年とし、補欠委員の任期 は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げな

(会長)

- 第11条 審議会に会長を置く。
- 会長は、委員の互選により定める。
- 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長 があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

- 第12条 審議会は、都市環境の創造および保全に関す る専門の事項を処理するため必要があるときは、専 門部会を置くことができる。
- 専門部会は、会長の指名する委員および専門委員 をもって組織する。
- 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する
- 者のうちから、会長が指名し、市長が任命する。 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了 したときは、解任されるものとする。

(委任)

この章に定めるもののほか、審議会の組織お 第13条 よび運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。た だし、第3章ならびに附則第2項および第3項の規 定は、公布の日から施行する。

《秋田市景観条例》

平成 21 年 10 月 7 日 条例第 29 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるするともに、秋田市都市環境の創造および保全に関「基本条例」という。)第2条に定める基本理念「以下「基本理念」という。)にのっとり、優れた景観の創造および保全(以下「景観形成」という。)に関し必要な事項を定めることにより、景観形成のための施策を総合的かつ一体的に展開し、市民の共有財産である優れた景観を市民一人ひとりの手によってくり育てていくことを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 建築物等 建築物および工作物(土地もしくは 建築物に定着し、又は継続して設置される工作物 のうち、建築物および広告物以外のもので規則で 定めるものをいう。)をいう。
 - (2) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号) 第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
 - (3) 景観まちづくり まちの景観を維持し、継承し、および改善するための活動をいう。

(景観形成の基本原則)

- 第3条 景観形成は、基本理念にのっとり、市、市民 および事業者がそれぞれの担うべき役割を認識し、 相互に協力し、および連携するとともに、景観形成 の主体である市民および事業者の取組を市が支援 することにより、推進されなければならない。
- 2 市は、前項の取組が促進されるよう、市民協働による景観まちづくりのために必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画)

- 第4条 市長は、景観形成のための施策を総合的かつ 一体的に展開するため、景観計画を定めるものとする
- 2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ基本条例第9条第1項の秋田市都市環境の 創造および保全に関する審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画の策定等の提案をすることができる団体)

第5条 法第 11 条第2項の条例で定める団体は、地域の景観まちづくりを行う団体であって規則で定めるものとする。

(景観まちづくり地区)

- 第6条 市長は、景観計画において、景観計画区域内にあって、景観形成を重点的に推進する必要があると認める地区又は法第11条第1項の規定による住民提案により景観計画を変更した地区を景観まちづくり地区として定めるものとする。
- 2 市長は、法第8条第2項第2号の良好な景観の形成に関する方針、同項第3号の行為の制限に関する 事項その他必要な事項を景観まちづくり地区ごと に定めるものとする。

第3章 景観計画区域内における行為の届出等

(届出を要しない行為)

- 第7条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為 は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 建築物の建築等で次に掲げるもの以外のもの
 - ア 高さが10メートルを超えるもの (増築又は改築により新たに高さが10メートルを超えることとなる場合を含む。)
 - イ 建築面積が1,000平方メートルを超えるもの (増築又は改築により新たに建築面積が1,000 平方メートルを超えることとなる場合を含む。)
 - (2) 工作物の建設等で高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。以下この号において同じ。)が10メートルを超えるもの(増築又は改築により新たに高さが10メートルを超えることとなる場合を含む。)以外のもの
 - (3) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第4条第12 項に規定する開発行為
 - (4) その他軽易な行為で規則で定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、景観まちづくり地区に 係る届出を要しない行為については、市長が別に定 める。

(行為の届出に添付する図書)

- 第8条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、 景観計画に定める大規模行為に関する景観形成基準に適合する旨等を示した図書その他規則で定める図書とする。
- 2 前項の規定は、法第 16 条第 2 項の規定による届出について準用する。

(助言および指導)

第9条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置を講ずるよう助言又は指導をするものとする。

(勧告に係る意見聴取)

第10条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴 くことができる。

(勧告に従わない旨の公表)

- 第11条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を 受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないと きは、その旨を公表することができる。 2 市長は、前項の規定により公表しようとするとき
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ勧告に従わない者に対し、秋田市行政手続条例(平成7年秋田市条例第44号)第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、前項の弁明の内容を審議会に報告しなければならない。

第4章 景観を著しく阻害する要因に対する措置

第12条 市長は、建築物等、広告物その他景観に影響を与える要素が景観を著しく阻害していると認めるときもしくは阻害するおそれがあると認めるとき又は景観計画に明らかに適合しないと認めるときは、その所有者又は原因者に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請することができる。

市長は、前項の規定により協力を要請するときは、 必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第5章 景観重要建造物および景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定の手続)

- 市長は、法第19条第1項の規定による景観重 要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による 景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらか じめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、前項の規定により指定したときは、そ の旨を告示しなければならない。
- 前2項の規定は、法第27条第1項もしくは第2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は 法第 35 条第1項もしくは第2項の規定による景観 重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

- 第14条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次の とおりとする。
 - (1) 消火器の設置その他防災上の措置を講ずるこ
 - (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、 構造および建築設備の状況を定期的に点検する
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の 良好な景観の保全のために必要な措置を講ずる

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

- 第15条 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次の とおりとする。
 - (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せ ん定その他の管理を行うこと。
 - (2) 病害虫の駆除その他の景観重要樹木の滅失、枯 死等を防ぐために必要な措置を講ずること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良 好な景観の保全のために必要な措置を講ずるこ

第6章 景観まちづくり団体等

(景観まちづくり団体等の登録)

第16条 市長は、市民協働による地域の景観づくりを 推進するため、景観まちづくりを自主的に行う団体

- その他地域の景観づくりの推進に必要と認めるも
- のを登録することができる。 2 前項の規定による登録に関し必要な事項は、規則 で定める。

(景観まちづくりに関する意見聴取)

第17条 市長は、地域の景観まちづくりを推進するため、必要に応じて、前条第1項の規定により登録した団体(以下「景観まちづくり団体」という。)か ら当該地域の景観まちづくりに関する意見を聴く ことができる。

第7章 表彰および支援

(表彰)

- 第18条 市長は、規則で定めるところにより、景観形 成に寄与していると認められる建築物等、広告物そ の他の物件の所有者、設計者もしくは施工者又は景 観形成に貢献している個人もしくは団体を表彰す ることができる。
- 市長は、前項の規定による表彰をした場合は、そ の旨を公表し、広く周知を図るよう努めるものとす る。

(支援)

第19条 市長は、景観まちづくり団体その他景観形成 に寄与すると認められる行為をしようとする者に 対し、その活動又は行為について必要があると認め るときは、技術的援助その他の支援をすることがで きる。

第8章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附則

(施行期日)

- **1** この条例は、平成21年11月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の秋田市都市景 観条例の規定によりなされている届出その他の行 為については、なお従前の例による。

《秋田市屋外広告物条例》

平成 8 年 12 月 24 日 条例第 42 号

(目的)

この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第 第1条 189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外 広告物(以下「広告物」という。)の表示および広 告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。 の設置ならびにこれらの維持ならびに屋外広告業 について必要な規制を行うことにより、良好な景観 を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対す る危害を防止することを目的とする。 (平 17 条例 23・一部改正)

(広告物の在り方)

第2条 広告物又は掲出物件は、良好な景観もしくは 風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれの ないものでなければならない。 (平 17 条例 23・一部改正)

(禁止広告物等)

- 第3条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又 は設置してはならない。
 - (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく 離したもの
 - (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
 - (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの

- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの 効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの (平 17 条例 23・一部改正)

(禁止地域等)

- 第4条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示 し、又は掲出物件を設置してはならない。
 - (1) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第2章の規 定により定められた第一種低層住居専用地域、第 種低層住居専用地域および風致地区
 - (2) 都市緑地法 (昭和48年法律第72号) 第5章の規 定により定められた緑地協定の目的となる土地 の区域
 - (3) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号) 第27条又 は第78条第1項の規定により指定された建造物 の周囲で市長が指定する地域および同法第109条 第1項もしくは第2項又は第110条第1項の規定 により指定され、又は仮指定された地域
 - (4) 秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第 41号) 第4条第1項の規定により指定された秋田 県指定有形文化財(建造物に限る。)、同条例第 34条第1項の規定により指定された秋田県指定

史跡、秋田県指定名勝および秋田県指定天然記念 物ならびにこれらの周囲で市長が指定する地域

- (5) 秋田市文化財保護条例(昭和36年秋田市条例第 23号) 第2条第1号および同条第4号の規定によ り指定された秋田市指定有形文化財(建造物に限 る。)、秋田市指定遺跡、秋田市指定名勝地およ び秋田市指定記念物ならびにこれらの周囲で市 長が指定する地域
- (5)の2 秋田県自然環境保全条例(昭和48年秋田県 条例第23号)第12条第1項の規定により指定され た自然環境保全地域(市長が指定する区域を除 < 。)
- (5)の3 秋田市自然環境保全条例(平成15年秋田市 条例第14号) 第7条第1項の規定により指定され た自然環境保全地区
- (6) 秋田市都市緑化の推進に関する条例(平成14年 秋田市条例第27号) 第9条第1項の規定により指 定された保存樹の集団のある地域
- (7) 高速自動車国道および自動車専用道路の全区 間、道路(高速自動車国道および自動車専用道路 を除く。) の市長が指定する区間ならびに鉄道等 (鉄道、軌道および索道をいう。以下同じ。) の 市長が指定する区間
- (8) 道路および鉄道等から展望することができる 地域で、市長が指定する区域
- (9) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1 項に規定する都市公園の区域
- (10) 港湾、空港、駅前広場およびこれらの付近の地 域で、市長が指定する区域
- (11) 河川、湖沼、渓谷、海浜、山岳およびこれらの
- 付近の地域で、市長が指定する区域
 (12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他市長が指定する公共施設およびその敷地
 (12) 大橋、草地、大井田ない大河西の
- (13) 古墳、墓地、火葬場および葬祭場
- 仏堂および教会の境域 (14) 社寺、
- 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出 物件を設置してはならない。
 - (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物および分離帯
 - (2) 石垣および擁壁の類
 - (3) 街路樹および路傍樹ならびに秋田市都市緑化 の推進に関する条例第9条第1項の規定により 保存樹として指定された樹木
 - (4) 信号機、道路標識、道路元標および里程標なら びに道路上のさくおよび駒止め
 - (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定す るもの
 - (6) 消火栓、火災報知機および火の見やぐら
 - (7) 郵便ポストおよび電話ボックスの類
 - (8) 発電用風力設備の柱部分、送電塔および送受信 塔
 - (9) 煙突および石油タンク、ガスタンクその他タン ク類
 - (10) 銅像および記念碑の類

(許可)

- (11) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項 の規定により指定された景観重要建造物
- (12) 景観法第28条第1項の規定により指定された 景観重要樹木
- 電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第5号に掲 げるものを除く。)には、はり紙、はり札等(法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同 じ。)、広告旗(同項に規定する広告旗をいう。 以下同じ。)又は立看板等(同項に規定する立看 板等をいう。以下同じ。)を表示し、又は設置し てはならない。
- 道路の路面には、広告物を表示してはならない。 (平 14 条例 29・平 15 条例 14・平 16 条例 60・平 17 条例 23・平 21 条例 30・平 29 条例 48・一部改正)

- 第5条 前2条の規定により、広告物を表示し、又は 掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする 者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受 けなければならない。
- 市長は、前項の規定による許可をする場合には、 3年を超えない範囲内で、許可の期間を定めなけれ ばならない。
- 許可期間満了後引き続いて広告物を表示し、又は 掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 第2項の規定は、前項の許可について準用する。
- 第1項又は第3項の規定による許可を受けた者 は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、 又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変 更又は改造をしようとするときを除く。) は、規則 で定めるところにより、市長の許可を受けなければ ならない。
- 第1項、第3項又は前項の規定による許可には、 良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は 公衆に対する危害を防止するために必要な条件を 付することができる。

(平17条例23・一部改正)

(許可の基準)

第6条 この条例の規定による広告物の表示又は掲 出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。 (平 17 条例 23・一部改正)

(適用除外)

- 第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、 第4条および第5条第1項の規定は、適用しない。 (1) 他の法令の規定により表示し、又は設置するも \mathcal{O}
 - (2) 国又は地方公共団体が自己の管理する土地又 は物件に表示し、又は設置するもの
 - (3) 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体 が表示し、又は設置するもので、あらかじめ、規 則で定めるところにより、表示し、もしくは設置 し、又は変更し、もしくは改造しようとする旨を 市長に届け出たもの
 - (4) 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) による選挙 運動のために表示し、又は設置するもの 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4
- 条第1項および第5条第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 団体等が国又は地方公共団体と一体となって行う行事等の必要に基づき表示し、又は設置する もの
 - (2) 自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己 の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業 もしくは営業の内容を表示する広告物又はこれ
 - の掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの (3) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地 又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告 物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適 合するもの
 - (4) 工事現場の周囲に設けられる板塀その他これ に類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定 める基準に適合するもの
 - (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する 広告物又はこれの掲出物件
 - (6) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場 の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件
 - (7) 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物
 - 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で 定めるところにより表示する広告物
- 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4 条第2項の規定は、適用しない。
 - (1) 第4条第2項第2号、第8号、第9号又は第11 号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己 の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業

- もしくは営業の内容を表示するため表示する広 告物で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、第4条第2項各号に 掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の 必要に基づき表示する広告物
- (3) 第4条第2項第9号に掲げる物件に表示する 広告物(前2号に掲げるものを除く。)で、規則 で定める基準に適合するもの
- (4) 第1号又は第2号に掲げる広告物の掲出物件
- 4 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第 1項の届出を行った政治団体が政治活動のために 表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又 は立看板等で、規則で定める基準に適合するものに ついては、第5条第1項の規定は、適用しない。
- 5 自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己の 氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業もし くは営業の内容を表示する広告物又はこれの掲出 物件で、第2項第2号に掲げるもの以外のものにつ いては、規則で定めるところにより、市長の許可を 受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条第 1項の規定は、適用しない。
- 6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条第1項の規定は、適用しない。
- 7 良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は向上するため、特に市長が指定する場所もしくは施設に市長が指定する規格に従い、かつ、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示する広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。
- 8 第5条第2項から第6項までの規定は、前3項の場合について準用する。
- 9 第4条第3項に規定する物件にその所有者又は 管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物に ついては、同項の規定は、適用しない。
- 10 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第4条第1項および第5条第1項の規定は、適用しない。
- (平 14 条例 29·平 17 条例 23·平 21 条例 30·一部改正)

(経過措置)

第8条 第4条の規定による市長の指定があった際、 当該指定があった地域もしくは場所又は物件に現 に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は 掲出物件については、当該指定のあった日から3年 間(この条例の規定による許可を受けていたものに あっては、当該許可の期間)は、これらの規定は、 適用しない。

(平 17 条例 23·一部改正)

(広告物等を管理する者の設置)

- 第9条 この条例の規定による許可に係る広告物又 は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを 管理する者を置かなければならない。ただし、はり 紙、はり札等その他規則で定める広告物および掲出 物件については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、大規模な広告物又は掲出物件で規則で定めるものを管理する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第2条第1項 に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める者 (平13条例25・平16条例60・平17条例23・一部改正)

(許可事項の表示)

第10条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物もしくは掲出物件又はそれらが設置され、もしくは表示される建築物もしくは工作物の見やすい箇所に許可番号、表示又は設置の期間ならびに自己(当該広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合は、併せてその者)の住所および氏名(商号、商標等によることを妨げない。)を規則で定めるところにより表示しなければならない。ただし、許可の押印又は打刻印を受けているものは、この限りでない。

(平17条例23·一部改正)

(管理義務)

第11条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、補修その他必要な管理を怠らないようにしなければならない。

(平17条例23・一部改正)

(点検義務)

第11条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、第9条第1項の規定によりこれらを管理する者を置いているときは、当該管理する者に当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検させなければならない。ただし、当該管理する者が点検することができないときは、当該管理する者以外の者であって、同条第2項各号に掲げるもの又は規則で定めるものに点検させることができる。

(平 29 条例 48·追加)

(許可の取消し)

- 第12条 市長は、この条例の規定による許可を受けた 者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許 可を取り消すことができる。
 - (1) 第5条第5項 (第7条第8項において準用する 場合を含む。) の規定に違反したとき。
 - (2) 第5条第6項 (第7条第8項において準用する 場合を含む。)の規定による許可の条件に違反し たとき。
 - (3) 第9条の規定に違反したとき。
 - (4) 第10条の規定による許可事項の表示に虚偽の 記載をしたとき。
 - (5) 第14条第1項の規定による措置命令に違反したとき。
 - (6) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。

(平 17 条例 23・一部改正)

(除却の義務)

- 第13条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき又は前条の規定により許可が取り消されたときは、3日以内に、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第8条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。
- 2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、 広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を 除却しなければならない。
- 3 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない

(平 17 条例 23·一部改正)

(違反に対する措置)

第14条 市長は、この条例もしくはこの条例に基づく 規則又はこの条例の規定による許可に付した条件 に違反した広告物又は掲出物件があるときは、当該 広告物を表示し、もしくは当該掲出物件を設置し、 又はこれらを管理する者に対し、これらの表示もし くは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、 これらの除却その他良好な景観を形成し、もしくは 風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するた めに必要な措置を命ずることができる。

めに必要な措置を命ずることができる。 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、もしくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これを任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却しようとするときは、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨および期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者もしくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(平 17 条例 23·一部改正)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

- **第14条の2** 法第8条第2項の条例で定める事項は、 次に掲げるものとする。
 - (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類および数量
 - (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所およびその広告物又は掲出物件を除却した日時
 - (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時および保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又 は掲出物件を返還するため必要と認められる事 項

(平 17 条例 23・追加)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

- 第14条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 - (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日の翌日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は 掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第14条の7において「所有者等」という。)の氏名および住所を知ることができないときは、その公示の要旨を告示すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うと ともに、保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え 付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せなければならない。

(平 17 条例 23・追加)

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第14条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平 17 条例 23・追加)

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第14条の5 市長は、法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件について、規則で定める方法により売却するものとする。

(平 17 条例 23・追加)

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

- 第14条の6 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。
 - (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告 物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
 - (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(平 17 条例 23・追加)

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第14条の7 市長は、保管した広告物又は掲出物件 (法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(平 17 条例 23・追加)

(立入検査等)

- 第15条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者もしくはこれらを管理する者から報告もしくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物もしくは掲出物件の存する土地もしくは建物に立ち入り、広告物もしくは掲出物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (平17条例23・一部改正)

(処分、手続等の効力の承継)

第16条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してなした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(平 17 条例 23・一部改正)

(広告物等を管理する者等の届出)

- 第17条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたときは、5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 この条例の規定による許可に係る広告物もしく は掲出物件を表示し、もしくは設置する者又はこれ らを管理する者に変更があったときは、新たにこれ らの者となった者は、5日以内に、規則で定めると ころにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- い。
 3 この条例の規定による許可に係る広告物もしくは掲出物件を表示し、もしくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが減失したときは、5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 この条例の規定による許可に係る広告物もしく は掲出物件を表示し、もしくは設置する者又はこれ らを管理する者がその氏名もしくは名称又は住所 を変更したときは、5日以内に、規則で定めるとこ ろにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (平17条例23・一部改正)

(告示)

第18条 市長は、第4条もしくは第7条第7項もしく は第10項の規定による指定をしたとき又はこれら を変更し、もしくは廃止したときは、その旨を告示 しなければならない。 (平17条例23・一部改正)

(景観保全型広告整備地区)

- 第19条 市長は、第4条第1項に規定する地域、場所 又は区域で、良好な景観を保全するため広告物およ び掲出物件の整備を図ることが特に必要な区域を、 景観保全型広告整備地区として指定することがで きる。
- 2 市長は、前項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)をしようとするときは、当該指定をしようとする区域に係る広告物および掲出物件の整備に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- い。 3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとす る。
 - (1) 広告物および掲出物件の整備に関する基本構 想
 - (2) 広告物および掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示および設置の方法に関する事項
- 4 市長は、指定をするときは、当該指定をする区域 および基本方針の内容を告示してしなければなら ない。
- 5 前項の規定は、指定の変更および解除について準 用する。
- 6 景観保全型広告整備地区において広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする者は、これらの表示又は設置の方法が当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。
- 7 景観保全型広告整備地区において第7条第1項 第2号もしくは同条第2項第2号もしくは第3号 に掲げる広告物もしくは掲出物件でその規模が規 則で定める基準を超えるものを表示し、もしくは設 置し、又はこれらを変更し、もしくは改造しようと する者は、規則で定めるところにより、その旨を市 長に届け出なければならない。ただし、規則で定め る軽微な変更および改造については、この限りでな
- 8 市長は、景観保全型広告整備地区において良好な 景観を保全するため必要があると認めるときは、広 告物もしくは掲出物件を表示し、もしくは設置し、 又はこれらを変更し、もしくは改造しようとする者 に対し、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方 針に基づき、必要な指導をすることができる。 (平17条例23・一部改正)

(広告物協定地区)

- 第20条 一定の区域内の土地、建築物その他の工作物もしくは広告物もしくは掲出物件の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の良好な景観を形成するため広告物又は掲出物件の整備に関する協定(以下この条において「広告物協定」という。)を締結したときは、市長に対し、規則で定めるところにより、当該区域を広告物協定地区として認定するよう申請することができる。
- 2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 広告物協定の対象となる土地の区域
 - (2) 広告物および掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示および設置の方法に関する事項
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合に おいて、当該広告物協定が良好な景観の形成に資す ると認めるときは、当該申請に係る区域を広告物協 定地区として認定しなければならない。
- 4 市長は、広告物協定地区において良好な景観を形成するため必要があると認めるときは、当該広告物協定を締結した者に対し、必要な助言をすることが

できる。

(平 17 条例 23·一部改正)

(屋外広告業の登録)

第21条 本市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を 営もうとする者は、更新の登録を受けなければなら ない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、 第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対 する処分がなされないときは、従前の登録は、同項 の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの 間は、なお効力を有する。
- 間は、なお効力を有する。 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間 の満了の日の翌日から起算するものとする。 (平17条例23・全改)

(登録の申請)

- 第21条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。
 - (1) 商号、名称又は氏名および住所
 - (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名 称および所在地
 - (3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名 (4) 未成年者である場合においては、その法定代理
 - (4) 未成年者である場合においては、その法定代理 人の氏名および住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所および役員の氏名)
 - (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者 の氏名および所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第21条の4 第1項各号のいずれにも該当しない者であること を誓約する書面その他規則で定める書類を添付し なければならない。

(平 17 条例 23・追加、平 24 条例 20・一部改正)

(登録の実施)

- 第21条の3 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
 - (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日および登録番号
- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平 17 条例 23・追加)

(登録の拒否)

- 第21条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第21条の2の登録申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - (1) 第24条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (2) 屋外広告業者(第21条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第24条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (3) 第24条の2第1項の規定により営業の停止を

命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反 して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から2年 を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を 有しない未成年者でその法定代理人が前各号又 は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号ま でのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第21条の2第1項第2号の営業所ごとに業務 主任者を選任していない者
- 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、 遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通 知しなければならない。

(平17条例23・追加、平24条例20・一部改正)

(登録事項の変更の届出)

- 第21条の5 屋外広告業者は、第21条の2第1項各号 に掲げる事項に変更があったときは、その日から30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、 当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があ った事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければ ならない。
- 第21条の2第2項の規定は、第1項の規定による 届出について準用する。 (平 17 条例 23・追加)

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第21条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲 覧に供しなければならない。

(平 17 条例 23·追加)

(廃業等の届出)

- 第21条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに 該当することとなった場合においては、当該各号に 定める者は、その日(第1号の場合にあっては、そ の事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長 に届け出なければならない。

 - (1) 死亡した場合 その相続人 (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を 代表する役員であった者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場 その破産管財人
 - (4) 法人が合併および破産手続開始の決定以外の 理由により解散した場合 その清算人
 - (5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した 場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告 業者であった法人を代表する役員
- 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当する に至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力 を失う。

(平 17 条例 23・追加)

(登録の抹消)

第21条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力 を失ったとき又は第24条の2第1項の規定により 屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告 業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消し なければならない。

(平 17 条例 23・追加)

- 第22条 市長は、規則で定めるところにより、広告物 の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識を 修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」 という。)を開催しなければならない。
- 市長は、規則で定めるところにより、講習会の運 営に関する事務を他の者に委託することができる。
- 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な

事項は、規則で定める。 (平17条例23・一部改正)

(業務主任者の設置)

- 第23条 屋外広告業者は、第21条の2第1項第2号の 営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者 を選任し、次項に定める業務を行わせなければなら ない。
 - (1) 登録試験機関が広告物の表示および掲出物件 の設置に関し必要な知識について行う試験に合 格した者
 - (2) 前条第1項の規定による講習会の課程を修了 した者
 - (3) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市もしくは他の同法 第252条の22第1項の中核市の行う講習会の課程 を修了した者
 - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に 基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格 者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げ に係るもの
 - (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に 掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定 した者
- 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するこ
 - とを行うものとする。 (1) この条例その他広告物の表示および掲出物件 の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工 事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物 件の設置に係る安全の確保に関すること
 - (3) 第23条の3に規定する帳簿のうち、規則で定め る事項の記載に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施 の確保に関すること。

(平 17 条例 23・全改)

(標識の掲示)

第23条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところに より、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに、公 衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番 号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げ なければならない。

(平 17 条例 23・追加)

(帳簿の備付け等)

第23条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿 を備え、その営業に関する事項で規則で定めるもの を記載し、これを保存しなければならない。

(平 17 条例 23・追加)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言および勧告) 第24条 市長は、本市の区域内において屋外広告業を 営む者に対し、良好な景観を形成し、もしくは風致 を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために 必要な指導、助言および勧告を行うことができる。 (平 17 条例 23・一部改正)

(登録の取消し等)

- 第24条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいず れかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは 一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受け たとき。
 - (2) 第21条の4第1項第2号又は第4号から第7 号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又
 - は虚偽の届出をしたとき。 (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反 したとき。
 - 第21条の4第2項の規定は、前項の規定による処

分をした場合に準用する。 (平 17 条例 23·追加)

(監督処分簿の備付け等)

- 第24条の3 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、 Lれを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に 供しなければならない。
- 市長は、前条第1項の規定による処分をしたとき は、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日 および内容その他規則で定める事項を登載しなけ ればならない。

(平 17 条例 23・追加)

(報告および検査)

- 第24条の4 市長は、本市の区域内において屋外広告 業を営む者に対して、特に必要があると認めるとき は、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその 職員をして営業所その他営業に関係のある場所に 立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、もし くは関係者に質問させることができる。 前項の規定により立入検査をする職員は、その身
- 分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったと きは、これを提示しなければならない。
- 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査 のために認められたものと解釈してはならない。

(平 17 条例 23·追加)

(秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会 の意見聴取)

- 第25条 市長は、次に掲げる場合は、秋田市都市環境 の創造および保全に関する基本条例(平成14年秋田 市条例第25号) 第9条第1項の規定により置かれる 秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会 の意見を聴かなければならない。
 - (1) 第4条の規定による指定をし、又はこれらを変 更し、もしくは廃止しようとするとき。
 - (2) 第6条の規定による許可の基準を定め、又はこ
 - れを変更し、もしくは廃止しようとするとき。 (3) 第7条第2項第2号から第4号まで、第3項第 1号および第3号ならびに第10項に規定する基 準を定め、又はこれらを変更し、もしくは廃止し ようとするとき。
 - (4) 第7条第7項の規定による指定をし、又はこれ を変更し、もしくは廃止しようとするとき。 (5) 第19条第1項の規定による指定をし、又はこれ
 - を変更し、もしくは解除しようとするとき。
 - (6) 第20条第3項の規定による認定をしようとす るとき。

(平14条例29・平17条例23・一部改正)

- (手数料) 第26条 この条例の規定による許可の申請をする者 は、申請の際、1件につき別表に定める手数料を納 めなければならない。
- 登録申請者は、申請の際、手数料を納めなければ ならない。
- 第22条第1項の講習を受けようとする者は、申込 みの際、手数料を納めなければならない。
- 第2項の手数料の額は、1件につき1万円とし、 前項の手数料の額は、1人につき4,000円とする。 (平 14条例 29・旧第 29条繰上、平 17条例 23・一部 改正)

(手数料の免除)

- 第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条 第1項の規定による手数料を免除する。
 - (1) 政治資金規正法第6条第1項の届出を行った 政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板 等を表示し、又は設置するため許可を受けようと するとき。
 - (2) 町内会、PTAその他市長が認める団体が、自ら道 標、案内図板その他公共的目的をもった広告物も

しくは公衆の利便に供することを目的とする広 告物を表示し、又はこれらの掲出物件を設置する ため許可を受けようとするとき。

(平 14 条例 29・旧第 30 条繰上・一部改正、平 17 条 例 23·一部改正)

(手数料の不還付)

第28条 既に徴収した手数料は、還付しない。 (平14条例29・旧第31条繰上)

(経過措置)

第29条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は 改廃する場合においては、その規則で、その制定又 は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内におい て、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。

(平 14 条例 29・旧第 32 条繰上)

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

(平 14 条例 29・旧第 33 条繰上)

- **第30条の2** 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第21条第1項又は第3項の規定に違反して登 録を受けないで屋外広告業を営んだ者
 - (2) 不正の手段により第21条第1項又は第3項の 登録を受けた者
 - (3) 第24条の2第1項の規定による営業の停止の 命令に違反した者

(平 17 条例 23・追加)

- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条又は第4条の規定に違反した者
 - この条例の規定による許可を受けないで広告 物を表示し、又は掲出物件を設置した者
 - (3) 第13条第1項の規定に違反した者
 - (4) 第14条第1項の規定による命令に違反した者
 - (5) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又 は虚偽の届出をした者
 - (6) 第23条第1項の規定に違反して業務主任者を 選任しなかった者

(平 14 条例 29・旧第 34 条繰上・一部改正、平 17 条 例 23・一部改正)

- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第15条第1項の規定による報告をせず、もしく は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
 - (2) 第24条の4第1項の規定による報告をせず、も しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項 の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは 虚偽の答弁をした者

(平17条例23・全改)

- 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条の規定による表示をしない者
 - (2) 第17条の規定による届出を怠った者

(平 14 条例 29・旧第 36 条繰上・一部改正)

- 第34条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、 使用人その他の従業員が、その法人又は人の事務に 関して、第30条の2から前条までの違反行為をした ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対 しても各本条の罰金刑を科する。
 - (平 14 条例 29・旧第 37 条繰上、平 17 条例 23・一部 改正)
- 第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円 以下の過料に処する。
 - (1) 第21条の7第1項の規定による届出を怠った

者

- (2) 第23条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第23条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、 帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は 帳簿を保存しなかった者

(平 17 条例 23·追加)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第25条から第28条までの規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 平成9年4月1日(以下「施行日」という。)前に秋田県屋外広告物条例(昭和49年秋田県条例第20号。以下「秋田県条例」という。)の規定によってした指定、許可もしくは命令又は申請もしくは届出(以下「処分又は手続」という。)で、この条例に出の規定があるものは、この条例の規定によってした相当の処分又は手続とみなす。ただし、秋田県条例により許可を受けた者の許可の期間は、当該許可の期間とする。
- 3 施行日において現に屋外広告業を営んでいる者 については、施行日から30日間は、第21条第1項の 届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことが できる。

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

- 4 河辺町および雄和町の編入の日(以下「編入日」という。)前に秋田県条例の規定によってした処分 又は手続で、この条例に相当の規定があるものは、 この条例の規定によってした相当の処分又は手続 とみなす。ただし、秋田県条例により許可を受けた 者の許可の期間は、当該許可の期間とする。 (平16条例60・追加)
- 5 編入日において現に屋外広告業を営んでいる者 (第21条第1項の届出をしている者を除く。) につ いては、編入日から30日間は、同項の届出をしない で引き続き屋外広告業を営むことができる。 (平16条例60・追加)
- 6 編入日前に旧河辺町および旧雄和町の区域内に おいてした行為に対する罰則の適用については、秋 田県条例の例による。

(平16条例60·追加)

- 附 則 (平成13年6月20日条例第25号) この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成14年7月1日条例第29号) (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月24日条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

- 附 則(平成16年11月15日条例第60号) この条例は、平成17年1月11日から施行する。
- 附 則(平成17年3月23日条例第23号) (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、第23条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、第24条の次に3条を加える改正規定、第30条の次に見出しおよび1条を加える改正規定、第31条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定(同条第2号に係る部分を除く。)、第32条の改正規定、第34条の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定ならびに次項および附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の秋田市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第21条の規定に基づき届出をして屋外広告と対して屋外広告を営んでいる者については、同項ただし書に改立を営んでいる者についら6月間(当該期間内という。)第21条の4第1項の規定に基づく登録の拒否のの秋田市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第21条の4第1項の規定に基づく登録の拒否の例があるまでの間という。があったときは、その目までの間とはなくても、引き続き屋外広告業を営むことの書がその期間を経過したときは、その申請をにおいて、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
- 間も、同様とする。 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際 現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者 等である者は、新条例第23条第1項に規定する業務 主任者となる資格を有する者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例 (附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定) の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年10月7日条例第30号) (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成24年3月26日条例第20号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年12月22日条例第48号) (施行期日)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第8号の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の例 による。

別表 (第26条関係)

(平14条例29・平17条例23・一部改正)

	区	分	単位	手数料の額
はり紙			50枚につき	300円
はり札等			1枚につき	100円
立看板等			1枚につき	300円
幕又は旗			1枚につき	500円
アドバルーン			1個につき	2,300円
		表示面積1平方メートル未満のもの		2,300円
	発光装置	表示面積1平方メートル以上5平 方メートル未満のもの		2,600円
	又は照明 装置を有するもの	表示面積5平方メートル以上10 平方メートル未満のもの	1個につき	3,300円
広告塔又は広告板		表示面積10平方メートル以上のもの		3,600円に10平方メートルを超える部分が1平方メートル増すごとに100円を加算した額
应 6 号 久 1 4 应 6 1 恢		表示面積1平方メートル未満のもの		500円
	その他の	表示面積1平方メートル以上5平 方メートル未満のもの	一基又は	900円
	その もの	表示面積5平方メートル以上10 平方メートル未満のもの	1枚につき	1,700円
		表示面積10平方メートル以上のもの		1,900円に10平方メートルを超える部分が1平方メートル増すごとに100円を加算した額

《秋田市宅地開発に関する条例》

平成 14 年 7 月 1 日 条例第 28 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例(平成14年秋田市条例第25号)第2条の基本理念にのっとり、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)に規定する開発行為等に関し必要な事項を定めることにより、優良な宅地開発を促進するとともに、計画的で秩序あるまちづくりを推進し、良好な居住環境の整備を図ることを目的とする。

(平 17 条例 24・一部改正)

(定義)

- **第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。
- **2** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 開発事業者 法第29条第1項もしくは第2項 又は第35条の2第1項の許可を要する開発行為 をする者をいう。
 - (2) 公共施設等 公共施設、公益的施設、調整池等 の防災施設、防犯灯その他開発行為により整備さ れる施設をいう。
 - (3) 公益的施設 教育施設、医療施設、交通施設、 購買施設、集会施設、教養文化施設、ごみ収集場 その他の居住者の共同の福祉又は利便のため必 要な施設をいう。
 - (4) 周辺住民 次に掲げる者をいう。
 - ア 開発区域に隣接する土地(公共施設の用に供されている土地のうち、国および地方公共団体が所有するものを除く。)および当該開発区域に隣接する土地に存する建物(以下「隣接土地等」という。)の所有者、占有者および管理者
 - イ ア以外の者で、開発区域の境界から規則で定める距離の範囲の区域内にある建築物に規則で定めるところにより居住していると認められる者
 - (5) 説明会開催要請者 次に掲げる者をいう。

- ア 隣接土地等の所有者(所有者が複数であるときその他やむを得ない事情があるときは、規則で定める者)
- イ ア以外の者で、開発区域の境界から規則で定める距離の範囲の区域内にある建築物に規則で定めるところにより居住していると認められる世帯の世帯主又はこれに準ずる者
- (6) 既存集落 市街化調整区域内において、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が、その敷地相互間の間隔が50メートル以内で連たんしている地域をいう。
- (7) 大規模既存集落 独立して一体的な日常生活 圏を構成していると認められる大規模な既存集 落であって、秋田県知事又は市長が指定したもの をいう。
- (8) 区域区分日 法第7条第1項に規定する市街 化区域と市街化調整区域との区分に関する都市 計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域 が拡張された日をいう。

(平 17 条例 24·一部改正)

(開発行為の原則)

第3条 開発事業者および第9条に規定する者は、開発行為が本市が定める法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針に適合するように努めなければならない。

(公衆衛生への配慮)

第4条 開発事業者は、開発区域内におけるし尿および維排水の適正な処理を図るため、下水道施設の整備、浄化槽の設置等を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上に努めなければならない。

(問題、紛争等への対応)

第5条 開発事業者は、当該開発行為に起因する問題、 紛争等が生じたとき又は生ずるおそれがあるとき は、必要な調整を行い、その解決に努めなければな らない。

(情報の公開)

第6条 開発事業者は、開発行為により整備された 土地および公共施設等について、積極的に情報を 開示するように努めなければならない。

第2章 事前協議等

(事前協議)

- 第7条 開発事業者は、優良な宅地開発を促進するため、法第32条(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の協議に先立ち、規則で定めるところにより、公共施設等の配置および整備、土地利用の調整等について市長と協議しなければならい。ただし、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為および法第35条の2第1項の変更の許可を要する開発行為のうち規則で定めるものについては、この限りでない
- 則で定めるものについては、この限りでない。 2 市長は、前項の協議(以下「事前協議」という。) があったときは、速やかに当該事前協議に応ずると ともに、その意見を開発事業者に通知するものとする。

(平 19 条例 40·一部改正)

(公共施設等の協議等)

- 第8条 開発事業者は、市長又は他の法律に基づく管理者の管理に属しない公共施設等については、当該公共施設等の区域の明確化を図るとともに、適切な管理が行われるよう市長と協議しなければならない。
- 2 開発事業者は、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公益的施設の用に供する土地については、適切な管理又は帰属が行われるよう市長と協議しなければならない。
- 長と協議しなければならない。 3 前2項の協議により合意した事項について、市長、 開発事業者および公共施設等を管理することとな る者その他の関係者は、管理および帰属に関する協 定書を締結するものとする。
- **4** 第1項および第2項の協議は、事前協議と同時に 行うことができる。

(計画の届出)

- 第9条 法第29条第1項第3号に掲げる開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為における位置の選定、規模、公共施設等の整備、土地利用の調整等について公共施設等の管理者等と協議を行い、当該開発行為の工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該開発行為の事業計画に関する書類を市長に届け出なければならない。
 - (1) 市街化区域内において行う1,000平方メートル 以上の開発行為
 - (2) 市街化調整区域内において行う開発行為
 - (3) 都市計画区域外の区域内において行う1~クタール以上の開発行為

(平 16 条例 61・平 19 条例 40・平 26 条例 63・一部改正)

第3章 公共施設等の整備等

(道路)

- 第10条 道路の構造は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第24条第1号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、セメント・コンクリート舗装、アスファルト・コンクリート舗装その他これらに類するものとする。ただし、開発事業者が自ら管理し、特に周辺の交通に支障がないと市長が認める道路については、この限りでない。
- 2 道路(主として車両の通行を目的とした道路に限る。)の縦断勾配は、省令第24条第3号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、4パーセ

ント以下とする。ただし、融雪施設等を設置した場合その他規則で定める場合については、この限りでない。

(公園等)

- 第11条 開発区域の面積が3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の開発行為であって、開発区域のすべてが当該開発行為の許可の日からおおむね2年以内に地方公共団体により整備が予定されている公園から125メートル以内の区域に含まれる場合(市長の同意を得ている場合に限る。)は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第25条第6号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、公園、緑地又は広場を設けないことができる。
- 2 開発区域の面積が5ヘクタール以上の主として 住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為により設置すべき公園の面積の合計の開発区域の面積 に対する割合は、開発区域の位置が市街化調整区域 および都市計画区域外であるときは、省令第21条第 1号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定に より、4パーセント以上とする。
- 3 公園は、省令第25条第2号の規定にかかわらず、 法第33条第3項の規定により、次に掲げる利用者の 安全を図るための措置を講じなければならない。
 - (1) 周囲の状況等を勘案し、安全上特に支障がないと認めるときを除き、さく、車止め等を設置すること。
 - (2) 面積が300平方メートル以上の公園については、 照明灯を設置すること。

(平 15 条例 19・平 26 条例 63・一部改正)

(消防水利)

- **第12条** 消防水利は、次に定めるところにより、整備 しなければならない。
 - (1) 開発区域内の予定建築物等の敷地を包含すること。
 - (2) 道路に接し、通行の支障にならない道路以外の位置であって、消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置であること(道路の管理者が道路に設置することについて同意した場合を除く。)。

(公益的施設)

- 第13条 開発事業者は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為をしようとする場合は、政令第27条の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、公益的施設のうち次の各号に掲げるものを当該各号に定めるところにより、配置しなければならない。ただし、開発区域の周辺にこれらの施設が整備されていることにより、市長が特に配置する必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) ごみ収集場 開発区域内の予定される建築物の予定戸数(以下「予定戸数」という。)が20戸以上の場合に1箇所以上配置するものとし、配置するごみ収集場の総面積は、予定戸数に0.18平方メートルを乗じて得た面積以上とする。
 - (2) 集会所 集会所用地の面積は、次のアおよびイに掲げる開発区域の面積又は予定戸数の区分に応じ、それぞれアおよびイに定める面積以上とする。ただし、地区計画等において建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合において、アおよびイに定める面積が当該最低限度の面積を下回るときは、当該最低限度の面積以上とする。
 - ア 予定戸数が50戸以上150戸未満又は開発区域の面積が1.5ヘクタール以上(イに掲げる区分に該当する場合を除く。) 140平方メートル以上
 - イ 予定戸数が150戸以上 予定戸数を150で除 して得た数に140平方メートルを乗じて得た面 積以上
- 2 開発事業者は、主として住宅の建築の用に供する

目的で行う開発行為をしようとする場合は、前項に 定めるもののほか、当該開発区域において想定され る居住者の需要に支障が生じないよう、居住者の利 便の増進を図るため必要な公益的施設を適正に配 置するものとする。

(防犯灯等)

第14条 開発事業者は、主として一戸建ての分譲住宅の建築を目的とする開発行為であって、開発区域の面積が5,000平方メートル以上の場合は、防犯灯、街灯等を設置するものとする。ただし、居住者の夜間の通行の安全を確保し、および犯罪の発生を予防するための措置を講じたときは、この限りでない。

(敷地面積の最低限度)

- 第15条 開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、法第33条第4項の規定に基づき、主として一戸建ての分譲住宅の建築を目的とする開発行為にあっては、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。ただし、地区計画等において建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合は、この限りでない。
 - (1) 市街化区域 140平方メートル
 - (2) 前号に掲げるもの以外の区域 200平方メート ル

第3章の2 市街化調整区域の開発行為等 (平17条例24・追加)

(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)

- 第15条の2 法第34条第11号の条例で指定する土地 の区域は、次の各号のいずれにも該当するものとし て市長が指定した土地の区域とする。
 - (1) 次に掲げるいずれかの区域を含む土地の区域 であって、その境界が道路、河川その他の土地の 範囲を明示するのに適切なものにより区切られ た区域から、政令第29条の9各号に掲げる区域を 除外した土地の区域であること。
 - ア 40以上の建築物(車庫、物置その他これらに 類する附属建築物を除く。イおよびウにおいて 同じ。)が距離60メートル以内で連たんしてい る区域
 - イ 2以上の建築物が距離60メートル以内で連たんしている2以上の区域が120メートル以内の間隔で近接するとともに、主要な道路で接続されており、かつ、これらの区域に存する建築物の合計が40以上である区域
 - ウ 40以上の建築物が距離60メートル以内で市 街化区域および市街化調整区域にわたって連 たんしており、かつ、市街化調整区域において 連たんしている建築物が20以上である区域の 当該市街化調整区域内の区域
 - (2) 幅員 4 メートル以上の道路が区域内に適切に 配置されている土地の区域であること。
 - (3) 排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、当該区域およびその周辺の地域において当該排水に起因するいっ水等による被害を生じさせないような構造および能力を有し、かつ、適切に配置されている土地の区域であること。 (4) 水道その他の給水施設が、当該区域内について
 - (4) 水道その他の給水施設が、当該区域内について 想定される需要に支障を来さないような構造お よび能力を有し、かつ、適切に配置されている土 地の区域であること。
- 2 市長は、前項の規定により土地の区域を指定した ときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、第1項の市長が指定した土地の区域を変更し、又は当該指定を解除する場合について準用する。

(平26条例63・追加・令4条例10・一部改正)

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途等)

- 第15条の3 法第34条第11号の開発区域およびその 周辺の地域における環境の保全上支障があると認 められる用途として条例で定める予定建築物等の 用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。
- (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 別表第2(い) 項第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用 に供する住宅
- (2) 建築基準法別表第2(い)項第2号に規定する建築物のうち、自己の居住および業務の用に供する兼用住宅
- 2 前項各号に定める用途の予定建築物等の敷地面積は、200平方メートル以上とする。ただし、200平方メートル未満であっても前条第1項の規定により市長が土地の区域を指定する以前から一敷地として使用され、隣接土地との一体性がないものと認められる敷地は、この限りでない。
- 3 第1項各号に定める用途の予定建築物等の敷地は、前条第1項の規定により市長が土地の区域を指定する以前から存する道路に接しているものとする。

(平 26 条例 63 · 追加)

(市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為)

- 第15条の4 法第34条第12号の規定により区域、目的 又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、 政令第29条の9各号に掲げる区域を含まない土地 の区域における次に掲げる開発行為とする。
 - (1) 既存集落又はその周辺の区域内において、 を当該土地の存する区域に係る区域区分日前か ら所有している者(土地を当該土地の存する区域 に係る区域区分日前から、所有し、かつ、当該既 存集落又はその周辺の区域内に居住していた者 から当該区域区分日以後に相続等の承継により 所有している者を含む。)であって、区域区分日 前から当該既存集落又はその周辺の区域内に居 住しているもの(以下この号において「本家」と いう。) の親族(当該本家との同居の事実がある 者に限る。)が、新たに自己の居住の用に供する 1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該既存集落 又はその周辺の区域内において建築することに ついてやむを得ない事情があると認められる場 合において、当該土地(その面積が300平方メート ル以下のものに限る。) に当該専用住宅を建築す ることを目的として行う開発行為(第3号に掲げ る開発行為を除く。)
 - (2) 大規模既存集落の区域内に当該区域に係る区域区分日前から居住している者(次号において「本家」という。)が、大規模既存集落の区域(その区域の境界から100メートルの範囲の区域を含む。)内において、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該区域内の土地(その面積が300平方メートル以下のものに限る。)に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為
 - (3) 本家の親族(当該本家との同居の事実がある者に限る。)が、大規模既存集落の区域(その区域の境界から100メートルの範囲の区域を含む。)内において、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該区域内の土地(その面積が300平方メートル以下のものに限る。)に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為
 - (4) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に規

定する事業の施行により、市街化調整区域に存する建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、これに代わるものを従前とほぼ同一の規模、用途および構造で建築し、又は建設することを目的として行う開発行為

- (5) 地区集会所その他の町内会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われる建築物(他の目的の建築物として併せて使用されるものを除く。)を建築することを目的として行う開発行為
- (6) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第24 条の規定により作成し、又は変更した関連事業計画に基づく移転、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第9条第3項の規定による勧告に基づく移転又はこれらと同等の移転として市長が認めるものに該当し、移転する建築物の代替となる建築物を建築することを目的として行う開発行為
- (7) 別表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に定める用途の建築物を建築することを目的として行う開発行為
- 2 市長は、前項第7号の区域を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、第1項第7号の市長が指定した区域を変更し、又は当該指定を解除する場合について 準用する。
- (平 17 条例 24・追加、平 19 条例 40・一部改正、平 26 条例 63・旧第 15 条の 2 繰下・一部改正・令 4 条 例 10・一部改正)
- (市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における建築行為)
- 第15条の5 政令第36条第1項第3号ハの規定により区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更は、前条に規定する開発行為に係る開発区域内において予定される建築物の要件に該当する建築物の新築、改築又は用途の変更とする。
 - (平 17 条例 24・追加、平 19 条例 40・旧第 15 条の 4 繰上・一部改正、平 26 条例 63・旧第 15 条の 3 繰下)

第4章 説明会等

(周知)

第16条 開発事業者(国および都道府県等を除く。以下同じ。)は、法第29条第1項もしくは第2項又は第35条の2第1項の許可の申請の前までに周辺住民に対して、開発行為の計画の内容、予定される建築物、工事の施工方法等について、規則で定めるところにより、周知しなければならない。ただし、法第35条の2第1項の変更の許可を要する開発行為のうち、規則で定めるものについては、この限りでない。

(平 19 条例 40·一部改正)

(説明会の開催)

- 第17条 開発事業者は、周辺住民から説明会の開催を 求められたときは、これに応ずるように努めなけれ ばならない。
- 2 説明会開催要請者は、開発区域の面積が3,000平 方メートル以上の規模の開発行為(法第35条の2第 1項の変更の許可を要する開発行為のうち、規則で 定めるものを除く。以下この条において同じ。)で あるときは、規則で定めるところにより、当該開発 行為に係る説明会開催要請者の総数の3分の2以 上の同意をもって、開発事業者による説明会の開催 を市長に要請することができる。
- 3 市長は、前項の要請があったときは、開発事業者 に対し、説明会の開催を要請するものとする。
- 4 開発事業者は、前項の規定により市長から説明会の開催を要請されたときは、速やかに説明会を開催

- しなければならない。
- 5 説明会開催要請者は、前項の規定により説明会が 開催されたときは、同一の開発行為について、再度 第2項の規定による要請をすることができない。
- 6 市長は、開発事業者が説明会を開催した場合において、規則で定める事項の説明が不十分であると認めるときは、再度説明会の開催を要請することができる。
- 7 開発事業者は、前項の規定により市長から再度説明会の開催を要請されたときは、速やかに説明会を開催しなければならない。

(説明会の報告)

第18条 開発事業者は、前条第4項又は第7項の規定により説明会を開催したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、説明の状況等を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(指導および勧告)

第19条 市長は、開発事業者が第17条第4項もしくは 第7項の規定による説明会を開催しないとき又は 前条の規定による報告書を提出しないときもしく は報告書に虚偽の記載をしたときは、当該開発事業 者に対し、説明会を開催し、又は報告書を提出する よう指導し、又は勧告することができる。

(事実の公表)

- 第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が 正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨 を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ勧告に従わない者に対し、秋田市行政手続条例(平成7年秋田市条例第44号)第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第9条第1項の規定により置かれる秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、前項の弁明の内容を審議会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日前に法第 32条の協議の申出があった開発行為については、適 用しない。

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

3 河辺町および雄和町の編入の日(以下「編入日」という。)前に法第32条の協議の申出があった旧河辺町および旧雄和町の区域における開発行為については、第7条、第8条、第3章および第4章(編入日以後法第35条の2第1項の変更の許可を要することとなったものにあっては、第8条、第3章および第4章)の規定は、適用しない。

(平16条例61・追加)

4 河辺町および雄和町の編入の際現に旧河辺町および旧雄和町の区域内において着手している開発行為(法第29条第1項第3号又は第4号に掲げる開発行為であって、第9条第4号に掲げる開発行為に該当するものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(平16条例61・追加)

附 則(平成15年3月24日条例第19号) この条例は、平成15年4月1日から施行する。 附 則(平成16年11月15日条例第61号) (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月11日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に区域区分が定められていない都市計画区域内において着手している次に掲げる開発行為については、改正後の秋田市宅地開発に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、適用しない。
 - (1) 開発行為の規模が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発行為(次号に掲げるものを除く。) (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1項第3号又は第4号に掲げる開発行為で、新条 例第9条第3号に掲げる開発行為に該当するも の
- 附 則(平成17年3月23日条例第24号) この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成19年9月27日条例第40号)
 - この条例は、平成19年11月30日から施行する。
- 附 則(平成26年6月30日条例第63号)(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において着手している区域区分が定められていない都市計画区域内における開発行為、建築行為および建築物の用途の変更については、改正後の秋田市宅地開発に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則 (平成28年3月18日条例第29号)
 - この条例は、平成28年6月23日から施行する。
- 附 則(平成30年3月19日条例第30号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 附則(令和4年3月22日条例第10号)(施行期日)
- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条もしくは第35条の2又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の秋田市宅地開発に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第15条の4関係)

(平 26 条例 63・追加、平 28 条例 29・平 30 条例 30・一部改正)

区 域

一般国道13号、主要地方道秋田雄和本荘線、主要地方道秋田 岩見船岡線、主要地方道秋田空港線、主要地方道秋田御所野雄 和線、主要地方道秋田北野田線、主要地方道寺内新屋雄和線、 一般県道河辺阿仁線、一般県道雄和協和線、一般県道秋田空港 東線、市道神内岩見線、市道和田高岡線、市道式田1号線、市道 松渕神内線、市道戸島畑谷線、市道広域河辺北野田神内線、 市道芝野鹿野戸線、市道芝野本田線、市道本田畑谷線、市道鹿野 戸安養寺線、市道本田妙法線、市道市田畑谷線、市道太子 前戸賀沢線、市道本田妙法線、市道赤平大張野線、市道松渕白 熊戸島線、市道高岡大沢線、市道市台七曲線、市道館和中央線 のうち市長が定める区間において、当該道路に対し6メートル以 上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100 メートルまでの区域 用途

建築基準法別表第2(い)項第1号および第2号に掲げる建築物以外の建築物ならびに同表(る)項に掲げる建築物以外の用途に供するもので、劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途に供する建築物又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物についてはその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの

《秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例》

平成24年12月27日 条例第 92 号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(風致地区の種別)

- 第2条 風致地区の種別は、第1種風致地区、第2 種風致地区および第3種風致地区とし、その種別 ごとの区域は、市長が別に定める。
- 2 市長は、前項の区域を定めたときは、これを告示しなければならない。

(許可を要する行為等)

- 第3条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
 - (2) 建築物等の色彩の変更
 - (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 木竹の伐採

- (6) 土石の類の採取
- (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び 清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2 条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同 じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に 関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の 堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しないものとする。
 - (1) 都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 国、秋田県もしくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市 街地開発事業に関する都市計画に適合して行う 行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築 又は増築に係る建築物もしくはその部分の床面 積の合計が10平方メートル以下であるもの(新 築、改築又は増築後の建築物の高さが第1種風 致地区にあっては8メートル、第2種風致地区

にあっては 12 メートル、第 3 種風致地区にあっては 15 メートルを超えることとなるものを除く。)

- (5) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が 10平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築又は移転
 - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設 の工作物
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類 する工作物で地下に設けるもの
 - ウ 消防又は水防の用に供する望楼および警鐘 台
 - エ その他の工作物で、新築、改築、増築又は 移転に係る部分の高さが1.5メートル以下で あるもの
- (7) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、 塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外の ものの色彩の変更
- (8) 面積が 10 平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (9) 水面の埋立て又は干拓で、当該埋立て又は干 拓の面積が10平方メートル以下のもの
- (10) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝その他の木竹の保有の ため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - **ウ** 自家の生活の用に充てるために必要な木竹 の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ この項各号および次条各号に掲げる行為の ため必要な測量、実地調査又は施設の保守の 支障となる木竹の伐採
- (11) 土石の類の採取で、その採取による地形の変 更が第8号の宅地の造成等と同程度のもの
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履 行として行う行為
 - **イ** 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (7) 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物 に附属する物干場、受信用の空中線系(その 支持物を含む。)その他これらに類するもの 以外のものの新築、改築、増築又は移転
 - (**ウ**) 建築物等の色彩の変更で第7号に該当しないもの
 - (I) 高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - (オ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - (カ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(エ)の土地の形質の変更と同程度のもの
 - (*****) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源 の堆積で、高さが 1.5 メートルを超えるも の
 - ウ 認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認 定電気通信事業をいう。以下同じ。)又は一般 放送(放送法(昭和25年法律第132号)第2条

- 第3号に規定する一般放送をいう。)の業務 (有線ラジオ放送の共同聴取業務に限る。以下 同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その 支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15 メートル以下であるものの新築(一般放送の業 務の用に供する線路又は空中線系に係るもの に限る。)、改築、増築又は移転
- エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、 次に掲げるものを除く。
 - (7) 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道もしくは林道の設置
 - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
 - (I) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)
 - (オ) 水面の埋立て又は干拓
- 3 国、秋田県、市又は規則で定める法人(以下「国等」という。)の機関が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(適用除外)

- 第4条 次に掲げる行為については、前条第1項の 許可を受け、又は同条第3項の規定による協議を することを要しないものとする。この場合におい て、これらの行為をしようとする者は、あらかじ め市長にその旨を通知しなければならない。
 - (1) 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通もしくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測もしくは通報の用に供する施設、自然公園の保護もしくは利用のための施設もしくは都市公園しくはその施設の設置もしくは管理に係る行為、土地改良事業もしくは地方公共団体もしくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造もしくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為で規則で定めるもの
 - (2) 道路、鉄道もしくは軌道、国もしくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業もしくは基幹放送(放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)の用に供する線路もしくは空中線系(その支持物を含む。)、水道もしくは下水道又は電気工作物もしくはガス工作物の設置又は管理に係る行為で規則で定めるもの

(許可の基準および条件)

- 第5条 市長は、第3条第1項各号に掲げる行為で 次に定める基準に適合するものについては、同項 の許可をするものとする。
 - (1) 建築物等の新築および増築については、次に 掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 仮設の建築物等
 - (7) 当該建築物等(増築の場合にあっては、当該増築部分)の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - (イ) 当該建築物等(増築の場合にあっては、増築後の建築物等)の規模および形態が新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等

当該建築物等(増築の場合にあっては、増築後の建築物等)の位置および規模が新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物等

- (7) 建築物にあっては、当該建築物(増築の場合にあっては、当該増築部分の建築物)の高さが、第1種風致地区にあっては8メートル、第2種風致地区にあっては12メートル、第3種風致地区にあっては15メートルを超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態および意匠が新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められるときは、この限りでない。
- (イ) 建築物にあっては、当該建築物(増築の場合にあっては、増築後の建築物)の建築面積の敷地面積に対する割合が、第1種風致地区にあっては10分の2、第2種風致地区にあっては10分の3、第3種風致地区にあっては10分の4以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (ウ) 建築物にあっては、当該建築物(増築の場合にあっては、当該増築部分)の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、第1種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは3メートル、第2種風致地区および第3種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは2メートル、その他の敷地境界線からは1メートル以上あること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (I) 建築物にあっては当該建築物(増築の場合にあっては、当該増築後の建築物)の位置、形態および意匠が、工作物にあっては当該工作物(増築の場合にあっては、増築後の工作物)の位置、規模、形態および意匠が、新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (オ) 建築物にあっては、その敷地が造成された宅地又は埋立てもしくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。ただし増築の場合にあっては、この限りでない。
- (2) 建築物等の改築については、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築物にあっては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。ただし、改築前の建築物の高さが第1種風致地区にあっては8メートル、第2種風致地区にあっては12メートル、第3種風致地区にあっては15メートルに満たないときは、それぞれ8メートル、12メートル又は15メートルを超えないこと。

- イ 建築物にあっては改築後の建築物の形態および意匠が、工作物にあっては改築後の工作物の規模、形態および意匠が、改築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (3) 建築物等の移転については、次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築物にあっては、移転後の建築物の外壁 又はこれに代わる柱の面から敷地境界線まで の距離が、第1種風致地区にあっては道路に 接する敷地境界線からは3メートル、その他 の敷地境界線からは1.5メートル、第2種風 致地区および第3種風致地区にあっては道路 に接する敷地境界線からは2メートル、その 他の敷地境界線からは1メートル以上あるこ と。ただし、周辺の土地の状況により風致の 維持に支障がないと認められるときは、この 限りでない。
- イ 移転後の建築物等の位置が、移転の行われる土地およびその周辺の土地の区域における 風致と著しく不調和でないこと。
- (4) 建築物等の色彩の変更については、当該変更 後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存 する土地およびその周辺の土地の区域における 風致と著しく不調和でないこと。
- (5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に 該当するものであること。
 - ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、第1種風致地区にあっては40パーセント、第2種風致地区にあっては30パーセント、第3種風致地区にあっては20パーセント以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。
 - イ 宅地の造成等に係る土地およびその周辺の 土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼ すおそれが少ないこと。
 - **ウ** 1~クタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。
 - (7) 高さが 3 メートルを超えるのりを生ずる 切土又は盛土
 - (イ) 区域の面積が1~クタール以上である森林で風致の維持上特に枢要であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの伐採
 - エ 1~クタール以下の宅地の造成等でウの(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにあっては、適切な植栽を行うこと等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- (6) 水面の埋立て又は干拓については、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 適切な植栽を行うこと等により行為後の地 貌が当該土地およびその周辺の土地の区域に おける風致と著しく不調和とならないもので あること。
 - **イ** 当該行為に係る土地およびその周辺の土地 の区域における木竹の生育に支障を及ぼすお それが少ないこと。
- (7) 木竹の伐採については、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 第3条第1項第1号および第3号に掲げる 行為をするために必要な最小限度の木竹の伐 採

イ 森林の択伐

- ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森 林の皆伐(第5号ウの(イ)に規定する森林に係 るものを除く。)で、伐採区域の面積が1へク タール以下のもの
- エ 森林である土地の区域外における木竹の伐 採
- (8) 土石の類の採取については、採取の方法が、 採取を行う土地およびその周辺の土地の区域に おける風致の維持に支障を及ぼすおそれが少な いこと。
- (9) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 2 第3条第1項の許可には、風致を維持するため に必要な条件を付することができる。この場合に おいて、その条件は、当該許可を受けた者に不当 な義務を課するものであってはならない。

(許可事項の変更)

- 第6条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 前条の規定は、前項に規定する変更の許可について準用する。
- 3 第3条第1項の許可を受けた者は、第1項ただ し書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅 滞なく、その旨を市長に届け出なければならな い。

(行為の完了等の届出)

第7条 第3条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(監督処分)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転もしくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
 - (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
 - (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主もしくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者もしくはした者
 - (3) 第3条第1項又は第6条第1項の許可に付し た条件に違反している者
 - (4) 詐欺その他不正な手段により、第3条第1項 又は第6条第1項の許可を受けた者
- 2 市長は、前項の規定により処分(許可の取消しを除く。)をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、秋田市行政手続条例(平成7年秋田市条例第44号)第12条第1項の規定による意見

- 陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行 わなければならない。
- 3 第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該措置を行うべきおよびその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者もしくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ告示しなければならない。

(立入検査)

- 第9条 市長又はその命じた者もしくは委任した者は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定による許可に係る土地に立ち入り、当該土地もしくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況を検査することができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第11条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万 円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条第1項又は第6条第1項の規定に違反 した者
 - (2) 第5条第2項(第6条第2項において準用する 場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- 第13条 第9条第1項の規定による立入検査を拒 み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金 に処する。

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理 人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業 務又は財産に関して、前3条の違反行為をした場 合においては、その行為者を罰するほか、その法 人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 前に風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年秋田県条例第21号。以下「県条例」 という。)の規定によりなされた処分、手続その他 の行為(本市の区域における風致地区に係るものに 限る。)は、この条例の相当規定によりなされたも のとみなす。
- 3 施行日前に本市の区域内においてした県条例第 12条から第15条までの規定の適用を受ける行為に 対する罰則の適用については、県条例の例による。

5 都市計画年表

西暦	4	丰月日	一般事項		秋田市の主な都市計画事項
1889	明治	22. 04. 01	市制施行		
1892		25		道 路	秋田市新川橋竣工
1897		30.04.19		公 園	秋田県公園(千秋公園)地使用規則を制定
1902		35. 10. 21	奥羽本線開通		
1907		40. 10. 01		上水道	秋田市上水道民家に給水開始
	大正	06	雄物川改修工事着工		
1918		07. 05. 28		公 園	南秋田郡立高清水公園開園
1919		08. 04. 05	旧都市計画法公布		
			市街地建築物法公布		
		08. 04. 10	旧道路法公布		
1000		08. 12. 06 11. 11. 27	道路構造令、街路構造令公布 9.4.1施行	L =10 \ *	ᅰᇚᆂᇈᅶᄽᅉᇍᄪᆄᇙᆍᆂᆇᆍ
1922	昭和		│ │(株)新屋バス会社を設立	上水道	秋田市上水道第1期拡張工事着工
1927	哈和	02 02. 03. 23	(休) 机座ハヘ云社を設立	計 画	都市計画法適用都市に指定
1928		03. 01. 10			第1回都市計画秋田地方委員会開催
1020		03. 08. 20	 土崎港築港工事着工		另「四部市市四代日地方及兵工局 能
1930		05. 05. 02		計 画	都市計画区域指定
1931		06. 05. 26		道路	秋田市国道 5 号線(牛島町-保戸野鉄砲町)着工
		06. 10. 01		下水道	秋田市下水道計画策定認可
		06. 12. 17	路面電車運転開始(秋田駅~県庁間)		
1932		07. 07. 05		下 水 道	秋田市下水道第1期工事着工
1933		08. 07. 28		計 画	秋田都市計画街路広小路線他 6 路線計画決定(最
					初)
1934		09. 11. 20		道 路	国営事業で茨島の秋田大橋竣工式をあげる
1938			雄物川改修工事完成		
		13. 09. 17		区画整理	新屋地区土地区画整理事業組合設立認可
1939		14. 02. 20		区画整理	茨島地区土地区画整理事業認可
1940		15. 03. 31 16. 07. 02		下水道	都市計画法に基づく下水道第2期工事竣工
1941		16. 07. 02		区画整理	土崎埋立地区土地区画整理事業認可 八橋に秋田市総合運動場竣工
			 太平洋戦争(米英宣戦布告)	公 風	八倫に伏田中総合建助場竣工
1942		17. 12. 01	太十八载子(木类鱼栽训日)	区画整理	茨島地区土地区画整理事業換地公告
1943		18. 11. 22		区画整理	新屋地区土地区画整理事業換地公告
1944		19. 03. 31		道路	新屋一秋田一土崎間の新国道(連接)完成
1945			秋田精油所及び土崎の一部に爆撃	~ 4	柳庄 机出 工具的分析自是《是技》元成
			ポツダム宣言受諾		
1948		23. 07. 10	建設省発足		
1950		25. 05. 24	建築基準法公布		
		25. 05. 26	国土総合開発法公布		
1951			秋田港、重要港湾に指定		
		26. 06. 09	土地収用法公布		
1952		27. 04. 05	White state of	区画整理	土崎埋立地区土地区画整理事業換地公告
		27. 06. 10	道路法公布	-1	까스캠크리고보다면소 나스로 그 내 캠크 다 보 다.
		27. 07 27. 08. 10		計 画 道 路	総合都市計画基礎調査対象モデル都市に指定
1953		28. 05. 11		道 路 計 画	市道八橋中央線(山王大通り)完工式 用途地域(4種類)決定告示
1953		29	 第1次道路整備五箇年計画閣議決定		
1954		29. 05. 20	第		
1957		32. 03. 20		計 画	第 1 次秋田市総合都市計画策定
.557		32. 07. 27		区画整理	
		32. 08. 12	秋田県庁舎焼失		
		32. 10. 31		道 路	秋田駅前線(中央通り)街路舗装工事完成
1958		33. 03. 19		計 画	一団地の官公庁施設計画決定
		33. 04. 15		区画整理	川尻地区土地区画整理事業認可
		33. 08. 01	道路構造令公布 同日施行		
1959		34	第 2 次道路整備五箇年計画閣議決定		
			秋田市電新大工町線軌道廃止		
			秋田県庁舎山王地区に移転		
1060			NHKテレビ開局	ᄪᇸᇒᅙ	孙田田並孙区士孙区面教理事業部立
1960 1961		35. 02. 06 36. 06. 01		区画整理	秋田駅前地区土地区画整理事業認可 秋田港地区土地区画整理事業認可
1901		36. 09. 01	 秋田民衆駅完工式		17、四/仓地位工地位四策理争未能引
			秋田氏永駅元工式 秋田空港開港		
		36. 10. 01	秋田王尼開港 第16回国民体育大会秋季大会		
		36. 10. 27	第3次道路整備5箇年計画閣議決定		
		36. 11. 01	秋田市の現状と将来の展望策定		
1962		37. 10. 05	全国総合開発計画閣議決定		
L -		37. 10. 15		公 園	八橋児童遊園地開園

西暦	年月日	一般事項		秋田市の主な都市計画事項
1964	39.01.04		区画整理	城南地区土地区画整理事業認可
	39. 03. 24		区画整理	土崎地区土地区画整理事業換地公告
	39. 03. 26		区画整理	山王地区土地区画整理事業認可
	39. 10. 26	秋田市庁舎山王地区に移転		
1965	40	第 4 次道路整備 5 箇年計画閣議決定		
	40. 03		計画	第2次秋田市総合都市計画策定
	40. 11. 01	秋田湾地区が新産業都市区域指定される	\ \	てい味を中で
1966	40. 12. 20	利用主要の独席よ	道路	手形陸橋完成
1900	41. 03. 31 41. 11. 28	秋田市電全線廃止 	道路	国道7号秋田-土崎間の臨海バイパス開通
	41. 12. 24	第 2 次秋田市の現状と将来の展望策定		国追り与秋田・工啊間の臨海バイバス開進
1967	42	第5次道路整備5箇年計画閣議決定		
1968	43. 06. 15	新都市計画法公布		
	43. 06. 15	都市計画中央審議会令公布		
1969	44. 06. 14		区画整理	秋田駅東第一地区土地区画整理事業認可
	44. 07. 01	秋田県都市計画地方審議会条例制定		
	44. 07. 05		区画整理	秋田駅前地区土地区画整理事業換地公告
	44. 09. 30		区画整理	川尻地区土地区画整理事業換地公告
	44. 12. 22		区画整理	山王第二地区土地区画整理事業認可
1970	44. 12. 25	初去到面地大家議会訊器	計画	秋田市都市計画審議会設置
1970	45. 01. 30 45. 04. 01	都市計画地方審議会設置 	下水道	 八橋終末処理場が処理開始
	45. 10. 29	新道路構造令公布 46.4.1施行	一小坦	八個水不足生物が光生用加
1971	46	第6次道路整備5箇年計画閣議決定		
	46. 02. 02	No Medie in Certification	区画整理	城南地区土地区画整理事業換地公告
	46.03.30		計画	市街化区域及び市街化調整区域(線引き)決定告
				示
	46. 04. 11		街 路	秋田駅八橋線(山王二丁目~山王十字路)完成
	46. 11	第3次秋田市の現状と将来の展望策定		
1972	47. 05. 07	第1回旭川クリーンアップ作戦実施		
	47. 10. 07		区画整理	山王地区土地区画整理事業換地公告
1973	48	第7次道路整備5箇年計画閣議決定	CT CT 86 TO	4. 中华····································
	48. 02. 10 48. 06. 30		区画整理 計 画	秋田港地区土地区画整理事業換地公告
	48. 09. 01		計画	用途地域(8種類)決定告示 大森山公園開設
	48. 10. 01		公園	公園都市秋田市をつくる条例公布
1974	49. 04. 19		道路	国道7号の秋田バイパス開通
	49. 06. 25	国土利用計画法公布	~	
	49. 07. 25		交 通	秋田市中心部環状線一方通行を実施
	49. 11. 30		再開発	秋田駅前地区第一種市街地再開発事業決定告示
1975	50. 04		公 園	小泉潟公園開設
1976	51. 08. 20		区画整理	秋操駅南地区土地区画整理事業認可
4077	51.09.01	第4次秋田市の現状と将来の展望策定		
1977 1978	52. 03. 29	第 0 次学收费供应签在社面眼 等边中	計画	線引き見直し(第1回定期)決定告示
1978	53 53. 11. 21	第 8 次道路整備 5 箇年計画閣議決定	\ \ \	 東北自動車道秋田~横手間57.4Km施行命令
	53. 12. 04		道 路 道 路	秋田環状線千秋トンネル開通
1979	54. 01		計画	秋田境代禄十代ドンボル開題 秋田市パーソントリップ調査
1980	55. 04. 01			川尻広面線明田地下道開通
]	55. 11. 10		再開発	秋田駅前南地区市街地再開発事業竣工
	55. 11. 13		区画整理	秋田駅東第一地区土地区画整理事業換地公告
1981	56.06.26	割山の秋田空港閉鎖、新秋田空港開港		
,	56.09		計画	第 3 次秋田市総合都市計画策定
1982	57. 02. 19	M = 15 14 m + 0 m + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	区画整理	秋田駅東第二地区土地区画整理事業認可
	57. 03	第5次秋田市の現状と将来の展望策定		1. 工作一地反土地反击数型主要投资。
1983	57. 06. 08 58	\$ C 为诺敦敦供 E 等年到面即详为中	区画整理	山王第二地区土地区画整理事業換地公告
1903	58 58. 03	第9次道路整備5箇年計画閣議決定	計画	 第1次市街地整備基本計画策定
	58. 03		計画	第一次甲寅地登順基本計画東定 一つ森公園開設
	58. 05. 07		計画	一
	58. 05. 26	日本海中部地震発生		The state of the s
	58. 10. 20		上水道	豊岩浄水場運転開始
1984	59. 03. 07	秋田新都市開発事業の地域振興整備公団へ		
		の事業認可		
	59. 03. 25		再開発	秋田駅前中央地区市街地再開発事業竣工
	59. 05. 21	秋田テクノポリス開発計画承認		MATERIAL (SEE) 14 C 11 C
	59. 06. 02		計画	線引き見直し(臨時)決定公告
	59. 12. 25		計画	秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例制 定
1986	61.03	第6次秋田市の現状と将来の展望策定		~
	61.03	秋田市国土利用計画策定		
	61. 10. 24		街 路	新屋豊岩線及び秋田南BP一部供用開始

西暦	年	月日	一般事項			秋田市の主な都市計画事項		
1988		63.04.02	秋田駅東西歩道橋「Weロード」開通					
		63	第10次道路整備5箇年計画閣議決定					
		63. 05. 03		計	画	都市景観形成モデル都市の指定を受ける		
1000		63	御記服 ー _ カーン体がこと	街	路	横山金足線一部供用開始		
1989		01. 06. 10 01. 07. 10	御所野ニュータウン街びらき 千秋公園「御隅櫓」完成					
1990		02. 04.	一人公园「岬栖僧」元成	道	路	秋田外環状道路(秋田南IC~秋田北IC)施行命令		
1000		02. 08. 24		道	路	秋田外環状道路(秋田北IC~昭和IC)起工式		
		02. 12. 12		道	路	国道7号秋田南バイパス第3工区供用開始		
1991		03. 03	第7次秋田市総合計画策定	l				
		03. 03. 14		建	築	秋田市建築物における駐車場施設の附置に関する		
		03. 07. 17		道	路	条例改正 3.4.1施行 国道13号御所野拡幅工事完了		
		03. 07. 17		道	路路	秋田自動車道(秋田南IC~横手IC)供用開始		
		03.08		計	画	第4次秋田市総合都市計画策定		
		03.08		公	袁	太平山リゾート公園開設		
		03. 08. 29	クアドーム「ザ・ブーン」オープン					
1000		03. 09. 24		計	画	線引き見直し(第3回定期)決定告示		
1993		05. 03. 31 05	 第11次道路整備 5 箇年計画閣議決定	計	画	秋田駅周辺地区都市拠点総合整備事業大臣承認		
		05. 11. 19	カロヘル四定開 ン 回 千 引 回 솀 譲	道	路	日本海沿岸東北自動車道(岩城IC~秋田JCT)施行		
		VV. 11. 1V		, LE	ᄣᄆ	命令		
1994		06. 02. 08	駐車場案内システム供用開始					
		06. 03. 01		区画		秋田駅東第三地区土地区画整理事業認可		
		06.03		計	画	第2次市街地整備基本計画策定		
		06. 04. 08 06. 07. 21	ポートタワー「セリオン」オープン	区画	汝耶			
		06. 07. 21	 秋田自動車道(北上IC~北上西IC)供用開		巨垤	秋田駅西北地区土地区画整理事業認可		
			始					
		06. 1		計	画	秋田都市圏OD調査		
1995		07. 04. 11	秋田公立美術工芸短期大学開学					
		07. 09. 29		区画塾	整理	秋田駅東第二地区土地区画整理事業換地公告		
		07. 11	外貨コンテナ定期航路(秋田港〜韓国・釜 山)開設					
		07. 11. 01	山 /)	区画	を 理	秋田駅東拠点地区土地区画整理事業認可		
		07. 11. 01	秋田自動車道(湯田IC~横手IC)供用開始		I	10.一切不及小仓产工仓户口正在于不助引		
1996		08.03	第8次秋田市総合計画策定					
		08. 04. 02		計	画	用途地域(12種類)決定告示		
1997		09. 03. 16	秋田駅ビルリニューアル(トピコ改名)					
			秋田新幹線開業 中核市に移行					
			中央地区老人福祉総合エリアオープン					
		09. 07. 23	秋田自動車道(北上西IC~湯田IC)供用開					
			始	l				
		09. 11. 13		道	路	秋田自動車道(秋田南IC~昭和男鹿半島IC)供用		
		09. 12. 09		計	画	開始 秋田中央道路他 6 路線決定告示		
1998		10.03		計	画	第2次秋田市国土利用計画策定		
		10. 03. 30		道	路	豊岩仁井田線「秋田南大橋」供用開始		
		10.05	第12次道路整備 5 箇年計画閣議決定					
1000		10.09.22		計	画	線引き見直し(第4回定期)決定告示		
1999		11. 07. 08 11. 08. 22	定期フェリー便就航 外貨コンテナ定期航路(秋田港~ロシア・					
		11.00.22	か貝コンナナ定期机路(秋田港~ロング・ ポシエット)開設					
		11.09.30	The second secon	区画	整理	秋操駅南地区土地区画整理事業換地公告		
		11.09.30		建	築	秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防およ		
				<u>.</u> .	_	び調整に関する条例改正制定 12.1.1施行		
		11.10~		計	画	全国都市PT調査		
2000		11. 11 12. 04. 01		計	画	秋田市都市計画審議会条例改正 12.4.1施行		
2000		12.04.01		ĀΙ	凹	秋田巾郁巾計画番議会条例以近 12.4.1施行 秋田市開発審査会条例制定 12.4.1施行		
		12.06.30		街	路	秋田中央道路事業大臣認可		
		12.07.04		計	画	中通一丁目地区第一種市街地再開発事業決定告示		
		12. 07. 29	秋田駅西口広場人工地盤「ぽぽろーど」開					
		10 11 00	通					
2001		12. 11. 30 13. 01	秋田駅西口広場「大屋根」完成 国土交通省発足					
2001		13.01	国工交通有宪定 第9次秋田市総合計画策定	計	画	第5次秋田市総合都市計画策定		
		13. 03. 23	千秋公園「久保田城表門」完成	"'	_			
		13. 07. 07		道	路	日本海東北自動車道(秋田空港IC~河辺JCT)		
		10.00		W.		供用開始		
		13.08	ワールドゲームズ開催	道	路吸	秋田自動車道(協和IC~秋田南IC)4車線供用開始		
		13. 08. 01		道	路	横山金足線(手形工区)供用開始 手形山大橋および手形山トンネル開通		
			1	L		丁ル山八响のよいナ形山トノヤル用連		

西暦	年月日	一般事項			秋田市の主な都市計画事項
2001	13. 10. 30	国際定期便(秋田ーソウル)就航			Ne vy Z Smunie vy
	13. 11. 22		道	路	新屋土崎線「秋田大橋」供用開始
2002	14. 03. 30	秋田自動車道(琴丘森岳IC~能代南IC)供			
		用開始			
	14.04	都市再生特別措置法公布	+n	9 <i>f</i> =c	ᇸᇚᆂᄳᆂᇛᇎᇫᅅᆇᇗᆝᇕᄼᄓᄝ
	14. 07. 01		都市景	観	秋田市都市環境の創造および保全に関する
	14 07 01		₩ + 5	1. 午日	基本条例制定
	14. 07. 01 14. 07. 01		│ 都市景 │ 公	鼠鼠	秋田市都市景観条例制定 秋田市都市緑化の推進に関する条例制定
	14. 07. 01		計	画	秋田市宅地開発に関する条例制定
	14. 09. 28		道	路	日本海東北自動車道(昭和男鹿半島IC~琴丘森岳
					IC)供用開始
	14. 10. 26		道	路	日本海東北自動車道(岩城IC~秋田空港IC)
					供用開始
2003	15. 03. 31	第10次秋田市総合計画策定	\ *	D/ 5	
	15. 03. 15 15. 06. 22	 新秋田市民市場オープン	道	路	秋田南バイパス開通
	15. 00. 22				
	1.0.07.07	本 と 日 所			
	15. 08. 22	秋田市太平山自然学習センター			
		「まんたらめ」オープン	l		
	15. 10. 01		道	路	南部中央線(茨島地区)供用開始
2004	15. 12. 18	₩ III 本 建 郑 400 左	道	路	横山金足線(濁川工区)供用開始
2004	16. 04 16. 04	秋田市建都400年	計	画	 河辺都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
	10.04		āΙ	凹	決定告示
	16.04		計	画	秋田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
	10.01		н .	П	決定告示
	16.04.01		道	路	南部中央線(仁井田工区)供用開始
	16. 04. 17	太平山リゾート公園グランドゴルフ場オー			
		プン			
	16.06	景観法公布	146	n#	# A G (4) G W - G W G B W
	16. 06. 02 16. 07. 16		道 道	路路	横山金足線(外旭川工区)供用開始 横山金足線(下新城工区)供用開始
	16. 07. 16	 「秋田拠点センター・AL☆VE」オープン	追	岭	按山亚龙脉 \ [7] 初
2005	17. 01. 11	「秋田拠点センダー・AC☆VC」オーラン 河辺町・雄和町と市町合併施行			
-755	17. 04. 01	秋田駅東口駅前広場完成			
	17. 10. 01	マイタウン・バス運行開始			
2006	18. 01. 31		区画整	壁理	秋田駅東拠点地区土地区画整理事業換地公告
	18. 03. 31	交通局廃止			
	18. 05		計	画	秋田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
	18. 05. 19		計	画	決定告示 線引き見直し(第5回定期)決定告示
	18. 07. 29	 秋田自動車道(能代南IC~能代東IC)供用開	PI	Ш	
	1.5.57.25	始			
2007	19.03	第11次秋田市総合計画策定			
	19. 09. 15		道	路	秋田中央道路(北側ルート)供用開始
	19. 09. 29	秋田わか杉国体(夏季・秋季大会)開会			
0000	19. 10. 13	秋田わか杉大会開会			
2008	20. 02 20. 07. 01	シーアンドレール輸送実験	計	画	 特別用途地域(大規模集客施設制限地区)
	20.07.01		п	四	特別用述地域 (入規模集各施設制限地区) の決定告示
	20. 07. 09	 「秋田市中心市街地活性化基本計画」			W.K.H.V.
		内閣総理大臣認定			
	20. 10. 15		計	画	中通一丁目第一種市街地再開発事業変更告示
2009	21.03		都市景		秋田市景観計画策定
	21.03		計	画	秋田市総合交通戦略策定
	21.03	「亜邨古足井」 ビッカンカー・ナー プン	計	画	秋田市公共交通政策ビジョン策定
	21. 05. 07 21. 10. 27	「西部市民サービスセンター」オープン 	道	路	 秋田中央道路南側ルート計画とりやめ
	21. 10. 27		計	画	
2010	22. 07. 06		道	路	秋田環状線(築山工区)供用開始
	22. 07. 09		道	路	南部中央線全線完成
	22. 08. 10		道	路	横山金足線開通(金足工区除く)
2011	23. 03		計	画	第3次秋田市国土利用計画策定
	23. 03	第19次和四本级人社园等户	計	画	第 6 次秋田市総合都市計画策定
	23. 03 23. 03. 11	第12次秋田市総合計画策定			
	23. 03. 11	東日本大震災発生 「北部市民サービスセンター」オープン			
	23. 06	I SHERING CACOS IN JU	計	画	秋田市バリアフリー基本構想策定
	23. 07. 29	秋田空港アクセス道路供用開始		_	The state of the s
	23. 08. 11		道	路	明田外旭川線(駅東第三地区内)供用開始
2012	24. 07. 21	にぎわい交流館・新県立美術館オープン			
2013	25. 04. 01	秋田公立美術大学開学			
	25. 09. 01	大森山動物園開園40周年			

西暦	4	年月日	一般事項	秋田市の主な都市計画事項			
2014		26. 04. 01	市立秋田総合病院が地方独立行政法人に移				
			行				
		26. 05. 12	「南部市民サービスセンター」オープン				
		26.07.01		計	画	秋田都市計画区域と河辺都市計画区域の統合	
		26. 07. 01		計	画	線引き見直し(第6回定期)決定告示	
		26. 07. 01		計	画	秋田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の	
						決定告示	
0045		26. 10. 04	第29回国民文化祭・あきた2014開催				
2015		27. 05. 30	東北六魂祭2015秋田開催				
		27. 08. 24	「東部市民サービスセンター」オープン				
0010		27. 12	第13次秋田市総合計画策定	=1		你 6 岁 4 四 十 40 人 立 这 2 2 2 2 2 2 2	
2016		28. 03 28. 03		計	画	第2次秋田市総合交通戦略策定	
		28. 03	利四本东广 秦明广	計	画	第2次秋田市公共交通政策ビジョン策定	
		28. 05. 06	秋田市新庁舎開庁 「中央市民サービスセンター」オープン				
		28. 10. 28	「中央市民り一と人とファー」 オープン 日本女性会議2016秋田開催				
		28. 12. 01	1 本文 [
		20. 12. 01	「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形遺産登録				
2017		29. 03. 24	「第2期秋田市中心市街地活性化基本計画」				
2017		20.00.21	内閣総理大臣認定				
		29. 07. 15	秋田市新屋ガラス工房オープン				
		29. 09. 09	ねんりんピック秋田2017開催				
2018		30. 03	Note you by Manager Market	計	画	秋田市立地適正化計画策定	
		30. 03. 24	土崎みなと歴史伝承館オープン				
		30. 04. 18	クルーズ船専用旅客ターミナルの使用開始				
		30. 04. 18	乗船客専用列車「あきたクルーズ号」運行				
			開始				
		30. 07. 24	「南部市民サービスセンター別館」オープ				
			ン				
2019		31.03	八橋陸上競技場に大型映像装置およびナイ				
			ター設備新設				
		31. 03. 25		道	路	外旭川新川線(寺内工区)供用開始	
		31. 03. 29		道	路	秋田環状線(牛島駅前工区)供用開始	
	令和	01. 05. 24	これが秋田だ!食と芸能大祭典2019開催				
		01.09.08	「第39回全国豊かな海づくり大会・あきた				
		01 10 17	大会」式典開催				
2020		01. 12. 17	秋田ノーザンゲートスクエア完成	\ ×	D.#	园类7月天海洋吸入天海河山。海田区园、伊田园 <u>协</u>	
2020		02. 03. 14 02. 08. 01		道道	路路	国道7号下浜道路(下浜羽川~浜田区間)供用開始 秋田駅西口駅前広場改修事業竣工	
		02. 08. 01		坦 下 水			
		12.00		' ''	=	機能統合	
2021		03.03	第14次秋田市総合計画策定			10 10 170 E	
		03.03		計	画	第 3 次秋田市総合交通戦略策定	
		03. 03		計	画	第3次秋田市公共交通政策ビジョン策定	
			泉外旭川駅開業				
			秋田市文化創造館オープン				
		03. 03. 29		道	路	千秋久保田町線が対面通行へ切り替え	
		03. 06. 08	東京2020オリンピック聖火リレー点灯式・				
		00 00 00	採火式を開催		_	66 - 4- 11 40 A 40 1 4	
		03. 06. 30		計	画	第7次秋田市総合都市計画策定	
		00 11 00		計	画	第 4 次国土利用計画策定	
0000		03. 11. 22	中国・南寧市と友好都市提携		er.	M. m. + . c. 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1	
2022		04. 03		計	画	秋田市バリアフリーマスタープラン策定	
				計	画	秋田市景観計画改定	

秋田市の都市計画2022 令和4年3月発行

編集・発行 秋田市 お問合せ先 秋田市 都市整備部 都市計画課 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 TEL 018-888-5764 E-mail ro-urim@city.akita.lg.jp

